

第百六十四回
会

参議院經濟産業委員会會議録第十六号

平成十八年五月三十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十四日

補欠選任

那谷屋正義君

藤末 健三君

出席者は左のとおり。

委員長 加納 時男君
理事 北川イツセイ君
佐藤 昭郎君
松山 政司君
若林 秀樹君
渡辺 秀央君

委員

倉田 寛之君
小林 温君
林 芳正君
保坂 三蔵君
松村 祥史君
岩本 司君
小林 正夫君
直嶋 正行君
藤末 健三君
山根 隆治君
浜田 昌良君
松 あきら君
田 英夫君
鈴木 陽悦君

国務大臣

経済産業大臣

二階 俊博君

副大臣

経済産業副大臣

松 あきら君

大臣政務官

経済産業大臣政務官

小林 温君

事務局側

常任委員会専門員

世木 義之君

政府参考人

警察庁交通局長

矢代 隆義君

総務大臣官房総括審議官

荒木 慶司君

文部科学大臣官房審議官

中田 徹君

厚生労働大臣官房政策評価審議官

村木 厚子君

厚生労働省社会・援護局長

中村 秀一君

農林水産省総合食料局長

内藤 邦男君

農林水産省農村振興局企画部長

宮本 敏久君

経済産業大臣官房商務流通審議官

迎 陽一君

中小企業庁長官

望月 晴文君

国土交通大臣官房審議官

加藤 利男君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加納時男君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十四日、那谷屋正義君が委員を辞任され、その補欠として藤末健三君が選任されました。

○委員長(加納時男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案の審査のため、本日の委員会に警察庁交通局長矢代隆義君、総務大臣官房総括審議官荒木慶司君、文部科学大臣官房審議官中田徹君、厚生労働大臣官房政策評価審議官村木厚子君、厚生労働省社会・援護局長中村秀一君、農林水産省総合食料局長内藤邦男君、農林水産省農村振興局企画部長宮本敏久君、経済産業大臣官房商務流通審議官迎陽一君、中小企業庁長官望月晴文君及び国土交通大臣官房審議官加藤利男君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○委員長(加納時男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加納時男君) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松村祥史君 皆さん、おはようございます。自由民主党の松村祥史でございます。

今日は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案、いわゆる中活法の質疑をやらせていただきましたと思います。

この法案に関しては、参考人の意見陳述をお聞きし、また先日、川越の方にお邪魔をしまして、その成果をちよつと見させていただいたところでございました。大変川越においては活力ある活動を

をやられているというのが実感でございました。

し、ちょうど平日のお昼でございましたが、大変観光客も多くて、その特性を十二分に生かしていらっしゃるなど、こう思いました。それを踏まえた上で、今日はいろいろと質問をさせていただきたいと、このように思っております。

私自身、このまちづくり三法に関しては大変な思い入れもございまして。と申しますのが、私も国政に身を置くまでは地域で頑張る経営者の一人でございまして、経営者というのはやはり社会貢献というのが非常に大事でございまして、まちづくりがどうあるかその経済体系も変わっていくと。特に中小零細というのはこういうものが大きく左右するわけでございまして。そんな中で、商工会の青年部という組織にありましたところは、地域おこしだとか、こんな思いで、まちづくりは人づくりであり地域づくりだ、ひいては経済の活性化だ、こんな思いでいろいろなことに取り組んでおりました。

今回、こういうことで法の改正を見たわけでございまして、これ、今日、法案の審議をするわけでございまして、大変さういう思いでは非常に感慨深いものがございます。事ここに至った経緯につきましては、私どもも当選させていただいて、我が党でまちづくり三法を見直すプロジェクトチームというのをつくりまして、一年間いろいろな議論をさせていただきました。高度経済成長を果たして、それぞれの地域が活力を持って伸びていく、こんな中で地方の都市辺りは非常に格差を強いられて町が空洞化したのではないかと、このことをしっかりと検証しようということ

で一年間取り組んだわけでございまして、やはり経済の伸展とともにモータリゼーション化、こういったもので消費者のニーズも変わりました。しょうし、いろいろな観点も変わつたと思います。

また、人口減少、公共施設の郊外進出、また大

店の進出、この理由の中で一番大きかったのは、私どもが常々思っていたのは大店の進出であつたらうと、こう思います。小が大に勝つためにはそれぞれの特性を生かしますが、それだけの理屈では勝てない理由も多々ございます。選ばれるのは顧客でございますけれども、その顧客に対してのやはり商業者としてのプレゼンも足りなかつたでしようし、アピールも足りなかつたでしよう。しかしながら、市場原理主義からいいますと、なかなか小が大に勝つていくというのは難しいことでございまして、小の団結力というのは、これ少々足りなかつたのは否めないという点を実感しております。そこで、平成十年にまちづくり三法を制定されて、都市の活性化ということで取り組んできたわけでございますが、今回、今のような反省にかんがみ、法の改正というふうに理解をしております。

そこで、まずお尋ねをいたしますが、まちづくり三法、平成十年に制定をいたして、都合七年、もう八年になりますか、経過をしておりますが、この間のこの三法のそれぞれの評価、まちづくりに対してどのような評価をされているのか、まず経済産業省にお尋ねをしたいと思ひます。お願いいたします。

○政府参考人(迎陽二君) まちづくり三法の制定後の実際の評価というお尋ねでございますけれども、私どもでもその関係する審議会で様々な議論をしてまいりました。そうした中で、平成十年の法改正で、旧大店法による商業の需給調整をやめて、大型店の立地については、どこに立地をしていいかというふうなものは都市計画による立地のコントロールの仕組みに転換を図つたわけでございます。しかしながら、各種のそうしたゾーニングのための都市計画につくられたツールが地域において十分な活用がなされなかつたというふうなことがございます。

それから、中心市街地の活性化につきまして、中心市街地の活性化の計画、地域でいろいろお作りいただいたわけでございますけれども、こ

れについて十分な評価を行うような仕組みが整つていなかった、あるいは商業の活性化等にやや偏るところがあつて、様々な都市機能の中心部への集約と、トータルなまちづくりの中で問題を解決していくというふうな視点がやや希薄であつたというふうな、いろいろ見直すべき点というふうな御指摘を受けておるところでございます。

今回の法律の改正におきましては、こうした三法の抜本的な見直しに基づいて、今般、都市計画法等の改正と、それからここに御提案申し上げております中心市街地活性化法の改正を御提案しておるところでございます。

○松村祥史君 今御答弁ありましたとおり、それぞれの三法はなかなかうまく機能しなかつた、こういった理解をしていいものかと思うんですけれども、そのことでやはり町が空洞化しシャッター通りができた、こういったことは否めないというふうな思つております。

町で暮らしておられますと、若い経営者の一人として思つていたことは、頑張ろうにも自助努力の限界を超えているなということを常日ごろから感じておりました。まちづくりはやはり地域に住む住民のやる気だと、こう思つておりますが、そのやる気がいかにあろうとも、なかなか届かないものがございます。

そこで、今回、この法の改正をしていただくことで、町の集積を図り、町のにぎわいを取り戻す、そのことによって経済の活性化の一端にしたい、と、こういった理解をしておりますけれども、現在、人口減少問題を抱え、少子高齢化が進む中で、またモータリゼーションが進む中で、高齢化する方々が歩いて買物に行けたり、いろんな不便を感じることもなく町の中で生活できるような法に仕上げていく必要があると考えます。

そこで、二階大臣にお尋ねをいたしますが、今回、この法の改正後、三法の機能を基にどのようなまちづくりを推進される考えをお持ちなのか、まずお尋ねをしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(二階俊博君) 松村議員は、自ら経済界に身を置いて、また青年会議所等でも大変な御活躍をいたした中でいろいろなチャレンジをしてこられたと思ひます。

その中で限界を感じるという今御意見を伺いましたが、私も地方の経済界、また商店街、あるいは地域の青年経営者等、いろんな研究、研さんを重ね、またいろんな場面にチャレンジを続けていく中で、やはり今、松村議員がおっしゃつたと同じような思いに至る場合があるのではないかと。その際、経済産業省として何か手助けはできないだろうか、御一緒に悩み、御一緒に考えようと、そういう気持ちで大事ではないかと思つております。

そんな中で、今また少子高齢化、そして何よりも商店街で重要な人口減少社会という、この商店街機能にとって人口というのは大変大きな役割があるわけでありますが、そこに継続的に人口減少社会を迎える、このような状況であります。私はそうだからといって、このまま立ちすくんでおつたのでは何もないわけでありまして、これから、都市機能の無秩序であります拡散の状況から中心部へと改めて集約する方向転換が必要だということ、今回この法律をお願いしていただくわけでありますが、今後、中心市街地に都市機能を集積させ、住む人を増やし、にぎわいの回復を図るということが一応この理想と考えておるわけでありまして、そこに持つていくためには相当の頑張りがなくてはならない。

そこで、今日は、日ごろ中小企業のために本当に力を尽くして、ださつておる山口信夫日商會頭が「改正「まちづくり三法」で地方活性化を」というタイトルで「財界」という雑誌でインタビューに応じておられるのが新聞広告で目に留まりましたので、先ほどから取り寄せて拝見をしておるところであります。そこにはやはり、コンパクトなまちづくりということで、成功事例の青森市の例を取り上げております。しかし、この青森市というのは人口も相当数あるわけでありま

から、どこの町にもこの例が当てはまるわけではありませんが、しかし共通の問題点はやはりここにも存在するわけであります。

昭和五十年のころに比べて、夜間人口の減少は、十年間で約四割減少した、そういう中でこの市内の七つの商店街でも廃業、休業が相次いだ、この状況の中から、平成元年に青森の市長に就任された佐々木誠造さんがコンパクトなシティー構想を打ち出して中心市街地活性化の先頭に立つた。私もこの市長は存じ上げておりますが、非常に熟練練達の市長であります。考え方が若い、そして斬新なアイデアを駆使して市政を引っ張つておるわけでありますが、これは、歩いたり、自転車利用で十分用が足せるまちづくりをしよう、これがこの町のコンセプトであるのであります。そこからいろんな工夫を凝らして、今まちづくりとして非常な実績を上げておられるわけであります。私どもも何がその成功に結び付いたのか。

そしてまた、皆さんも御承知のとおり、関西の方では堺市という伝統的な歴史的名なきんと都といひますか、そういう町があるわけでありまして、私も今朝閣議の際に、お隣におられた堺市出身の北側国土交通大臣に対して、一度経済産業省の幹部を堺市へ勉強にやりたいと思つていらっしゃる、そのときははつぴを着ていくからね、という話をしましたら、自分が出迎えるから、というところへ行つて、見えざるところで何が大事かということをやはり見てこなきゃ駄目だ。ですから、今、法案を御審議いただいているわけでありまして、この法案が成立したからとて、私は度々正直に申し上げておるんですが、それで日本の商店街が全部活気付くとは思ひません。一万三千ぐらいの商店街の中で幾つかの町を選んで、そこに集中的にこの機能回復のための努力を地元の皆様とあるいは県、市町村、そして経済産業省一体になって取り組んでいきたいと思つております。

これは今度、出先の局長を改めて東京に招集しておるわけですが、この法案成立の後には、私は委員会の場で度々申し上げてきた、地方の先も総動員をして、この法律の成果を地域の商店街の発展につなげていくということを言っております。以上、彼らにもそういうことの決意を固めてもらおうと、こういう思いで特別に局長を招集しておるところでございます。

今日、委員長及び理事各位の御理解をいただいで、私どもで、こういう状況ではありますが、一万三千の中で頑張っておる商店街、いわゆる「がんばる商店街七十七選」というものを今日は発表させていただくことにいたしました。もう既に委員各位のテーブルには配付されておると思いますが、またお暇のときに目を通していただきたいと思います。こういうことを重ねていくことによつて、自分たちの商店街とここに出てくる七十七選とはどこが違うかということとをそれぞれお考えになりますし、この程度のことなら自分たちもやろうと思つたらやれるんだということがあ

るかもしれない。

そんな中から、試行錯誤ではありますが、私どもも、この経済産業政策の中で一番難しい商店街対策、私はこれが一番難しいと思うんです。大企業の場合には、ある程度自らの足で立つて、自らの手で自らの頭脳でこの企業の将来はどうあるべきかということとをみんな御自身がそれぞれ研さんされるわけですが、この商店街の皆様は奮起していただくためには、先ほど申し上げましたように、青森の市長のような先頭に立つてやつてくれる地方行政の責任者、そしてそのことに対して政策的にこんな方法がありますよ、融資ならこれがありませんよ、そして政府系金融機関もとすればどんな決着になるかということをお心配をいただいております。中々、中小企業の皆さんにもある程度安心していただけるような新しい枠組みができるのではないかと希望が持てるようになってまいりました。

そういうことなどを併せて、これから議員の皆様いろいろなお知恵やまた経験をおかりしながら、経済産業省としても、先ほど来申し上げてまいりましたように、一番難しい商店街の振興策、真剣に取り組んでみたいと考えております。

○松村祥史君 大臣、ありがとうございます。固い御決意を聞かしていただいたと思います。

また、後ほど質問させていただこうと思っておりますが、「がんばる商店街七十七選」、先般は中小企業についてもこのようなエールを送つていただいで、こつこつと広く知らしめることでその方法論であるとかいろいろなものの検討ができて、また頑張つていく方々への追い風になるものと思つております。大臣の本来のねらいというのは、こういうことを紹介することでもつと次の二一三を出しなさいよと、先を行く方々にもつと先に行つていただくと、こういうねらいがあるんじゃないかなと思つておりますが、後ほどまたこのことはお尋ねをしたいと思います。

今、これからこの三法を制定することで理想的な都市像というのを話をいただきましたけれども、私は今回の法案に関して大変大きな一手を打つていただいたと思つております。その一手というのが、やはり大店の進出をある程度規制をして町にチャンスを与えるというようなことではないかなと。都市計画法で一定のブレーキを掛けて、中心市街地活性化法でそのアクセラレーターというふうにしていただいております。

それともう一つ、これは私がまだ現場におつたころ、よく、ちよつと汚い言葉ではございますが、小さな商店を営む我々にとりましては、この大店というのは安かろう良かろうという、こんな商法でやつてまいりますので、我々の原価割れをしたところで物を売ります。そうなりますと、人の集積という面では確かにいいですが、単なる経営体でございまして、吸い上げたお金の税金は東京本社に税を払うというふうな観点しか持つておりませんでした。ましてや、私は日ごろから商店街や

地域の商工業の皆さんには、皆さん方は地域の防人ですと、こんなお話をしておりました。単なる経営体ではなくて、やはり長い歴史、文化を保持しながら、地域の方々と、とりわけ子供たちもしっかり守りながら、こういった経営体を形成をしてしっかりとまちづくりの一端を担っていただいていると。

残念な話が、町おこし、地域おこしをやつておりました、やはりその核になつて働きますと、たくさんの方々の人手も必要です、知恵も必要です。もちろん物心両面での御支援も必要です。しかしながら、こういう大店の方々は一向にこういつたことには御協力いただけません。残念なことです。地域の中でせつかく居を構えていただく、そういうことであるならば、やはり共生をしていただくことが一番の理想であつたわけですが、残念ながら単なる競争という形で町が衰退をしたと。

そんな中で、今回この法案で大店が――先ほど、ちよつと済みませんが、話が飛びますけれども、汚い言葉と申しましたが、私はこの大店に関して焼き煙商法じゃないですか、こういうお話をしておりました。先ほどの申し上げたような説明の中で、小がなかなか大に勝つことができない、ましてや、大の皆さん方はしつかりとつうけを取つていけるが、つぶれるときには風とともに去つていける、その跡地には復興さえできない実情があると、こんな思いで、じくじたる思いでございました。

今回、この法案においては、第六条で「事業者の責務」という規定を設けていただいております。これは大変大事なことでないかなと。もちろん撤退したくて撤退されるわけではありませんが、しょうけれども、やはりそういう実情が今後発生する、やはり進出においてもそのことをしつかりと理解をして進出計画を練つていただき、共生とともにまちづくりを推進していただくことが大事であると思つております。

の責務について詳しく御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(迎陽一君) 御指摘のように、大型店につきましても、一定の地域に立地をしてそこで事業を行うわけでございますので、当然としてその地域のまちづくりに参加、協力をするというふうなことが、当然企業としての社会的責任として求められるわけでございまして、こういうものに自主的に取り組んでいただくことが望ましいことだと考えております。

また、今ございましたように、やむなく退店をするような場合についても、これは退店をいたしますとそこに空き店舗が残るというふうなこともあり得るわけですので、後の入居者を探すことに協力をするとか、あるいはそうしたいろいろな社会的責任を果たしていくことが望ましいと、こう考えておるところでございます。

それで、今般、中心市街地活性化法第六条に、中心市街地活性化の基本理念に十分配慮をしていただきたと、そして活性化のための施策の実施に必要な協力をするように努めていただきたというふうな訓示規定を創設をしたところでございます。

こうした規定を踏まえまして、事業者におかれましては退店時の対応を含めてこうした責任を着実に果たしていただくよう、私どもとしても促してまいりたいというふうな考えております。

○松村祥史君 責務の規定については、個人的にはもつと細部にわたつてという思いもござい

ますが、これは経済上、法で縛るわけにもまいりません。ですから、本当に大事なものは、出店時の、やはりその地域の中の、地場産業として生きようという大型店の皆さんの経済度、経済人、地域人への思いであると思つております。こういう観点が一歩肝要かと思つております。そういう意味では、こういう責務を設けていただいたことは大きな一歩ではなかったかなと高く評価したいと思つて

す。今後、大店にも是非、進出に当たつては地域の

経済人の一員として活躍いただくことを期待したいなど、このように思っております。

さて、本題の中心市街地活性化法に入っておりますが、頭張っている取組を集中的に応援するために、内閣総理大臣による認定制度を設けるとともに、政府が一丸となって取り組むために本部を設置したことを考えております。また、いろんなまちづくりの関係者がそのことに参加することで、協議会を設け、そのことに実質取り組んでいくと、これは非常に大事なことでありと思っておりますが、ただ、協議会を設置をし、計画を作り、その認定を総理大臣からいただくわけではなく、このアクセル法を活用できないという実情があるんじゃないかなと。

そこで、まずお尋ねをいたしますが、第九条第六項の内閣総理大臣の承認を明記してございますけれども、具体的にどのような基準で認定を行い、そのやる気という部分の評価ですね、頭張る地域の認定、この点につきまして詳細にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(迎陽一君) 基本的には、市町村が作成いたします基本計画について、その実効性というものをきちっと見るということで認定をいたしたいというふうに考えております。

具体的に申し上げますれば、やはり計画を作った上で取り組む以上、その明確な数値的な目標を掲げていただき、何を指すのかと。それから、実際に計画を実施した場合に、それがうまくいっているのかいないのかチェックができること。こういったような、例えば市街地における通行量ですとか、あるいは空き店舗をどの程度減らすとか、あるいは販売額ですとか、そういった明確な目標を掲げていただく。それから、当然、その計画を実施するに当たって地域の関係者が町ぐるみでその取組を行う見込みがあるのか、中がばらばらであるとか協力が得られないというふうなことではなくて、町ぐるみでその取組を行えるような見込みがあるということ、それから、商業の活

性化と市街地の整備改善、こういったものが整合的な形で一体的に推進されるというふうな計画の中身になっているかと、こうした点を総合的に判断をして認定を行うというふうなことになるかと考えております。

○松村祥史君 先般、現場視察で川越に参りましたけれども、この地域がやはりにぎわっていたのは、地域の特色を生かしたまちづくりであったかと思っております。市長が、以前は蔵に古くはあった目が悪いので覆いをしていたと、しかしながら、それをやはり活用して蔵のあるまちづくり、蔵をテーマにまちづくりを進めたと、こうおっしゃったんですが、先般の参考人の意見陳述でも、私の地元、熊本市長が参られて、熊本市がございまして、その中で、城下町、こういった特色を生かしながら都市計画を進めてまいりたいと、このような御意見をいただきました。

今回の規定の中では、その特色の、地域の特色を生かしたまちづくり、こういったものについては明確に示されておられませんけれども、どのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(迎陽一君) 正に御指摘のとおり、各地域ごとに地理的な条件、あるいは歴史的背景、あるいは自然、文化的な背景等、もう一つとして同じものはないわけでございます。

したがって、先ほど申し上げましたように、基本計画の認定を行うと申し上げましたけれども、何か画一的な計画というふうなものを国が提示するというふうなものではなくて、正に各地域ごとの特色を踏まえて地域ごとに効果的な計画を知恵を絞って作っていただきたいというふうなことをおっしゃってございまして、そうした計画が実行される可能性というのをチェックすると、中身をチェックするというよりもですね、というふうなことで法の執行を考えておるところでございます。

○松村祥史君 ありがとうございます。是非、地域に生きる方々は、やはり地域の特性、

いわゆる地域の武器ですね、これをもってまちづくりを行い、それによって経済の活性化を図ろうというのが主たる目的でありますし、そこに住む方々が生き生きと暮らすと、こういう二重の喜びがあるわけですね。生き生きと暮らすためにはやはり経済も良くなければならない、そのためには自分たちの武器は何なのかと、これを真剣に考えていく。

そういったときに、実は熊本のこの間話を聞いたときに、市長がこうおっしゃったんですね。現行の計画でいきますと四百ヘクタールほどの広さになってしまつと、コンパクトという言葉には少々違いが出てくるかもしれないと、しかしながら、町の特色を生かすには、城下町の特色を生かすには、そういった広さの概念も必要なんだと。

今回、この法案では広さの概念というのは示されておられませんけれども、計画を基にその辺はそれぞれの地域がそれぞれの特色を生かしてくることを思っていますので、是非十二分に配慮をいただきたいなと思っております。

他方で、実は一つ心配をしていることがございます。

確かに今回、選択と集中ということで、やる気のあるところというのは選択になっておりますが、やる気があつても認定を受け切れない地区も出てくるのではないかなと。現在、全国において町村合併が進みまして、いろんな町の形は少々でさ上がつたものの、依然として中においては町の在り方論をまだ議論しているところが多うございします。

どういふことかと申しますと、例えば町村合併をやりました、五つの町が一つになりましたよと、それぞれ五つの家族が一遍に暮らすわけですね。そのときに、まだまだ自分たちの主張、主義が強いものですから、法定協議会でいろんなものを棚上げにして合併を見たわけでございます。そういう実情もございします。そんな中で、このまちづくり三法に期待するものの、この法案とはなかなかそぐいいない部分もあると思うんですね。

ある町では、庁舎の設置を法定協議会で決め切れなかつた、ゆえに、五か町村の真ん中で立地をするような事例で検討されて合併に踏み切つたというふうな事例があるんですね。

そうなりますと、私も思うところのまちづくりというのは、やはりコンパクトというよりも、その五つの町のどこかに集中をし、集中をした中でその残りの四つには、それぞれのゾーニングであつたり役割を果たしていただく、こんな町の計画が地元の方に必要なんですが、なんですか、地元の方がなかなかそのことを理解して、綱引きをやっているというふうな実情がございします。他方で、期待をしている分、他方でそういう実情があつて、協議会を設置できないんじゃないかという不安がございします。

また、認定を受けるために努力をしても認定を受け切れなかつた、そうしたときに再試験を受けられるようなやり方、チャンスをつくるべきだと考えますけれども、こういった地域では希望、期待と不安が入り交じつておりますけれども、このことについてどのようにお考えでございますでしょうか。

○政府参考人(迎陽一君) ただいま御指摘のあつた、現に合併した市町村なんかで、既に二つの、現行法に基づく基本計画がある地域というふうなものも存在するわけでございます。

基本的には、一市町村について絶対に基本計画は一つでなければならぬというふうなことはないわけでございますけれども、ただ、先ほど先生からお話のございましたように、やはりその地域の人口ですとかあるいは購買力ですとか、こういったものが限られている中で、これもあそこもというふうな総花的なことでは逆に新法の効果が得られないというふうなこともあるわけでございます。したがって、そこは実情に応じまして、かり中で話し合つていただくということがもう基本にならうかと思つております。そうした中で、本当に効果的な計画というのを作つてきていただくということが望まれるわけでございます。

また、先ほどお話がございました認定申請をしてそれが認定を受けるに至らないというふうなものについて、再試験というか、更に練り直してもう一度再チャレンジをしていただくということ、これは当然そういった道は開かれなければならないし、そうした計画作りについても適宜、国としてもアドバイスをしつかりやっつけていかなければいけないというふうに思っております。

○松村祥史君 町の中小にかかわらず、やる気のあるところを選択していくんだというふうに理解をいたしました。

現場ではそういった事例も発生しておりますので、やる気という言葉というのは非常に分かりやすいようで分かりにくいところもございまして、それを形にすることがこれはまちづくりの大変さであろうと思えますけれども、合併を行っている地域の中で、対等合併という中で町をつくられたところもありますし、いや実は吸収合併だということなところもございましてしょう。

そうした中で、まちづくりを私どもは商工会という組織でやっておりますが、地域の中で商工会や商工会議所の皆さん方がこれリーダーをやられていろんなことをやられてきていると思えます。その合併において協議会を設置をする、そうしたときに、こういった商工会や商工会議等の組織、こういったところは一つの町に、一行政区に幾つもあるわけですから、一つにまとまりなさいといっても、先ほどのような実例が発生したりして綱引きがあつたり、いろんな問題点が出てくるかと思えます。

こういったものは、協議会という位置付けにおいてどのように認識をされているのか、お答えをいただければ有り難いんですが。

○政府参考人(望月晴文君) これまでの旧法における中心市街地の活性化の仕組みというのは、TMOが中心にやっております。だから、そういうTMOの経験というのは商工会とか商工会議所が多くは持っているわけでございます。そういった方々は、今後の新法におきましても、これまでの

の知見とかあるいは町へのかかわり方の深さというものを背景にして、私どもは引き続き中心的な役割を担っていただけるんだとうとは思っています。

先生御指摘のように、地域の実情では、町村合併によって商工会とか商工会議所が幾つかあるような場合もあるわけでございます。現実、この現場の世界を前提にすれば、そういった商工会とか商工会議所の皆様方が個々の小さい地域を超えて協力をしていくということでは、先ほど来お話にあります少子高齢化とか人口減少社会とか、地域にとつての大変厳しい局面をこれから迎えるわけでございますので、そういった中でそれを乗り越えていくには、そういった地域における協力というのは私どもとしては前提に考えなければ成功はないというふうには思っているわけでございます。

そういった際に、法律上の仕組みは、そういう市町村における地域の盛り上がりがあるとして、そこを前提に内閣総理大臣とか基本計画の認定とかいろいろあるわけでございますけれども、先ほど大臣の一番最初の御答弁にもございましたように、私どもの地方の局の人間は、こういった問題を、局長以下自分自身の問題として受け止めて、これまでお付き合いをしまいたした商工会とか商工会議所の皆様方と一緒に、そういったところで連携とか結束とかいうことに御協力をしなければいけないんじゃないかというふうな、今、気持ちとしては思っているところでございます。

○松村祥史君 長官、ありがとうございます。

法的根拠であつたりいろんなものができないにしても、地域の実情の中で綱引きがあつたり、やっぱりこれが不安だと思ふんですね。ですから、そのことを是非中小企業庁から、又は経済産業省から、十二分な現場でのことを御理解いただいて、御指導賜りますようお願いをしておきたいと思ひます。

次に、今回の法改正では、これまでの支援の内容が商業対策、商業集積に偏ることなく、町中住

居の推進や様々な公共公益施設の整備を推進する内容へと拡充されたとう理解しております。

中心市街地が生活の場として再生を図ろうとする取組であると改めて認識をしているわけですが、そこで様々な関係者が集まってまちづくりを話し合う中心市街地活性化協議会が設立するよう指導されております。

今までもTMO、これはもうタウン・マネジメント・オーガニゼーション、現行法上も存在しております。私の熊本県でも十一のTMOが活動をしていまして、しかし、実際の活動の人員は、予算の面など、なかなか厳しい現状にあると聞いておりますし、中心市街地活性化協議会は、TMOを発展させ、総合的なまちづくり全体の司令塔として生まれ変わるのだと認識をしております。

そこで、協議会設置に当たつてのメンバー構成であるとか、この協議会の意味、意義についてお尋ねをしたいと思ひます。

○政府参考人(迎陽一君) 中心市街地活性化協議会は、従来のTMOが商業活性化といった活動を推進する方たちを中心とした組織であつたのに対して、まちづくりと商業の活性化を一体的に推進するという観点から、こうした商業活性化を推進する方とそれから都市機能の増進を推進する方、こうした者が共同で規約を定めて組織をするということを考えております。そして、そこには、開発に携わる方あるいは地権者それから行政など、まちづくりを進めるに当たって不可欠な関係者が幅広く構成メンバーとなつていただくといいことを考えております。

そして、先ほど来申し上げております基本計画を作る場合にも、この中心市街地活性化協議会で意見を述べると、あるいはその基本計画に基づいて個別の事業を実施していくに当たつて全体の調整に当たるといふような役割を期待しております。また、まちづくりについて主體的に議論をする場であり、それから、その事業の実施についても、その中心的な役割、正に司令塔の役割を担つていただくといいことを期待しております。

○松村祥史君 分かりました。いろいろありがとうございます。

このTMOというのは、また後ほど質問をさせていただきますが、こういったものが移行していく団体であるし、司令塔的な役割であろうと思いますが、やはり地域住民のやる気もさることながら、先般川越市に行きまして新たに思ひましたことは、新たにというよりもやはりそうだなと思つたことは、何と云つてもトップリーダーの決断と実行であらう。川越市の成功の秘訣というのは、周りの皆さんもさることながら、やはり市長の決断と実行であつたのではないかなと。そういう意味では、首長の皆様方、行政を携わるこの協議会の司令塔のトップを務められる方々が、この法の運用をもつてしっかりとまちづくりに取り組めるような協議会の設置に向けて御指導いただきまうようお願いをしておきたいと思ひます。

次に、もう大臣先ほどお話しいただきましたけれども、この「がんばる商店街七十七選」、いろいろお話をしようと思ひましたが、いろいろお話をいただきましたので、改めてお尋ねをしたいと思ひます。

実は、私の地元の熊本も載せていただいております。また、私の知り合いもたくさん載せていただいております。非常にうれしいことだと思つております。若い方々や地域での活力ある方々がこうやって出させていただく。当の本人たちは御存じなんでしょうか。早速お知らせするようにいたしますが、今後、大臣、こういったものを公表されて、また、今回のまちづくり三法、法の運用と併せてどのように活用してまいられるお考えなのか、お聞かせをいただければ有り難いと思ひます。

○国務大臣(二階俊博君) この程度のことです。町が急に活性化したり、そのことによって関係者がすぐ奮起をしていただくというようなことは期待はできないかもしれませんが、いずれにしましても、(発言する者あり)一万三千の商店街の中にこういう商店街があるんだということがやっぱり

改めてお互いに考えてみるのが大事だと思ふんです。

そして、特にここには与野党の有力な議員が多くお集まりでございますが、我々も含めて口を開けば、中小企業の振興、商店街が発展するように、農林漁業が立派になるようにということはおっしゃるわけですが、それをさして具体化していくということになると、なかなか難しいわけがあります。私は、この七十七選が関係の皆さんの今後の具体的な意見交換のたき台になっていくものだと思っております。

しかし、今、中小企業の三百選の方は、今御承知のとおり経済産業省の一階のホールでパネル等で展示をいたしております。小さい商品は、製品はそこで飾っていただくようにします。

この間、ちょうどその展示しておる会社の社長さんが展示の前に立つておられて、私が通り掛かったら、実はこれは私の会社のものであります。製品が大きいものですからこへ持つてこれないんです、ですから写真だけになっておるんですが、こういうところで展示してもらったために私の取引先の皆さんもこへ見に来てくれて、そして君のところの製品はこんなに優秀だということとをみんなに評価されたと言つて喜んでくれたと、こういうことで、思わざる効果を今生んでおるわけでありまして。

例えば、三百ありますと、地方の経済産業局単位にそうした方が集まつて、またこの議論をしよう。そして、面白いことに、あの中小企業の皆さんがいつも意見交換をしているというわけではあります。この三百選に選ばれたことによつて同窓会のようなそういう意識でもつてお互いに技術交流、意見交換が非常にしやすくなったということ喜んでくださっている効果もあります。

こんなところから、私は、立派な商店街のこれは成功事例であります。その事例を参考にしながら新たな工夫、創意工夫がここからもたらされると、そういうことを期待をしておるわけであり

ますが、早速、例の三百社の方につきましては海外からも問い合わせがありますので、今英訳をして海外に御紹介をしているところであります。これが中小企業の海外進出への端緒を開くということになれば大変結構なことでありまして、商店街は海外進出というわけにもまいりませんが、思わぬところで新しい成果を生む可能性は秘めておると。私は、頑張りようによつてはどこまでも飛躍していくだろうと。

この七十七ということでありまして、この選に漏れた県も相当あるわけでありまして。選に漏れた県については、高校野球でも、これは松村先生の一番お得意のところでありまして、選外優秀校つてあるでしょう。私は、この七十七選外の優秀商店街、奮起をさせていただくことを期待して新たな呼び掛けをしようということは今朝も関係者に申し渡したところであります。全国の一萬三千の中、七十七だけ頑張つてもらえばそれでいいというんではなくて、私は、多くの商店街の皆さんの奮起の糧になつていただければこれにすぐることはない、このように思っております。

○松村祥史君 大臣、ありがとうございます。

御謙遜なされて、これをやつたことでまちづくりになるとはというようなお話がありましたけれども、私は逆に、この小さな取組が、やっぱり積み上げたと思ふんです。ジャブは打ち続けてこそジャブです、その積み上げがやっぱり大きなことを成し遂げるために大変重要なことであろうと。私たちが現場におりましたところはよく言われておりました。まちづくりというのは若者とかばか者とかよそ者だ、こう言われておりましたけれども、やはり若い力というのは原動力になりますし、こういったいろんな形で披露していただくことが、先ほど大臣のおっしゃつたような相互関係であつたりライバル心、このことがやっぱり自分の町に対する思い入れになっていきますし、そのことが原動力になっていくと、こういうふうな理解をしております。大変有り難いことだと思つて

おりますので、また私も広く広めてまいりたいと思ひます。ありがとうございます。

もありまして、まちづくり会社であることもあるわけでございますが、そういった方々が新法における活性化協議会を構成する重要な構成員ということで役割を担つていただけるんではないかというのを期待しているわけでございます。

既存のTMOというのは、現在、認定を受けていらつしやる方もありますし、計画倒れに終わったところもございまして。それぞれの検証がなされてないままに、成功事例もありましようし、なかなか成功し得なかつたという地域もございましよう。今回、このまちづくり三法に期待をする反面、TMOを進めてきた方々、こういったのは、このTMOの位置付けというのはどうなるんだと、もう立ち枯れなのかと、この間、参考人からもそういった御意見もいただきました。是非、今後このTMO、中心市街地活性化法においてTMOの位置付けはどのような位置付けになっていくのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○政府参考人(望月晴文君) お答えいたします。

現行法に基づきますTMOは、中小小売商業高度化事業構想の推進者という位置付けとして商業などの活性化に意欲的に取り組んでこられた方々でございます。今後は、法律上は、中心市街地活性化協議会を組織することができ、法律上に書いてありますのは、経済活力の向上を総合的に推進する者として本協議会の中心となり、商業のみならず、中心市街地の活性化を総合的に推進する司令塔としての役割をこの方々にも期待しているわけでございます。

また、TMOを進めてこられた方々というのは、まだまだこういったことをよく御理解をされておられません。ですから、今後、速やかなる法の制定後そういった周知に徹底をしていただきたいし、商業集積のみならず、やはりそういった方々が中心になつて都市機能の集積によつてまちづくりをしっかりと考えていただきたいということ、を、そういうふうに移行をしたんだということを広くお広めいただいて、活躍いただける場の提供を進めていただきたい、このように思います。

次に、今回の法改正で、支援メニューとして、学校、病院を始め様々な公益施設を中心部に集積することを促進する施策が拡充されました。こうした様々な都市機能の集積を促進する具体的な施策の内容について御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(加藤利男君) 様々な都市機能の集積促進のための具体的方策についてのお尋ねでございますけれども、国土交通省といたしましては、多様な都市機能の集積の促進を図るという観点から、平成十八年度、今年度でございますが、暮らし・にぎわい再生事業というものを創設いたしました。これにより、公益施設を含む建物の建て替えですとか新規立地、空きビルの改修等を支援していくということにしております。そのほか、まちづくり交付金を大幅に増額いたしました。さらに市町村の提案に基づく事業に対する支援を拡充するということとしております。

現在のTMOの準備中の方々を含めまして、改正法においてはTMOの法律上の根拠はなくなりまして。しかしながら、当該地域において改正法に基づき今申し上げました協議会を組織していただく可能性のある方ということになるわけでございます。その際には、その中心市街地活性化協議会の中で新しい法律の下では非中心的な役割を担つていただきたと、そういう役割の方として現在のTMO、既存でございますれば、ございましてそのTMOの組織、場合によっては商工会議所

もありませんし、まちづくり会社であることもあるわけでございますが、そういった方々が新法における活性化協議会を構成する重要な構成員ということで役割を担つていただけるんではないかというのを期待しているわけでございます。

○松村祥史君 分かりました。

また、まちづくり交付金事業と連携して行われる、優良な民間都市開発事業を支援するまち再生出資業務についても、基本計画の認定を受けた中心市街地での面積要件の緩和ですとか支援対象の拡充などを図りまして、民間事業者によります都

市機能の集積の促進のための取組、これも支援することとしております。

さらに、中心市街地の外から中側へ事業用資産の買い換え特例等の各種の税制措置の創設ですとか、面整備、都市基盤整備など様々な施策を活用いたしまして、意欲的な中心市街地が活性化に積極的に取り組めることができるよう支援方策を用意しておりますので、それを活用していただければ、現場に応じた対応を積極的に取っていただければということで大いに期待をいたしておるところでございます。

○松村祥史君 ちよつと私、聞き漏らしたかもしれませんが、町中住居の推進についてはお答えいただいたですかね。お答えいただけてなければ、この支援策についても御説明いただければいいでしょうか。

○政府参考人(加藤利男君) 特に町中住居の推進のための方策でございますが、これはもろもろございしますが、大きく二つ挙げさせていただきますと、今回の中心市街地活性化法の改正案におきまして、中心市街地における優良な住宅の供給を支援する中心市街地共同住宅供給事業というものに係ります認定制度を創設いたしております。この認定制度により町中住居の促進を図りたいというふうに考えておることが一点でございます。

もう一点は、これは平成十七年度に創設いたしました、民間の多様な住宅等の整備事業に対して出資により支援をいたします街なか居住再生ファンドというのがございます。これを拡充いたしまして、対象を中心市街地活性化法に基づく国の認定を受けた基本計画の区域内にするということと併せまして、このファンドについて二十五億円の増額、これは計五十億になるわけでございますが、それを図ることとしております。これらの活用により町中住居の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○松村祥史君 都市機能集積、町中住居は大変大切なことであると思いますので、広くお広めいただけて推進をしていただきたいと思います。

また、他方で、推進を進める一方、現在撤退をした大型店なども既存としてあるところもございします。これについては、大型空き店舗の問題に対してはどのような対応を講じられるのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○政府参考人(迎陽一君) 大型空き店舗の活用というのが大変重要になってくるわけでございますけれども、そうした店に新しい店舗を、大型店を誘導する、誘致をするというふうな場合に、現在、大規模小売店舗立地法、大店立地法というのがございまして、これにつきましては、届出後八か月間は出店ができないというふうな仕組みがあるわけでございます。これを今回の中心市街地活性化法の中で、地域の判断で特例区域を設定することによって直ちに出店をすることが可能となるというふうな制度を、これ地域の選択によるものでございしますけれども、設けております。

それからもう一つは、大型店が撤退した後の空き店舗を活用して、店舗を入れるのではなくて、例えば集客の核となるような別の施設を入れるというふうなものについても予算面等で支援をするというふうな仕組みも今回拡充をしておるところでございます。

したがいまして、その地域の発意によってこうした特例区域の設定ですとかあるいはその支援策を活用いたしながら、こうした大型空き店舗の対策に役立てていただきたいというふうに思っております。

○松村祥史君 時間ももう一分しかございませんので、最後に、この法案に対する期待というのは大変大きなものもございしますし、私のところに寄せられている声も大きゅうございします。しかし、法を運用する側の地域の住民の方々のやる気、これを総理が認定をいただけて、そのことが結果するわけでございしますから、何といたしても、地域の皆さんの頑張りがもたらさるる必要があるかと思ひます。今後、この法案を基に、やはり地域の経済が活

性化をし、町のにぎわいをしっかりと取り戻せることを期待をいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(加納時男君) 松村祥史君の質問が終わりました。

○山根隆治君 既にマクロでの視点からの御質問は前回、連合審査でさせていただいております。今、松村委員の御質問も、要を得た御質問も非常に勉強させていただきました。ただ、私の立場と若干違つたところもありますけれども、それはまず冒頭申し上げさせていただきます。

今、地域で相当な期待があるというふうなお話ありましたが、期待も確かにございしますけれども、不安もありますし疑問もある、それがこの法案だろうというふうな思っているということ、をまず申し上げさせていただきます。

コンバクトシティーの成功例として、先ほど大臣、青森市のお話が述べられました。青森市であるとか、そして佐世保市、そういったところも成功の事例として非常に評価されているというふうに承知をいたしているところでありましてけれども、先ほどこの「がんばる商店街」という冊子も、本も配られました、私、今はらつと見させていたいただきましたけれども、こうした商店街成功事例の共通したものというものはどのようなものがあるのか、まず冒頭お尋ねをいたします。

○政府参考人(迎陽一君) 青森の成功の事例というのは、早くから行政の方でコンバクトシティーというふうな構想を打ち出しまして、それと同時に、そうした市街地集約の取組と同時に、この前、参考人の質疑にもございましたように、地域のリーダーの方が中心になって商店街の活性化に注力されたというふうなことで、駅前の歩行者の通行量が四年間で四割増加を見たというふうな成功を見ておるわけでございます。

また、佐世保の例でございますと、これは中心市街地の役割を商業だけではなく、人の交流あるいは各種情報発信、文化醸成の場であるというふうな考えの下に、商店街の若手の経営者中心に地

域住民が参加する様々なイベントを、これ一回限りではなくて非常に長いこと継続的に行うことによつて外部からの参加者ですとか観光客が多数訪れるというふうな成果を上げておるわけでございます。

したがいまして、成功した地域についての共通点は何かというお尋ねでございますけれども、やはりこれは、それぞれ地域の置かれた固有の特性というのを生かして、それに対してその地域の方々が創意工夫をして町ぐるみ意欲的な取組を行っていくということが、これがその基本であつて、これなくしてはなかなか成功はしないというふうなことであらうかと思っております。

○山根隆治君 私も同様な見解を実は持っているわけでございます。ですから、単純な基準といひましようか、物差しはないというふうなことだろうと思ひます。

先般、当委員会で、私の地元でもございします川越市の方においてをいたしましていろいろなところを見ていただきました。ただ、残念だったのは、時間の関係で、もっと非常ににぎわいのある商店街も、実はクレアモールという名前前で、造語ですけれども、そういう商店街があるんです、そこも見ていた、だいたいという思いはございましたけれども、いずれにいたしまして川越の現実、現場というものを見ていただけて大変いろいろな感想をお寄せいただきました、地元の人間として大変うれしい思いをさせていただきました。この川越につきましては、実は「春日局」というのを大河ドラマ、NHKで放映をされまして、それがきっかけとなつて大きくまちづくりが変わつてきたということがございます。ですから、観光もそうでありまして、まちづくりというものもその地域の特性をどう生かすか、あるいは演出をするか、そこが私は非常に大きなポイントになつてくるんだらうというふうに思つていて、地域の特長というものをそれぞれ抽出して、そして行政としてでき得る、アドバースできるこ

と、支援できることを積極的にやっていくことが私は成功のやっぱり要諦だろうというふうな認識を私は持っているということを表明させていただきまして、この点についてはこれ以上の言及を控えさせていただきますというふうに思っております。

さて、行政の目的というのは地方自治法にも定められているところでございます。第一条では、民主的にして能率的な行政の確保を図るというふうに書かれておりますし、そして第一条の二では、住民の福祉の増進を図ることを基本とするということが文言としてはっきり書かれているわけでございますけれども、言葉を換えて言えば、私は、市民、国民の幸せをつくる、そのお手伝いをするのが行政だろうというふうに思っているところでございます。そういう意味で、まちづくりという点についても幅広い視点から考えていかなければいけない。

一つ具体的な提案、問題提起をさせていただきますけれども、健康ということについても私は配慮したまちづくりというのがこれから必要だろうと、大きな国策としての健康とまちづくり、この点についての御見解がございましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○政府参考人(迎陽一君) 正に、まちづくりというのは、経済的な観点だけではなくていろいろな目的を、すべてを満たすべくやっていく必要がある大きなテーマであるというふうに考えております。そして、今御指摘のございました、まちづくりを進めるに当たっても、地域の方々の健康の向上を意識するというふうなことは極めて重要なことであると思っております。例えば、コンパクトシティというところで人々が歩いて暮らせるまちづくりというふうなことがよく言われておるわけでございますけれども、こうしたコンパクト自体が健康の向上にもつながり得るのではないかと、いうふうにも考えられるわけでございます。

また、それと同時に、健康向上のための具体的な取組を町の活性化の中でやっていくというふう

うな地域も見られるわけでございます。空き店舗を活用いたしまして、そこで地域住民の健康維持、体力向上、あるいは交流の場を創出しようというところで、トレーニングマシン等の運動機器を整備する、あるいは各種の運動教室を開催したり、それから健康改善の教室を開催するというふうな取組をやっているところ、地域もございまして、こうしたところに対する支援なんか私も私ども行った事例もございまして。

したがって、今後とも、こうした様々な取組をまちづくりの中で推進していくというふうなことが必要なんではないかと思っております。

○山根隆治君 アメリカのエモリー大学の医療研究グループが、実は健康とそれからまちづくりという点での研究成果というものを発表をされたことがございます。つまり、アメリカの場合でありますけれども、郊外へ市民が車で移動するという点によって起こる弊害の一つとして高血圧などの生活習慣病が起きている、こういうふうな実は指摘をいたしました。しかし、それが即日本に当てはまるかどうかということになると、そう単純なものではありませぬし、この研究成果がすべてを物語るというふうに私思ひませぬけれども、いずれにいたしましても、私はそうした健康ということにも十分やっぱ配慮をしないといけないというふうな思いが実はいたします。

本法案の第一条も、急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化への対応ということがまず書かれているわけであります。そういう視点から私も健康にも十分に配慮したまちづくりが必要だろうというふうな思いがいたします。実際に今も既に今まで地方自治体、全国いろいろな自治体で知恵、アイデアを出して、例えば健康がら下がり器を設置するとか、今御答弁がありましたようなものも含めていろいろな工夫というものも実はございます。

私自身も、私的な話で恐縮でありますけれども、健康には結構気を使う、使わざるを得ないような年齢にもなってきました、水泳教室なんかも

行っているんですけども、運動教室というのは何か行ってもなかなか長続きしない。つまり、どういうことかというところ、何か修行しているような気になってしまっていて、やはりそこに遊びという楽しさというものがないとなかなか長続きしないというふうなことがあります。

例えば、これは商店街の中で、行政がどこまで関与するかは別といたしまして、今少し小さなブームになっておりますけれども、社交ダンスの場があるとか、そこにちゃんと教える先生もいるとかいうようなことがあって、楽しみが与えられればおのずとやはり健康にも市民が積極的にやっぱ参加するというふうなことになるわけでございまして、今の御答弁は自治体でもこういう例があるというふうなお話でありましたけれども、そのメニューの提供、あるいは研究して、少しその調査結果、研究成果というものをどこかに依頼して健康なまちづくりのメニューというものを国で提案するということがあってもいいかと思うんですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(二階俊博君) 山根議員からはいつも様々な視点、御経験に基づいていろいろな御提案をちょうだいいたしておりますが、ただいま健康という点に焦点を合わせて、地域の活性化、いわゆるにぎわいの町をつくるということに、そのことをヒントに何か考えられないか、こういう御指摘であろうと思っております。

お互いの生活の中で、健康こそ一番大事な視点でありますし、同時に、今いろんな御商売ではやっておるのは健康をテーマという武器というのか、健康に重点を置いて御商売が一番繁盛しておるわけでありまして、私は大変すばらしい視点であると思っております。今直ちに経済産業省として健康とまちづくりをマッチさせて御提案ができるようなものを持ち合わせているわけではありませぬが、今、議員の御指摘、十分参考にさせていただきますたいと思っております。

随分以前には大はやりをした時代がありますが、だんだん衰退を、今また改めて新たな視点で社交ダンスが町々ではやっております。あるいはまた、老人の皆さんの集いの中でもそのことが、体を動かす、あるいは音楽、これは本来、松副大臣に御答弁いただいた方が得意の分野であります。私は大変なことではないかと思っております。そして、若いころ、私の郷里でも、ダンスの先生としてちよつとハイカラだというふうな感じ、モダンな感じをしてもらった人たちが、もう七十を、八十を超えておられるような方々がおられます。しかし、やっぱりそういう人は何となくかくしゃくとしておられる。背筋がびんとこう伸びているような感じがするわけであります。

ですから、これからは地域住民の皆さんとそうした地域にリーダーが点在する、育っていくということが大事だと思っております。我々も、これから商店街の振興、にぎわいのまちづくりという点に対してはあらゆる視点から対応していかなくてはならない。その中で、今、議員から御指摘をいただいたような点も十分参考にして、健康なまちづくりを標榜しながら、これから積極的に努力をしてまいりたいと思っております。

○山根隆治君 今、久しぶりにハイカラという言葉聞いて非常に、少しうれしい思いもさせていただきましたけれども、松副大臣、今大臣の方からも御指名があったような状況でございますけれども、一言ありましたら御所見聞かせてください。

○副大臣(松あきら君) 私も先生のおっしゃる通りであると思っております。

実は、健康というものとまちづくりというのを絡めてこうした御質問、私は伺ったのは今日が実は初めてでございます。新鮮な気持ちで、本当にそうだという思いを強くいたしました。

まず、健康があつてこそ初めていろいろな発想ができた、あるいは人と仲良くできたり、いろいろなことが起こってくるわけでございますので、その中で確かに社交ダンスなどは非常に良いと思います。背筋を伸ばして、正に元気でダンスがで

きるわけでございますので。ですから、もし、小さな場所でもできるんですね、ダンスなどは。ですから、今ちょっと空き店舗などがありましたら、例えばそういうものも誘致するという、こういうことも考えられるなど。まあ社交ダンスには限りませんが、今、お年寄りの方ができる腰痛ダンスなんというのもあるんですね、ダンスと体操と絡めて。実は私もたまにやっているんですよ。そして、その腰痛体操みたいのをやっているんですよ。そういうことも非常にいい御参考。今日はさせていただきますという思いで伺わせていただきましたので、一言。

○山根隆治君 是非、健康とまちづくりというのも是非お考えをいただきまして行政に生かしていただきたいということを、最後にこの点については申し上げさせていただきます。

次に、実はイギリスで高齢者の方や障害者向けの送迎サービスであるとか電動スクーターの貸出し、車いすの貸出し等を行っている「アイデア」、知恵がございまして、タウンモビリティという、そうした施策というものがあつたわけでございますけれども、これは現に福岡県の久留米市で導入しております。一定の評価を得ているというものでございまして、このタウンモビリティについては、日本への導入ということについてはどのようにお考えがあるか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○政府参考人(迎陽一君) 御指摘のとおり、タウンモビリティの制度というのは、一九八〇年代にイギリスで、町へ買物へ出掛ける移動手段としての送迎サービスですか、あるいは商店街における電動スクーターですか車いすを貸出しを行うことで行動の自由を確保しようというふうな福祉スキームとして発祥を見たものでございます。それで、こういったものにつきましては、現実には、今先生の方から久留米市というふうなことがございましたけれども、私どもの承知しているところでは青森市ですとかあるいは金沢市あるいは広島県の福山市、こういったところで電動スク

ターの貸出しというふうな試みも既にやっておりますのでございます。

そして、こうしたことのメリットとしては、外出が困難で家にこもっていたような方々が町に出てこれるというふうなことで、これは町の活性化にもつながることでございまして、あるいはこうしたいろんな試みをするによつてまちづくり自体も、こうした車いす等が自由に移動できるよう、町のバリアフリー化についての認識が広がって、そういったものが進んだというふうなメリットが見られたというふうなお話もござい

す。こうしたものについては、やはり中心市街地活性化、まちづくりを進める上においても一つのいい方法であろうかと思っておりますので、各地域でこうしたものも導入のメニューの一つとして御検討をいただくと同時に、必要があればこうしたものも支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○山根隆治君 久留米市を今挙げましたのは、特に久留米大学の経済学部の松尾先生という先生が、その経済性、経済効果というものについても実は調査をされて発表されているということがございまして、こうしたモビリティ、タウンモビリティというものをにつくることによつてやはり経済的な波及効果はあるんだということを実証を実はされているというふうなことがございましたので、あえて久留米市の事例を挙げさせていただきました。

今、町もこれで活性化というふうなお話ございましたけれども、活性化するということは人が動くということ、人が動くということは経済効果があるということとございまして、是非、積極的な支援策というものを国としても是非お取扱いいただきたいということを、この際、御要望させていただきます。

そして、今ここでこの法案についての議論をしている中で、私たちが見落としがちなのは、既にもう郊外に新しいコミュニティがつくられ

ている、その現実でありまして、ここのやはり融和というものを私は図っていく必要もあるんだらうというふうな思っているところでございまして、今私が申し上げました、こうしたタウンモビリティにつきましても、これを中心市街地だけにかかわらず、もう既に、既存の発展を見せている地域にも応用していく、活用していく、そのことが非常に必要だろうというふうな思っております。既に、既存の国民の財産、地域の財産であるわけですから、これを生かすということも非常に必要だろうと思うんですけれども、この点についての御見解があればお聞かせをいただきたいと思

います。

○政府参考人(迎陽一君) ちよつと御質問の趣旨を誤解をしているかもしれませんが、要するに今の御指摘は、既存の、中心市街地以外の郊外のショッピングセンターとか、こういったようなものも要するに一つの役割を果たしているんだから、そうしたものについてもきちつと評価をして考えていくことが必要ではないかという御趣旨と受け取りましたけれども、もちろん、今現在、郊外にショッピングセンターみたいなものが最近多く建つたということは、これは、こうした人口等が郊外に移動したというふうなこともあるわけでございますけれども、やはり品ぞろえですとか利便性ですとか、こうした点で消費者の支持を受けたいというふうな側面はあるわけで、物の供給において一定の役割を果たしておるわけでございますので、こうしたものは引き続き、しっかりと役割を果たしていただくというふうなことが必要であらうと思っております。

ただ一方で、今後のことを考えたときに、こうしたものが、言うなれば今までは、言い方としては無秩序というか、都市計画で十分なルールがない中で出てきたというふうなこともあるんで、そうしたものについては、今後一定の都市計画のルールにのつとてやっていくというふうな新しい見直しをやったわけでございますけれども、既にあるものについては十分しっかりと役割を

期待をしたいというふうな思っております。

○山根隆治君 期待をするのはいいんですけども、私は、まず、既存のというか、新しく郊外に展開されたショッピングセンターであるとか、一つのコミュニティももうできていくわけですね、地域によつては、全国で見れば。ですから、そこを逆にリニューアルする。小さな予算で小さな力で大きな効果を生むということが既にできる可能性を秘めたところだということも逆に言うと言えらるわけですから、いろいろ、私が今申し上げたタウンモビリティにつきましても、あるいはそのほかのいろんな施策についても、これは中心市街地を活性化させるというこの法案ではあるけれども、しかし既存のものについても生かすという視点を是非持つていただきたいというふうに思うわけです。

これは今、今の局長の御答弁で無秩序なというふうなお話ございましたけれども、それもこれも国の方針の中でやられたことでありますし、想定外であるいは起こつたのかも分かりませんが、その責任は一概に掛かつて行政にあるわけです。しかし、結果として郊外に一つのコミュニティができてきているという現実を踏まえて、それを生かすということをやつぱりしっかりと考えていくべきだ。つまり、リニューアルをそういった地域もするという視点が必要だということを私は申し上げているわけで、傍観をしているのではなく、期待しているということじゃなくて、それなりのやはり施策というものも配慮すべきだということをお願いを申し上げているわけでございます。もう一度答弁してください。

○政府参考人(迎陽一君) 今のリニューアルという点でございまして、今回、まちづくり三法見直しの中で、いろいろ新規の出店について一定の手続が必要だというふうな仕組みが提案をされておるわけでございます。そうしたことも踏まえて、GMSですとか、あるいは大型の小売店において既存の店をリニューアルしようというふうな動きというののかなり活発になっております

ので、こうしたことが、正に今先生おっしゃったようなことが進んで、現実に進みつつあるというふうなことであらうと思っております。

○山根隆治君 いま一歩やはり踏み込んだ答弁がないというのは不満でございます。

前回の質疑でも私お話しさせていただきました、発言させていただきましたけれども、やはり一度つくった、形成されたやつぱり町というものをどう生かすかというのは非常に大事なわけでありまして、今回の法案というのは中心市街地の活性化ということで、また別の視点から、歴史を戻すようなそういう意味合いというものも十分あるんだらうというふうに思いますけれども、これらについて、私の疑問というものもなかなか、この委員会の議論の中で必ずしもすっきりとされるということが実は残念ながらなかったというふうなこともございます。

実は、整備新幹線の予算の査定の問題のときに、もう今から十数年前の話ですけども、大蔵省の主計官が昭和三大ばか査定という言葉を使っていたことがありました。一つは戦艦大和の建造と、そして一つは青函トンネルの査定での失敗、そして三つは伊勢湾の干拓事業、この三つを称して三大ばか事業というふうに言いましたけれども、そして四つ目としては整備新幹線ということに触れたわけでありまして、私は、その背景にあったのは、一部の政治家であるとか、一部の産業界、業界の圧力に屈してばかことをしてしまったという、そういうさきさきな思いを吐露された発言だったというふうに当時聞かせていただいたんですけれども。

私は、今回の事業が必ずしもそうだということを断言するものではありませんけれども、そうしたよこしまな思いは、思っている者がいると思いませんか、そうした誤解のないようにしていただくためには、しっかりとした幅の広い視点からの行政の執行ということが求められるというふうに思っているわけでございまして、これらの点について、今少し、今日は三十分

の時間でございました、議論させていただいた全体の感想について、そして私も違った視点で御質問させていただきまして、思いを、私の思いも述べさせていただきましてけれども、こうした議論を審議官とさせていただいたのを聞きまして、大臣の、ひとつ最後に、時間でございますので、御感想を聞かせていただければ有り難いと思います。

○国務大臣(二階俊博君) 先ほども申し述べましたが、山根議員からは、いろんな角度から、このまちづくり、そして商店街振興、地域の発展につきまして御意見をちょうだいしてまいりましたこと、ただいまの審議官とのやり取りだけではなくて、ずっとちょうだいしてまいりました。私は、この法案が成立した後に、改めて我々経済産業省はこの法案に対する重い責任を担うわけでありまして、心して今後の対応を図っていきたいと思っております。

そして、度々申し上げてまいりましたが、口で言うだけではなく、机に座って指導するというようなことを言っているだけではなくて、本当に現場を歩いて、この新しく、御賛成をいただいて法案が成立した後に、その法案を生かしてどう対応するかということを考えてまいらなくてはならないと思っております。

先ほども、お年寄りの皆さんにも、町の商店街を歩く際にどういう利便が図れるか、優しい観点から御意見がありました。

私もこの間、自分の近所の商店街で、本屋さんで勘定を待っておりますと、私の前にお年寄りのおばあちゃんが勘定をしているわけですけど、勘定をしながら、もう少し厚い、言い換えれば重い本を買いたいわけですね。買いたいんですけど、やっぱり自分の力に限界があると。これを持って帰るのは大変だからやっぱりこれは返しておこうと、また来ますと、こう言っているんですね。そんなときに、こういう距離にあるのか存じませんが、配達の手伝いぐらいしてあげたらいいのになということを私はそばで思いました。自分が代

わって持つていつてあげるほどの時間がありませんでした。私は、お年寄りたちがそうしてだんだんだんだ、この町はすばらしいと、この町は自分たちの年寄りも町じゅうが大事にしてくれる雰囲気があると。

私は、観光で湯布院というところが大変人気を呼んでおるわけですが、やはりあそここの町へ行きますと、観光関係者の皆さんが力を合わせて、そして一木一草に至るまでお客様を迎えるというこのホスピタリティを持って対応しようという雰囲気がある。観光客を招いておる。観光客が少なくないということと嘆いておられる地域もたくさんあるわけですが、その中で、お客が来て、たくさん来てくれてお断りするの困っておるほど大勢集中している。商店街にもそういうところがあるんだらうと思います。

そういういい点を学びながら、御指摘をいただいた健康の面も含めて、私ども、しっかりと対応してまいることをここで約束しておきたいと思っております。

○委員長(加納時男君) 山根隆治君の質問は終わりました。

○藤末健三君 民主党・新緑風会の藤末でございます。

今回の中心市街地法の改正、本当に皆様の努力、本当に感謝したいと思っております。中心市街地活性化本部を、本部長を内閣総理大臣として設置するなどの御努力は本当に多とすんですけれども、私は三つのことを申し上げたいと思っております。

一つは、今回のこの法律、法改正、遅過ぎたんじゃないかということ、正直、私が持っているデータだと遅過ぎです、これは。二つ目に、問題の大きさに対して余りにも規模が小さ過ぎるんじゃないかということがあります。そして三つ目は、今回非常に、私、いろんな対策を立てていただいているとは思いますが、中心市街地の衰退の理由は、郊外に大規模店舗ができただけではなく、やはり地方都市の衰退自体が問題じゃないかと私は思っております、その三つ、本質的な問

題は地域産業の育成にあるんじゃないかということについて質問させていただきたいと思っております。

まず、合同委員会でも柳澤委員から話が、質問がございましたけれども、今までの中心市街地活性化施策、平成十年度から行っておられるわけでございまして、その評価をどう思うかということについて審議官からお答えいただけますでしょうか。お願いします。

○政府参考人(迎陽一君) 中心市街地活性化施策の評価ということでございますけれども、これは、審議会等でも議論をいただいたわけでございまして、基本的には、地域に作成いただいた、市町村が作りになった基本計画をきちっとチェック、検証する仕組みができていなかったと。それから、これらの計画についての助成、支援をするについても、国の方で一体的に支援をする体制ができていなかった。個別事業については、例えば私どもの補助金等で商業関係に補助をするというものについては、個別の事業については一定の成果を上げたわけですけども、計画トータルとして中心市街地の活性化全体に結び付いていなかったと。これは、やはり計画自体が商業に偏り過ぎていて、政府全体としての総合的な支援ができていなかったというふうなことではないかと思っております。

こうした中心市街地活性化施策についての評価に基づきまして、今回は、これらの点を十分に踏まえて、内閣総理大臣の認定制度を創設するというふうなことで、計画についても実効性等についてきつとチェックをします。それと同時に、支援についても、都市機能の集積や商業の活性化といったものを総合的に支援するというふうな抜本的な見直しを行ったものでございます。

○藤末健三君 私自身、見直しの時期がもう遅過ぎたんじゃないかと思っております。

中心市街地活性化法が平成十年にでき、そして都市計画法の改正は平成十年、そして平成十二年に行っておられる。ところが、都市計画法の実施状況を見ると、市町村のゾーニングと申します

か、土地規制の申請が八年度で二十五市町村です。たつた二十五市町村。八年度はつたかしだつた。

一方で、どれだけの大規模な商業施設ができたかということリストを作ってみますと、二〇〇〇年から二〇〇四年にかけて五十三件あるということでございます。それは三万平米以上の店舗が五十三件。先週、川越に伺いましたけれど、あのジャスコ、大きな店舗がございましたけれど、あのクラスがもう五十三件、五年度でできているという状況でございます。私はもう遅きに失しているんじゃないかというふうに思うんですが、その点いかがでございますでしょうか。

○政府参考人(迎陽一君) この点につきまして、基本的には、正に平成十年の三法制定の際におきまして、中心市街地の活性化というのは政府として取り組まなければならない問題であるというふうな問題意識は持っておったわけでございますし、それと同時に、従来の大型店の立地というのが、大型店対中小というふうな問題ではなくて、むしろ立地場所、郊外対中心市街地というふうな問題を生じてきているというふうな認識を持って平成十年に法改正を行ったわけでございます。

ただ、実際に法の運用をやつて起きたことはいまするのは、ただいま御指摘の大型店の立地を都市計画の中で制限できる制度というのが、平成十年改正あるいは十二年改正において、市町村独自のインシアチブでできるような制度というのが整備されたわけでございますけれども、こうしたものが実際に活用されるということが非常に限定をされていったというふうなことは現実としてあったというふうなことであらうかと思ひます。

この今回の見直しの時期が遅過ぎたかどうかという点については、これはいろいろ御意見のあるところだと思ひますが、やはり私もひとつとして、近年の少子高齢化あるいはいよいよ人口減少社会に入ると、こういう中で、もう一度まちづくりについてしっかりと、コンパクトにぎ

わいのあるまちづくりというふうなものを提案をいたしまして、地域の方に是非ともお考えをいただきたいというふうに考えておる次第でございます。

○藤末健三君 是非、今からでも頑張つてやつていただきたいと思ひます。

それで、もう一つお聞きしたいのは、基本計画を内閣総理大臣が認定するという制度になってございまして、今、基本計画、六百八十あるはずでございますが、新しい制度の下で何件ぐらいを認定するというお考えでしょうか。審議官、お願いいたします。

○政府参考人(迎陽一君) 私どもとしては、六百八十七が右から左に来るというふうなことで、現実には今の計画でうまくいっていないという地域が非常に多いわけでございまして、是非この際、実効性のある効果的な計画というのをもう一度見直して、先ほど申し上げましたような認定基準をクリアするような計画というのを作つていただきたい。

それで、その数につきましては、本当に一つでも多くの認定がなされることが期待されておるわけでございますけれども、したがって、これは市町村の方がどうした取組をしていただくかにもよることでございまして、具体的な見込みを申し上げるというのは非常に難しいわけでございまして、けれども、あえて申し上げれば、例えば各県一つぐらいというのでは非常に少ないと。少なくとも複数以上の計画がもうしっかりと認定がされるというふうなことになることを期待しております。

○藤末健三君 恐らく、大事なことは何かと申しますと、やっぱり基本計画を何件ぐらい認め、そしてどれだけの投資が必要かということから恐らく全体の予算規模とか出ると思うんですよ。

ですから、法律を作られる時点で分らないという御回答は僕はちよつとおかしいんじゃないかと、正直申し上げます。やはり何件ぐらいの、どれだけの規模が必要で、何を目標してやるかということを決めず予算措置だけをして、申請された

ものに予算を振り分けますよというのは議論としておかしいんじゃないかと思ひます、私は。それだけは申し上げます。

そこで、是非小林政務官にお聞きしたいんですけれど、これからこの中心市街地の活性化を進めるに当たりましてどれぐらいの投資規模が必要だというふうに見込んでおられるかということについて教えていただけないでしょうか。お願いします。

○政府参考人(迎陽一君) 投資額全体については具体的に今申し上げることは難しいわけでございまして、過去の実績では平成十年度から十七年度まで関連予算ということで八兆三千九百七十四億というふうな数字を御説明したことがあるわけでございまして、けれども、これはその中心市街地活性化のみに使われる予算ではございまして、中心市街地活性化にも使ひ得るという横断的な制度で、こういったものも活用が可能だというふうなもので、足し合わせたものがこういった数字だということでお示しをしたことがございます。

これについては、具体的にむしろ各地域においていろいろな制度を活用して、それをその中心市街地の活性化に活用したきたいというふうなことでございまして、メニユーを御提示してきたわけでございますけれども、実際にこれをどれぐらい中心市街地に使ってきたかというのは必ずしも実績を把握しておらないわけでございまして、今は中心市街地活性化本部ができましたので、実際にどれぐらい投入したか、あるいは予算の段階でどれぐらいを見込むかというのをきちつと明らかにして検証をしていくというふうなことでやっていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○藤末健三君 お配りした資料のページ目に先ほど審議官がおっしゃつた平成十年度から平成十七年度までの八兆円という中心市街地関係予算がございまして、この中身を、これは柳澤委員からの質問があつた内数をちよつと見せてくださいとい

いうことでいただいたものでございまして、内数を見ますと何と経済産業省部分が全体の二割もないというふうな状況でございます。

今回の予算措置七十億円と。アーケードの数、全国で大体一万三千から一万五千という数でございます。この七十億円という額、本当に効果があるのかなというのが率直な気持ちでございます。これ審議官にちよつと是非確認させていたいただきたいんですけど、今回の基本計画を作つていただき、認定されたものは他省庁の予算にも影響を与えるものなんですか。

○政府参考人(迎陽一君) 正に各省庁の様々な施策を活用してしっかりと中心市街地の活性化を図つていかなければならないというふうなことでありますので、正に政府全体として取り組むというふうなことで中心市街地活性化本部というのを、これは各省の大臣に御参加をいただいた会議をつくつてそこで基本方針を決め、そこでの議に基づいて内閣総理大臣が認定を行っていくというふうなことでございまして、正にこうした各種の各省の措置というのが活用できるし、していただくということが必要であるというふうに考えております。

○藤末健三君 是非、基本計画を認定した場合、他省庁の予算もきちつと使えるような枠組みをつくつてください。恐らくこの年間七十億円の予算、七十億円も貴重な税金だと思ふんですけど、やはり今認定されている約七百基本計画で割つても一件当たり一千万ですよ。ですから、必ず、この法律を執行するに当たっては、通産省の予算手当てだけではなく、他省庁の予算をきちんとリンクさせていただくことを約束していただきたいと思ひます。

そしてまた、今回この経済産業省の中心市街地の措置ですが、予算的な手当て、税制などの手当てはございまして、他国の状況を調べますと、二ページ目ちよつとごらんになっていただきたいと思います。他国の様子を見ますと、余り、この予算的な措

置を行っているというよりも、やはり都市計画法のような大型商業施設の出店規制という形で中心市街地等の活性化を図っているわけでございますが、このような補助金に頼った活性化施策というのは私自身は効果は小さいと思うんですけど、その点、政務官はいかがお考えでしょうか。政務官、よろしく願います。

○政府参考人(迎陽一君) 欧米諸国におきまして、お示しのように各種の都市計画ないし都市計画の観点からその規制をしているというふうな国が多いということは、そこに先生お示しの資料のとおりでございます。

各種の支援措置につきましては、各国において予算、国と地方の関係ですとか、あるいは各種制度が異なることもございまして、私ももその詳細については承知をしておらないわけでございますけれども、そうした国が一定の地方に対する補助をやっているような地域もあるやに聞いております。

基本的に、私どもの考え方としては、今回のまちづくり三法の見直しにおいては、郊外部の開発の抑制というふうなブレーキとしての政策と、それから、それと同時に中心部にぎわいの回復のアクセラ、これを両方一体的に進めることによってコンパクトでにぎわいのあるまちづくりというふうなものを一体的に進めていきたいというふうなことで考えておる次第でございます。

○藤末健三君 是非、アクセラも、何か七十億円というアクセラではなく、私、他省庁の予算を見させていたんだんですけど、国土交通省そして農林水産省、厚生労働省といった他省庁の予算をきちんと使うような仕組みをつくっていただかなければ全くアクセラの意味がないと思いますので、是非きちんとやっていただきたいと思います。これはお願いでございます。

私自身が、次の話に移らせていただきたいたんですけれど、今回経済産業省におかれましてはいろんな制度をつくっておられるわけですが、三ページ目ちょっと見ていただいてよろしいで

しょうか。

関係省庁のいろんな支援策というのがございす。全部まとめるとたしか百近くあるんです。一枚目にある予算を細かく分けるとうなります。やはり地方自治体の方なんか話をしていますと、何があるかという、もう予算の項目が一杯あつて何が分からないというところをおっしゃっています。正直申し上げて、いろんな制度がある。百あるんです。

私自身は、これはもう質問じゃございませんが、是非ともこのような、もうぐちゃぐちゃに役所の縦割りになつたような制度を一括して地方自治体にお金を渡して、ある目標に沿った自由な、自主的な使い方ができるような制度を私は整備すべきだと思ひます。細かく用途が決まつて、地方自治体の方がそれぞれについて申請書を書いて予算を取つて限定された使い方ができないような状況を、私はこれを政治の力で変えていかなきゃいけないと思ひます。恐らく各役所に任じていたら絶対変わらないですよ、これ。もつと細かくならないと、自治体の方々は。

各役所がもう自分の予算を一生懸命守り、そしてこの予算はこれしか使っちゃいけませんよといひ続けてきている歴史、これを是非我々が変えていかなきゃいけないということをちよつと、これは質問じゃございません、提言でございますが、やつていくべきじゃないかと思ひます。やはり地方自治、これから進めるに当たりまして、このような根本的な問題には是非取り組むべきではないかと私は思ひます。

そしてまた、次の話に移らせていただきますと、今回まちづくりに対して支援措置等を行うというところをおっしゃっているわけでございますが、私自身は、やはりこのシャッター街ができた根本の原因は、特に工場などの移転により地方経済が疲弊していることじゃないかと感じています。私自身、比例区でございますんで、いろんな都市を訪ねさせていただいている。よく見ている

と、工場がなくなつた町のシャッターが下りているんですよ。

私、実はこれ調べてみますと、ここ数年でやつぱり数百の工場がリストラ、閉まつたり、あと中国に移つていくという状況でございまして、また、昨年十二月にこれは経済産業省が出されまして地域経済のシミュレーションというのがございす。これを見てみますと、工場や産業、ですから、物をつくつて外部に売つてお金をその地域に持つてくるというような産業がなければ、幾らサービス業があつても閉じたような、外部からお金を取つてくるような産業が育たなければその町は疲弊していくというシミュレーションなんですよ。私はこれ正しいと思ひます。

そういう中におきまして、本当の意味のまちづくりというのは、私は地域に外部から資金を持つてこれのような工場などを造ることが基本じゃないかと思ひます。この点につきまして回答いたします。お願いします。

○大臣政務官(小林温君) 御指名いただきましてありがとうございます。

今御指摘の点でございますが、正に地方分権を進めていく中で、今回の法案にもありますように、物づくりの企業がしつかりと、特に直接金融で資金調達できるような環境整備を進めていくというところは極めて大事なことでありふうに認識をさせていただいております。

これは前にも委員といたる議論をさせていただきましたが、日本の特に直接金融市場で、逆三角形の図をお示しをいただいてどの部分が欠けているかという中で、ローカル市場の充実ということも御指摘をいただいたかと思ひます。

この点については、我が省で現在策定中の新経済成長戦略においても、ベンチャー関連税制の見直しやファンドの活性化のための支援などについて特に力を入れて検討を進めているところでございまして、引き続きこの点については力を入れさせていただきます。そして、この法案の整備の中で、更に中心市街地の活性化にも資するような形

で進めていきたいというふうに考えております。

○藤末健三君 これは審議官がよく御存じかもしれませんが、モノ作り中小企業三百社、つてあるじゃないですか。この三百社のうち、何社が株式市場に上場し、そして直接金融から資金調達されているかというのは御存じでしょうか。どなたか御存じの方がおられたらお答えください。

○政府参考人(迎陽一君) 三百社のうち上場を行つておりますのが、これが十六社であるというふうな承知をしております。

○藤末健三君 これだけ立派な企業、たつた十六社なんですよ、上場しているのは。調べてみますと、その十六社ほとんどが大都市圏内。だから、地方の中小企業はほとんど上場できていないんですよ。

実際に地方の企業で上場しているところはどこに上場しているかと思ひますと、東京証券取引所、大阪証券取引所みたいな感じ。九州にある企業が福岡証券取引所じゃなくて大阪や東京で上場しているんです。ですから、是非とも、地域を振興するに当たつてやつぱり資金をどう提供するかというのは重要でございまして、九州の企業が福岡の証券取引所からきちんと資金の提供を受ける、北海道の企業は札幌の証券取引所から資金を提供できるような形を僕はつくらなきゃいけないと思ひますけれども、いかがでしょうか。

そしてまた、これは小林政務官に答えていただいた方がいいんですけど、地域の問題と、もう一つあるんです、実は。

現在、マザーズとかヘラクレスというベンチャー新興市場があるじゃないですか。そこにおける製造業の割合を見ると、二割切つているんですよ、実は。東証一部とか見ると、もう三割、四割あります。ですから、本当の意味で、新興市場ですよというのを言いながら、中身を見るとドットコム企業ばかりなんです。こういうきんぴゅうターのネットワークとか。こういうきんぴゅうとした物をつくる企業がほとんど上場できていないという状況。こういう状況をどう打開するかと

いうことについては是非お答えください。お願いします。

○大臣政務官(小林温君) 今ほど御指摘いただきましように、三百社の中に十六社しか今のところ上場企業がないということは、特にやはりグリーンシート等新興市場との間の上場可能な企業のためのマーケットが存在していないということだろうというふうに思いますので、御指摘いただいたように、いかにその地域の企業がその地域の市場で資金を調達できるようにするかということについては更に力を入れて進めていきたいというふうに思います。

そして、物づくり企業が資金調達なかなかできないというのは数字を見ても明らかでございます。これは前にも議論させていただきましたが、グーグルのような企業がなぜ日本で出てこないかと。しかも、これは東京からでなくて、今御指摘のように、例えば九州から出てきたり、あるいは北海道からその国の産業構造を一変させるような可能性を持った物づくりの企業が出てくるということが、正に日本の産業構造全体のイノベーションにつながるであろうという意識は私も共有をさせていただいております。

ですから、一つには、投資家の保護の問題と上場基準の緩和というものは、これは両面担保していかなくやらないという部分はございますが、特に地域においてそういう制度を整備するとともに、地域でしっかりと目利きのできる人材の育成等も含めて一体となって環境整備を進めていくということに、正にこれからの地方の時代の到来の中でしっかりと力を入れていきたいというふうに思います。

○藤末健三君 ありがとうございます。是非とも進めていってください。

私がいろいろ、例えば先ほどグリーンシートというところをおっしゃいましたけれど、私はグリーンシートという新しい新興市場の方とか、あとアンビシャス、ヘラクレスという方々とお話しいて分かったのは、物づくりとか技術とかい

うものを目利きできる人がいないんですよ、証券会社、そして市場に。ですから、ドットコムって分かりやすいじゃないですか。こんな新しいビジネスやりますよというのはいくらも出てくるけれど、こういう物づくりで、金型のすごい技術なんかを持っている方々の技術は評価できないということをおっしゃっているんですよ。

ですから、まず証券業の方々、そして市場の方々と、やっぱり技術がちゃんと分かり評価できる方々をつくることというのが非常に、我々、新しい市場をつくることよりも重要じゃないかと思えますので、是非経済産業省で研究してください。これは、地方の企業を振興し、そして物づくり企業を振興するという意味で、私は直接市場をどう使うかということとは非常に大きな課題だと思えます、私は。

今回、ライブドアの問題が起き、東京証券取引所の問題がいろいろ指摘されていますけれど、本質的な問題は、東京証券取引所であるし、また地方の証券取引所がどういう機能を果たさなきゃいけないかという議論が置き去りなんです。恐らく金融庁の方はもう投資家保護しかおっしゃいませんので、もう出てこないと思います、これから。

ただ、一つ大事なことは、経済産業省がなぜここで発言しないかというのは私はずっと不満でございます。この機会にきちんと、直接金融、地方のためにどう使うか、そして物づくりの企業のためにどう使うか、つくっていくかということを是非とも議論していただけたらと思います。

余り言うて怒られちゃいますけど、やっぱりこれ、七十億円の予算を分配するという話じゃないんですよ。経済産業省の仕事というのは、社会の仕組みをどう変えていくかという根本的な議論をやっていたらかなければ、はつきり言ってますが、国の産業を興す、地方を興すという話については余りにも小さ過ぎると思います。これは、ですから、是非もっと大きな目で物事を申しますか、本気で地方の産業を物づくり企業をどう育てる

かということをは是非政治家の方々にイニシアチブを取っていただき進めていただきたいというお願いでございます。

また、いろいろな制度につきまして話を移らせていきたいと思います。これは参議院の資料の四ページ目でございます。これは参議院の法制局にお願いをして作っていただいた資料でございますが、今回、中心市街地活性化基本計画というものが内閣総理大臣の認定になります。しかし、ほかに市町村でどういう計画を作っているかと見ますと、まず上の方の左、ごらんになってください。地方自治法による基本構想というのがまず一つあります。全体基本構想を作ります。それを受けて市町村が都市計画法に基づくマスタープランを作ると。その下に、地区の構想とか、あと景観計画とかございます。その横に、市町村マスタープランと整合性を取りながら中心市街地活性化基本計画、都市再生整備計画、交通バリアフリー基本構想といった、もういろいろな計画を地方自治体で作らなきゃいけないという状況になっていると。

ですから、これを本当にきちんとまとめたいただかなきゃ何にもなんないんじゃないかと私は思っております。これは一番初めの御質問に戻りますけれど、経済産業省だけの世界でこの基本計画が閉じちゃいますと予算規模的にも非常に不十分です。もう一つございまして、これだけもうぐちゃぐちゃいろんな計画を作らなきゃいけない中、整合性が取れなくなっちゃうと思うんですけれど、審議官、いかがお考えでございますか。若しくは大臣、いかがですか。審議官ですね。審議官、お願いします。

○政府参考人(迎陽一君) 正に、まず経済産業省だけの施策で閉じてしまつては意味がないという点については、全く御指摘のとおりでございます。正にそういう意味で政府ぐるみでまちづくりの総合的な計画を支援していくということを今回の法律の目玉としているわけでございます。その中で、中心市街地活性化基本計画というものが、これがそのポイントになるわけでございます。すけれども、これはただいま申し上げましたように、活性化に関する施策を総合的、一体的に進めるわけでございますので、各種の計画との整合性というふうなものがきちつと保たなければならぬというふうなものであると考えております。特に、都市計画及びそれからその都市計画法上の市町村のマスタープランと、こういったものと調和が取られたものでないといけないという旨は、これは法律上も規定をしておるところでございます。

それと同時に、その他の計画については法律上規定はしていませんけれども、整合的なもの、あるいは有機的に連携が図られるというふうなことをお考えをいただきたいというふうにしておる次第でございます。

○藤末健三君 恐らく今の法律、実際にこの基本計画がどう位置付けられているかというのは余り明確ではないんですけれど、一点だけ申し上げたいのは、今のこの枠組みのように市町村マスタープランの横に中心市街地活性化基本計画がありますよという話になつていまして、何が起きるかというところ、恐らく今のように経済産業省の予算措置だけしかこの基本計画でいじれなくなるんじゃないかと私は危惧しています。一枚目のページにありますように、中心市街地の関係の予算、経済産業省は一割以下、全庁のトータルの。という状況で、年間予算七十億円。それだけをいじれるような基本計画であれば、僕は意味がない、正直申し上げて。逆に、この基本計画が市町村マスタープランも包括し、都市再生整備計画も包括するぐらいのことをやっていただかなきゃいけないと思うんですけれど、その点いかがですか。審議官、お答えください。

○政府参考人(迎陽一君) マスタープランを包括するということもあるべきだというお話でございますけれども、この点については、先ほど申し上げておりますように、ブレイキの部分の

都市計画、それからそのアクセセルの部分の基本計画、これが整合的なものでなければならぬということ、これはその調和が保たなければならない旨、法律で規定しておるわけでございます。

一方、中心市街地活性化基本計画自体が経産省だけの予算措置にとどまったのでは効果を生まないのではないかと、この点については、正に御指摘のとおりでございます。その一ページにございますような予算措置について、従来はこういったメニューがあつて、それについて各市町村がそれを自分で選んで使つて中心市街地活性化を図るというふうなことで、この大きな枠の中でどれぐらい使われたかと、あるいはそれのどれぐらいを中心市街地活性化に充てるかというふうなことはその実績のチェックをしていながら、たわけでございますけれども、今後につきましては、その実績もチェックする、それからその要求段階についても中心市街地にどれぐらいのものを充てるのかというふうなものも本部の中できちんとコントロールをしていくというふうな仕組みを考えておるわけでございます。

○藤末健三君 じゃ、そうしますと、私、基本計画の具体的な中身がどうなのかということをお聞きしますと、まだ決まっていないうこと、深くは説明いたでないですけれども、そうしますと、先ほど山根委員からも御質問ありましたように、福祉とか、あと健康とかスポーツといった予算、この三ページ見ますと実はあるんですよね、その関係の予算が。そういうこの三ページ目にあるような百幾つあるような予算についても、この基本計画の中に書いて内閣総理大臣に認定を受ければ予算的な手当てがやられるというふうに理解してよろしいでしょうか。審議官、お答えください。

○政府参考人(迎陽一君) そこは、要するに基本計画の認定ですなわちその補助金の交付の決定がストリートに行われるわけではございませんけれども、その認定を受けたものについてはそれを尊重して、各省が協力をしてこれらの措置について

予算を、その補助金等の交付を行うというふうなことを考えておるわけでございます。

○藤末健三君 是非きちんとやっていただきたいと思ひます。少なくとも今ある基本計画の延長ではなく、この資料にありますように、ほかの役所のいろんな制度も包括してきちんとまちづくりが行われるような担保を必ず付けていただけたらと思ひます。七十億円の予算、計上されておりますけれども、七十億円では僕はアクセセルと言えないと思ひますので、是非とも他省庁の、厚生労働省そして国交省、文部科学省もございすけれども、他省庁の予算もこの基本計画である程度いじれるようにぜひやっていただきたいと思ひます。

それで、最後の質問に移らせていただきますけれども、是非議論させていただきたいと思ひますが、一番最後の五ページ目をちょっとごらんになっていただきたいと思います。この五ページ目の資料は、朝日新聞からお借りしてきたものでございす。この表の基になつておりますのが、二〇三〇年の地域経済シミュレーションという昨年十二月に経済産業省が出された報告書でございす。

この図を見ていただければ分かりますように、横に人口の増減、縦に経済の増減という形になつております。そして、いろんな都市がプロットされて書かれておりますけれども、これをざらんに見ていただければ分かりますように、ほとんどの都市が、地方都市が人口が減り、そして経済的に落ち込んでいくという状況。そして、福岡、仙台そして大阪、名古屋といったところが人口は微減ながら経済が成長していくと。そして、人口も増加し成長していくというのは東京というふうになつておりますが、これを見てどういうふうにお考えになりますかという点については是非御回答いただけますでしょうか。お願いします。

○政府参考人(迎陽一君) これを見まして、基本的には正に日本全体として人口減少社会を迎えるというふうなことでございまして、その中で、地域のばらつきはあるわけですが、特に政令

市を除く地方の都市においては、人口の減少、それと同時に域内の生産額も減っていくというふうな可能性が示されておるわけでございす。当然のことながら、中心市街地の活性化と申し上げても、やはり人口が減っていくというふうなことでございす。これは都市の在り方としても拡張という方向は直さなければいけない方向であらうということでございす。それから域内の総生産額が減っていくことになりまして、これは先ほど先生からも御指摘のあつたように、地域の購買力というのはその地域の経済力と比例するところがあるわけでございす。こうした環境の中で中心市街地の活性化を図っていくというのは、相当に厳しい中で各地域、今後のまちづくりの在り方というのをしっかり考えていただきたいというふうなことを考えておる次第でございす。

○藤末健三君 何を申し上げたいかといふと、もうこの予測を作られたのは経済産業省であつたわけで、何が大事か、今は、まちづくりで補助金出してアクセセル、ブレーキとかいう状況じゃないということをお願い申し上げたい。

これだけ経済が衰退すると、多くの都市で経済が衰退していくということを予想されている中で何が本質かと申しますと、やはり各都市の産業を振興し、その都市がやはりきちんと経済成長することがすべての本質じゃないかと私は思ひます。これは、人口は減ります、町の形態を変えていきますという議論じゃないんですよ、これ、絶対に。ですから、そういう本質的な議論を是非ともやっていただきたいと思ひます。そして、もう一つ、これは是非大臣にお聞きしたいんですけれども、私は、やはりこのアジアの諸国、上海伺いますし、シンガポール行く、そして香港、ソウルに伺つてよく感じますのは、もう今の時代は国と国の経済競争というよりも都市間の競争になつていゐるんじゃないかと。もう飛行機はどんどんどんどん航空距離は伸び、各都市が空港にどれだけの飛行機を呼ぶか。今、港をどんどんどんどん、もう

日本に奇なくなりましたけど、コンテナをどれだけ陸揚げするか。そして、通信の本拠地、ハブ、中心をどこに持つてくるかというふうな、もう都市間競争に移つていゐると思ひます。我が国がこの二十一世紀きちんと生き残るためには、一つのレポートがございすのは、もう都市間競争になつていゐる中、東京や大阪や名古屋に集中的に投資をして、その都市が戦つて国際競争を勝ち抜くということが必要じゃないかというレポートもございすけど、その点につきまして大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(二階俊博君) 大変難しい質問であります。これはお互いに政治をやつていく上において、やはり国民全体といひますか、すべての国民の幸せといふことを考えていかなきゃいけない。東京と大阪だけ発展すればいい、あとはその落ちこぼれをどうやっていゝして細々とやっていくというふうなことに對しては、私はそれはこれ以上奨励すべきことではないというふうな基本的な考へております。

最近、地方都市、人口の少ないところは、経済の理論からいいますと大変難しいことには違ひありませんが、やはりそれでもそれぞれの地域の特性を生かし、またIT産業、ITを活用するなごという面から頑張つていける。これは大変、一つの例であります。コンテンツ産業といふことに対してこれから大々的に経済産業省としても取り組んでいこうと思つておるわけであります。今、これはこれなりに各地で専門家の皆さん等の頭張りによつてたくさん芽生えてつたと思ひます。議員も御承知のとおり、アニメ一つとらえてみましても、これは大変な産業になつてきておるわけであります。この間も、私、パリでちよつとテレビをひねつたらアニメの画像で、フランス語でみんな劇画はやつておるんですが、出てくるところは日本なんです。時間表が出てきたり町の名前が出てきたりしているの、みんな日本語で出ておるわけです。それは吹き替えをしていゐるわけですが、そこまで対応できなかったんでしようが、

いずれにしましても、こういうことを通じて日本の活字が世界にだんだんだんだん広まっていくなというのを思ったんですが。

私は、今、財政諮問会議におきましても、これからコンテンツの産業について新しい舞台、新しいステージを構築するために思い切った対応をやるんだということを、その意欲を表明してあるわけでありまして、そうしたことは地方の都市だからとか、遠いからとか、人口が少ないとかということと関係ないわけでありまして、先般、私の地元で田辺市という我々のところでは大きな地域だというふうに思うんですが、こういうグラフへ出てきますとまだ小さい都市に違いありませんが、その人たちが頑張って映画を作りました。そして、その映画を東京で上映することができないか、再三東京に出てきては私のところへ立ち寄っております。その意欲、その意気込み、私、感心をすると思います。何かどこかで応援をしてあげたいと思っておったんですが、随分以前にトランジットでパリに立ち寄ったときに、私はパリのジェトロの所長に対して、あなたはここのパリのカンヌ映画祭に私の地方で田舎で作った映画、出展できるようなことができないかどうか、ここの芸術や文化を担当している大臣に話してみてくれと、そして私がそれを特に希望してあるということを申し上げてくれというふうな話をしましたら、だんだん進んでいきまして、先般カンヌ映画祭に取り上げられたわけでありまして、しかし、それは三万本集まってくるといふんですね、世界じゅうから。それで、それは世界三大映画祭と、こう言われるようであります。今、それじゃあこの二大映画祭は何万本くらい集まってくるんだということを今調べている最中でありまして。

いずれにしましても、議員も御承知と思いますが、東京映画祭、過去十八回東京で行われておりますが、今年、今度は第十九回目の東京映画祭であります。そうしたこともこれからやっていく。その際に、たまたま今の申し上げたのは東京映画祭という名前になっておりますが、出展してくるのとはどこから来るか分からないんですね。そういうことからいうと、何も東京と大阪だけが人口集積しているからこれで頑張れる、これが頑張ればいいんだということではなくて、私はそれぞれの地域の皆さんに頑張ってもらおう。ですから、頑張る中小企業三百社というふうなことを発表したのは、今三百社ですが、来年は別の三百社がああステージのつてまいります。次から次へと、それぞれの地域がやっぱり頑張るということが大事でありまして、私は、今議員が御指摘になりましたように、いろんな手法を組み合わせてやっていかなきゃいけない。経済産業省は経済産業省の井戸の中にだけ閉じこもっておるんではなくて、隣の役所、省庁にもずつとお願います。

私も今朝、文部科学大臣に対して国立高専の活用についていろいろお願いしておいて、我々の側から高専、高専と言っているのは、我々の側から思っているんですが、小坂大臣も大変御理解をしてくださいます。高専が経済産業にお役に立てば、地域の中小企業の発展のお役に立てばどうぞお使いくださいと、こういうことであります。私ども、全国の高専と地域の頑張りとこの間を見て、ここから大丈夫だということと三十か所選んで補助金を付けて、その補助金を中心にして高専と地域が新しい産業を生み出すために努力をする。

私は、これは一年で結論が出るかどうかは分かりませんが、成果が出るかどうかは分かりませんが、必ずこの芽生えは役に立っているというふうな思っております。是非、議員もそういうことに御理解が深いわけでありまして、注目をしておっていただきたいとお願いをする次第であります。

○藤末健三君 是非お願いします。私も、地方がこんなに衰退するというのは非常にまずいと思うんですよ。実際にシミュレーション

ンされておられて、これはどう対策をすればいいかというのは作っておられませんか。是非とも早いうちに地域産業再生計画なるようなものを作ったいただき、先ほど申し上げましたように、本間に株式市場なんかをどうするかという話、三百社を毎年出しても多分足りないんですよ、大臣。この三百社が株式市場から何十億というお金を受けて、それでどんどんどんどん成長させることが必要。今、三百社のうち十六社しかありません。資金を投入できるのが、そういう状況では是非直していただき、そして地域経済を活性化させることが本質的な中心市街地のまちづくりの基本だと思っております。是非ともやっていただきたいと思っております。

これをもちまして質問を終わらせていただきます。

○委員長(加納時男君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後一時二十分休憩

午後一時二十分再開

○委員長(加納時男君) ただいまから経済産業委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岩本司君 どうぞよろしくお願いたします。民主党・新緑風会を代表いたしまして、午前に引き続き、質問をさせていただきます。

まず、大臣にお伺いいたします。理想的なまちづくりとはどのようなものでしょうか。

○国務大臣(二階俊博君) 私は、それぞれの地域の歴史、個性、そうしたものを生かして、そこに住む人たちが、その地域の職場に従事する人々が愛着を持ってその町を育てるためにみんなが協力し合っている。お祭りなんかそれぞれの

地域にあります。あのお祭りを見ておるだけでもその町の発展への意気込み、意欲というものが一目で分かるわけでありまして、その祭りが他の地域の人を呼べるような祭りになれば、それがまた地域の活性化にもつながる。

そういう意味から、一口で言えば、自らが誇りを持つておるような人たちが多く住んでいらつしやる場所、そこが理想の住まいの地域であり、またそれが御商売の点から見れば理想の商店街、そうしたことを念頭に置いて、今度の法律を通していただいた上においては、そんな元気のあまるまちづくりを目指していきたいと思っております。

○岩本司君 ありがとうございます。

確かに大臣おっしゃるとおりだと思いますけども、私がお伺いしたかったのはもっと大きな意味でございまして、例えばローマは二千年前からまちづくり、もう整備されて変わっていないわけであらう。じゃ、東京、日本は戦争があったからこういうまちづくりになつたと言われても、それはローマだって常に何千年も戦争を繰り返しているわけであらう。大臣に是非グラントデザインをしっかりとやりつたり描いていただいて、確かにこの法改正も重要だと思っております。午前中、同僚議員からもちよつとこの改正は遅過ぎたんじゃないかという意見もありましたけども、私もそう思います。グラントデザインを描いた上で、その中で、どういう法を改正していくか、どういう、全国的に、都心部もそうですけども、今回の法改正で、全国の商店街の方々、都心部だけなのか。空洞化されたといつたつて、私どもの町はもつと衰退しているし、自分たちの税金で都心部だけ対応するの、そういう意見も大臣御承知のとおり全国各地から上がっているわけであらう。後で触れさせていただきます。

私、今回の質問ですが、まちづくり三法ができたのは平成十年でございまして、その三法ができた三年前、平成七年に、私、国会議員でなかったんですが、地方議会であつた商店街の対策につ

いて、僕は改革を十年以上続けているものですから、自分の議事録をちよつと引用させていただきますけれども、これもうちづくり三法ができる三年前です。民間の広告代理店などと、私、当時渋谷区で区議会議員を務めていましたので、渋谷区と地域の商店街が知恵を出し合い、また協力し合い、努力するのも一つの方法だと思います。地域の人たちだけに限らず、これ順序は変わりますけれども、様々な地域の人たちが様々な商店街に買物を楽しみに足を運び、渋谷区外からもたくさんのお客さん呼び寄せられるような、集まってくるような、地域の特色を生かした魅力ある商店街づくりを進める必要があると。

ちよつとこの法改正、本当にもう遅過ぎたんじゃないかなと思うわけでございますけれども、ただ今回の平成十八年度の中心市街地支援措置のこの予算の中でちよつと気になっているところがございます。参考人の方で結構ですから御説明いただきたいんですが、トータル、政府原案では七十億六千万の予算なんです。戦略的中心市街地商業等活性化支援事業、これに五十九億五千万、また実効性確保診断・サポート事業、五億二千四百万円、また中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業、これ一億四千二百万円、また中心市街地商業等活性化支援業務委託事業、これ四億八千九百万円なんですけれども、これ簡潔にちよつと御説明いただけませんかしょうか。

○政府参考人(迎陽一君) 戦略的中心市街地活性化支援事業は、これにつきましては、各テナントミックスの店舗ですとか集客施設の設置ですとか、あるいは駐車場等の設置ですとか、こういった中心市街地の整備のためのハードの事業、それから同時にまた、各地域で行いますリサイクルの事業ですとか共同のポイントカード事業ですとか、あるいは各種の催し、こういったソフトの事業、こうしたものに対して、各地域で商業関係の活性化のために取り組む事業について補助を行うものでございます。

それから、二点目の実効性診断・サポートでござ

いますけれども、これは、実際に中心市街地の活性化の取組を支援するために、これは中小企業基盤整備機構が地域のまちづくりプランですとかあるいは核となる施設の運営手法などについて総合的に診断をして助言を行うものでございます。それから、アドバイザー派遣事業でございましてけれども、これは、活性化の取組を考えた場合に、ノウハウのある方をアドバイザーとして派遣をして御相談に応じる、あるいはアドバイスをするといったものでございます。

それから、最後の中心市街地商業等活性化支援業務委託、これは人材の育成を中心にやっております。さらには、その成功事例の水平展開のためにいろいろなシンポジウムを行うとか、こうした形で各地域の活性化を支援するものでございます。

○岩本司君 この、まあどの分野でもいいんですけども、例えば市民の懇談会ですとか、例えばアンケート調査、あと、意見の募集ですね、こういうことが本当に非常に重要でございまして、じゃ、これ地方自治体にそれを任せたい方いいと言われても、なかなかこれ進まないんです。

私が、今から十年前の議事録、読ましていただきましたけれども、このときに商店街の活性化に全力を、取り組んでいたんですけれども、全力を尽くしていたんですけれども、このときに大きな壁にぶち当たりました、どういう壁かといいますと、民間の広告代理店や商店街の方々と接触を持とうとしても、その商店街の組織の中にあるいろいろな問題がございまして、問題といいますが、年功序列といいますが、例えば何とか銀座商店街と。銀座はすぐそばなんです、もうこの銀座というのはネーミングは外した方がいいんじゃないんですかと言つても、いや、当時は、銀座という名前を付けたから何とかしたので商店街が今まであるんだと。それが誇りなんだと。じゃ、副会長さんに聞いて、会長の長さんはこうおっしゃっていますけど、副会長さん、いや、私もそう思うと。例えば若手の青年部長さんなりそういう方々が一生懸命新しく改革を

しようとしても、なかなかその商店街の中で議論がまとまらない。午前中も同僚議員からも御発言ありましたけれども、そういう問題があるんですね。で、じゃ役所はどうかといいますと、いや、ここここに幾らか予算付けたら、こつちもこつちも予算付けてくれと、これはもう混乱して、そういうことなかなか役所側でもできないんだと。なかなかうまくいかないわけでございますけれども。そこで、このアドバイザーの派遣事業でございまして、私はこれは本当にキーパーソンだと思つて、私はこれは地方自治体に任ずっていつたて、やつぱり国が主導権を持たないとなかなかまとまらないし進まないんです。そこで、そのアドバイザーを派遣するわけですね。

私は当時、十年前は、そのアドバイザーのことを広告代理店ですとかそういうふうなイメージでいつたんですけれども、アドバイザーはどういう方々といいますが、どういうチームを組んで何人ぐらいで対応していくのか。ちよつと、もう少し詳しく御説明いただけませんかしょうか。

○政府参考人(望月晴文君) このアドバイザー派遣事業は、基本的には私も中小企業基盤整備機構という、かつて中小企業総合事業団というのがございましたけれども、そこが契約をしている契約アドバイザー、専門家がございまして、大体二百人ぐらいの方を登録しているわけでございますけれども、その中から御要望のございました商店街に対して、これは御要望、常に直ちに全商店街に派遣できるわけではございませんけれども、お話を、公募をいたしまして、そういった中で、要望が強くかつ有意義だと思われる商店街に対してこのアドバイザーの方を、専門家の方を基盤整備機構の費用で派遣をするということでございます。

基本的には、御専門家一人行っていたら、大体そこでずっと話を聞いていろいろアドバイスするということでございますけれども、帰つてまいりましたらこちらにプールされた人たちがいるわけでございますので相談等々ではできるわけでございます。

ございますが、そういった派遣体制になっているわけでございます。

○岩本司君 じゃ、そのアドバイザーの方を商店街に直接派遣されるんですか。それとも、中心市街地活性化協議会にございまして、ここに派遣されるんですか。よろしくお願ひします。

○政府参考人(望月晴文君) それは、ケースによつてはどちらでも構わないという体制になってございます。中心市街地活性化協議会、今度新法でございまして、これでき上がつてからでございまして、そこからの要請を受けて、それにこたえて行く場合もありますし、それから個々の商店街でも、特に御要望があればそういうものに派遣することも可能でございます。

○岩本司君 ということは、まだはつきり、どういう組織に、その順序といいますか、活性化協議会にそのアドバイザーの方が先に参加して一緒に協議するとかではなくて、その協議会で協議をして、そこにもう商店街の方も入つていいると思つて、すけれども、そこで協議したことを国に上げて、そしてそれからアドバイザーを派遣すると、こういうことでございますか。

○政府参考人(望月晴文君) ちよつと説明が下手くそで恐縮でございますけれども、基本的には、協議会なら協議会が発足した場合にはその協議会から、先ほどの基盤整備機構、かつての事業団でございまして、それで受託されれば基盤整備機構から直接協議会に行く、あるいは商店街から基盤整備機構に要請されて、それでオーケーということになれば、その基盤整備機構から直接商店街に行くと、そういう格好でございまして、このアドバイザー派遣事業そのものにつきましては、一々国に上がつて国から機構に命令が行つてという、そういう体制にはなつてございませぬけれども、基盤整備機構が募集をいたしまして、要望を募集をいたしまして、その中から、全部こたえられれば全部ですけれども、予算上の制約がありますから、その中から優先順位の高いものを選んでそれで派遣

を受諾して行く、そういう体制になっているわけ
でございます。応募できるのは、協議会である場
合もあるし商店街でも、それはどちらでも構わな
いと、こういう仕掛けになってございます。

○岩本司君 これ、全国の商店街の方々が一番注
目していると思うんですけども、いきなりそのア
ドバイザーの方が来られても、やっぱり日ごろか
ら、商店街やその組織の中の人事もそうなんです
けれども、その方々と常に意見交換をしておかな
いとかなかなか、こういう商店街にしてくださ
いとの一人が派遣されて言たって、そりゃ机上の
空論じゃないかという意見も当然出ますし
ね、我々は何代もここで商売やっているんだと、
そこで僕はうまくいきそうにもないと思うん
ですけども、その点はいかがですか。

○政府参考人(望月晴文君) こういうアドバイ
ザーの方に何を期待するかということございま
すけれども、基本は、先生先ほど来いろいろ議論
も出ておりますように、商店街御自身、あるいは
協議会に参加しておる地元の方御自身が、この
商店街、このまちづくりをどうしたいというこ
とを議論をしていただいて打ち出したいのだと
いうのは、それはまず第一、一番の基本だろうと
思うんです。

ただ、大切なことは、そういう地域ですつとやっ
ておられる方が、常に日本じゅうの商店街のい
ろんな事情を分かっているわけではないわけござ
いますし、先ほどお配りをさしていただきました
その七十七選に出ていないような実例を全
部知っているわけでもないわけでございます。

したがって、そういうときに、こういうような
町に、実は商店街、こういう商店街に自分たちは
したいんだけれどもどうしたらいいかということ
を、外部のアドバイザーにそういう知識をもらっ
てやっていくということが大切な場面もあるわけ
でございます。そういう意味で、ここで申し
上げていますアドバイザーは、外部の幅広い知識を
持っている、その専門にずつとやっておられる方
に来ていただいて、それで御相談をいただくとい

うこともこの商店街でいろいろな運動をしていく上
で有益なことがあるんじゃないかと、そういう役
割を担っているわけで、来ていただいて町全体を
指揮していただいて、あるいは商店街全体を指揮
していただいてこちへ行くというような人
が、外から数日行つてできるといことはこれは
ないと思ひますので、おっしゃるとおりだと思ひ
ます。

だから、彼らの中、繰り返しになりますけれど
も、外部の専門家の持つ専門的な知識を、
自分たちがこういうことをやりたいときに活用し
たり教えてもらつたり、そういうアドバイザーと
いうのが基本で、私どもはそういう専門家を百五
十人なり二百人なり抱えて、いつでも派遣できる
体制にしていると、こういうことでございますが。

○岩本司君 ありがとうございます。

そこで、そういうアドバイザーの方というのは
本当に重要なキーパーソンだと思ひますけれど
も、商店街でももうシャッター通りで、商売はさ
れていないけれども、その商店の二階にお住まい
の方とか、そういう方もたくさんいらっしゃるん
です。自分は商売はもういいと、しかしどなた
かに貸したいけれども、どなたに貸したらいいか分
からないですとか、その仲介役も欲しがっている
んです。

例えば、もうこの例見させていただきましたけ
ども、七十七選ですが、確かに私も提案していた、
数年前に提案していたような商店街がございま
して、そういう商店街かといひますと、リニュー
アル前はアーケードがあるんですよ。しかし、これ
はリニューアル後にアーケードを撤去されている
と。これ北九州の方の商店街なんですけれども、福
岡の地元の、昔青年部で活躍されていた方と議論
をずつとしていましたら、もう何年も前に自分は
改革しようとしたんだと、これも繰り返しになり
ますけれども、アーケードを撤去しようと思ひつ
ても、何人かは賛同するけれども、ほかの数名がちよ
つと反対して結果的にできなかったと、で、もう
シャッターが閉まっていると。

先ほど、私、アドバイザーのことを申し上げた
のは、幾ら要望があつても商店街の組織でそう
簡単にはまもらないんですよ。これが大変でござ
いまして、ですから、そのアドバイザーの方々
にもちゃんと、何といひますか、商店主の方々、
一部のトップの方々だけじゃなくて、商店街の
方々、いろいろな方に足を運んだりして意見を聞か
なきゃいけないんですよ。

私、冒頭質問させていただきました、この市民
の懇談会とかアンケート調査とか意見の募集と
か、こういう費用が入っているんですかとお伺い
したのはそこなんです。

商店街の方々の意見を集約するのもこれ重要な
んですけれども、大型のショッピングセンターが郊
外にあるんですが、ただ、便利だということのもち
ろんありますし、いろいろな商品がそろっている
と。雨でも買物ができると。そういうこともある
んですけども、じゃどう共存共栄していくかとい
うことなんですけれども、お客様のニーズにこたえ
ているのが郊外型のショッピングセンターなんです
ね。じゃ、商店街が地域の市民の皆さんの、あ
るいはその町以外からも来るような、そういう
ニーズにこたえることができる商店街をつくれば
繁栄するんですよ。ですから、じゃそのニーズに
こたえるにはどうしたらいいかと。まずはニーズ
を伺わなきゃいけないんですよ。意見や要望や何
を求めているのかというのをやはり吸い上げてい
かなきゃいけないんですよ。

すべて地方自治体任せにして、じゃ地方自治体
にずつと任せていて今こういう、地方自治体のせ
いじゃないんですけども、結果的にこういうことが
起こっているということは、やはり今回の法改正
でもそうですけれども、よし、国がかじ取りを切
ろということですから、その辺の予算がどこに
入っているんですか。

○政府参考人(迎陽一君) 先ほど御説明申し上げ
ました四番目の中心市街地商業等活性化支援業務
委託事業というのがございます。その中に、市
町村の現況を把握して、それからそれについて課

題を明確化する等の事業を行つておるわけござ
いますけれども、この中で現況の調査等を行い
得るといふうなこと、そうした施策がございま
す。

○岩本司君 ですから、それでは駄目ですと申し
上げていますんですよ。確かに、それを、地方自治
体の首長さんも市民からもろろ選挙で選ばれて
いるわけですけども、まあ天下りと言つちゃ語弊
があるかも分かりませんが、なかなか、役所
で育つた首長さんもたくさんいらっしゃるん
ですけども、私は直接国でも市民の皆さんの声を吸
い上げて、何といひますか、ニーズをつかま
えて、それでアドバイザーの方と打合せして、商店
街の方々と打合せして改革していかなければ、そ
う簡単にはいきませんよと申し上げているん
ですよ。

だから、国として一番重要なアンケート調査で
すとか、そういう市民の方々の意見を聞くよう
な、そういうことを、これも最低限のことです
から、これしかもポイントですからね。役所から
聞いた、役所からというのか、それは役所も一生懸
命されていますけれども、直接市民の声を聞かない
と、シャッター通りなんか簡単に全部があつと開
いて商売繁盛なんて、そんななりませんよ。

さつきも申し上げましたように、商店街でも、
商店街の上に住んでいるけれども商売されてい
ない方とか、そういう方もいらっしゃるわけだ
から。そういう方々には、やはり例えばどこかが、
もう一部の地域ではそういうのを進められてい
ると言われていますけれども、出店者、商売、店を開
きたい人もたくさんいるんですよ。フリーマ
ーケット見てくださいますよ、ね。週に一回あ
いいうところに集まって自分の商品を売りたいと。だ
から、シャッター通りを開けるにも、初めは週に
一回からスタートしてもいいんですよ、週に一回だ
け。フリーマーケットの方々ととの間に入つて、そ
こで商売してみませんか。しかし、商店主は、
いや、ちよつとだれか分からない人に貸したくな
いというのがあるんですよ。ですから、そこに

どこかが、国かどうか分かりませんが、間に
入ってコンサルトするというか、そういうことを
しなきゃいけないんですけども、その辺のお考え
はどう感じていますか。

○政府参考人(望月晴文君) 先ほど来ちよつと出
ておりますその基盤機構がやっておりますアドバ
イザー事業というのは、もちろん先ほど、地域で
知恵が欲しいというときにアドバイスもすること
ができるし、ちよつと、予算上は少し分かれてお
りますけれども、先ほどの、最初の予算の中に実
効性確保診断・サポート事業とあるのは、これか
らやろうとする地域における商店街対策が本当に
有効な対策なのかどうかというのを地域の実情に
合わせて実は調査することも可能なわけでござい
ます。そのための予算でございます。これも基盤
機構に、私も国自身に予算、活動があつても人
手は足りませんので、むしろ基盤機構とい
うのは私どものエージェンツとしてそういう地
域のいろんな問題について出掛けていてやるわ
けですけれども、そういったアドバイザーなど
も予算を付けて調査することも可能でございま
す。ですから、地域で調査をしてほしいという要
望があれば、割と弾力的に使える予算がござい
ますので、先生おっしゃるような話というのは対
可能な制度になっていると思います。

ただ、問題は、今私どもこういった格好で、中
小企業対策として直接地域の商店街とかそういう
ところの要望をお伺いしながらサポートしている
わけでございすけれども、先生おっしゃいます
ように地方自治体は全部駄目だということになつ
ちゃうと、私どもではとてもそれはもちろん手は
回らないわけでございすし、むしろ私どもがよ
く節度を持ってやらなきゃいけないのは、実は先
般、三位一体改革の議論があつたときに、国と地
方のこういう対策のすみ分けどうするか。私ど
もはどちらかというと、先駆的に、問題があるこ
ところを私ども自身がやることによって我々の行政
の知識も増えるわけでございすので、そういう
たものを選んで今先生おっしゃいましたような地

域の実情を把握し、アドバイスをし、実効ある対
策を打っていく、それから空き店舗対策などにつ
いてもそういうふうによつていくというのは、私
ども自身も一生懸命やるようにいたしてあります
けれども、大変恐縮でございすけれども、一万
何千ある商店街の中では確かにごく一部のもの
で、その先駆的な事例をできればこういう格好で
ほかの商店街の皆様に知識として広めることに
よつて効果があるものにしていきたいと、こうい
う格好のやり方になつていくわけでございす。
○岩本司君 私は、地方自治体の長がすべて駄目
なんてこと言つてないですよ。埼玉県知事だつて
すばらしいですし、横浜の市長だつてすばらしい
ですし、神奈川県知事だつてそれは。

私が申し上げているのは、何というんですか、
アドバイザーを派遣したりするときにマーケティ
ングをしつかり国としてもやっておかないと、全
部そんな丸投げでは駄目だということを申し上げ
ているんですよ。全然違いますから。直接マーケ
ティングして今回のプランを練つて、中核の方々
はやつぱり国民のニーズをしつかり、長の人
が知つておかないと、上のグループで今から実行し
ていく方々が知つておかないとそれは実行できま
せん、成功しないということを私は申し上げてい
るわけであります。

また、フリーマーケットの話少ししましたけれ
ども、あと厚労省とかともタイアップして、ハロー
ワークで仕事を募集されている方々にもそうい
う、今からこれは始まるわけですから、シャッター
通りをオープンにするこういう取組が始まるわけ
ですから、しつかり宣伝もしていただきたいと思
いますけれども、その辺はどのようになつていま
すでしょうか。

○政府参考人(望月晴文君) 空き店舗、シャッ
ター通りの中の空き店舗対策というのは、この中
心市街地活性化の上では非常に中心になる施策の
一つだろうと私どもは位置付けております。
その中で、空き店舗の活用について地元のお店
街がこういう活用をしたいときには、それ

を支援するための補助金もございす。したがつ
て、例えば地元で申し上げれば、その空き店舗を
そのまま使えませんが改装したりする費用
であるとか、そういったものについてはこの商店
街の予算の中にも入っているわけでございす。
それからもう一つは、先生おっしゃいましたよ
うに、意欲があるけれども、店どうやって持つ
か直には結び付かない若い人というの結構いる
わけでございまして、これはもうここ二年ぐらい
前から商人塾というのをやっております、小売
をやりたいという若者の方、結構おられるので、
そういう方々、だけれども、おやじさんがサラリ
マンか何かして、どういふふうにそういう店を自
分で開いたらいいか分からないという方々、結構
おられますので、これを商工会議所、商工会など
が中心になりまして商人塾をやりますと結構応募
がございまして、一週間ぐらい中心にして店をや
るためのいろんなノウハウというのを教える
という機会がございす。

私どもは、そういうところへせっかく掛かつて
きた若者をできれば具体的な空き店舗に結び付
けられるような仕組みを考えていかなければいけ
ないというふうには実は後ればせながら思つてい
るわけでございまして、こんな小売をやりたい、今
までは商家でなかった人たちがこんなにいるの
であれば、是非そこを結び付けたいということ
です。そのときに地域の中だけでは狭いもので
ございすので、むしろ空き店舗の情報のネット
ワークみたいなものをつくれば、それじゃ、あそ
この隣の町とか、ちよつと離れているけれども、
やれるならそこへ行つてみようかという若者もい
る可能性があるわけでございまして、そういう
工夫をしていくことによって、ここでお願いをし
ておりますような商店街対策というものがより効
果的になるんじゃないか。これは大したお金の要
る話ではないんですけど、そういった工夫もし
ていきたいというのを今議論しているところで
ございす。

○岩本司君 もう是非進めていただきたいんです
けれども、これちよつと確認なんですけれども、それ
を結び付けるといっても、じゃ例えば、先ほどの
繰り返しになりますけれども、一階が空き店舗で
二階にお住まいの方々、いらつしやるじゃないで
すか。その方々とういふふうな接点を結び付け
るのか。それと、フリーマーケットを週に一回来
られている方々、いらつしやるじゃないですか。
その方々は、もちろんトレーニングはするでしょ
うけれども、そのトレーニング期間でまた税金も
かかつたりするわけですよ。だから、初めに、
じゃ週に一回ずつとか、そういうのも僕は必要だ
と思うんですよ。

でも、この話はいとして、ちよつと先に私が
冒頭質問したこと、答えてください。
○政府参考人(望月晴文君) 二階も含めて、要す
るに元々やつておられた方がおやめになつてい
る場合、我々、広くこういう意味では地権者と申し
上げていられるんですけども、この地権者の方々の
協力というのがないと商店街の再生は非常に難し
いというのはいま日本じゅうで苦労している話で
ございす。したがつて、今回の実は中心市街地
活性化対策においても、先ほどの協議会などに、
今までは既存の商店街やつておられる方だけが集
まつたタウンマネジメントだったんですけども、
今回の対策の中では、地権者というものを非
常に注目をして、是非地権者にそこへ入つても
らつてやつていこうと。そのために地権者の
方々、是非、御自身でおやりにならないなら貸し
てもらいたいというふうな方向で施策を組もうと
いうことにいたしております。その点について
の注目というのは、この中心市街地活性化協議会
の中における地権者の協力を得るというのが法律
にもきちつと書いてありますけれども、御提案し
ている法律にも書いてありますけれども、今回の
対策の一つの中心的な考え方であるというふう
に考えていただいたいんじゃないかと思いま
す。

○岩本司君 ありがとうございす。しつかり取
り組んでいただきたいと思います。

次に、大臣にお伺いしますけれども、中心市街地の活性化とは具体的にどのようなものか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(迎陽一君) 中心市街地の活性化でございませうけれども、これは都市の中心となる部分において人が集い交流し、経済、文化あるいは社会的な諸活動が活発に行われる、更には様々な情報が発信されると、こういったような状況であるかというふうに思っております。

そのためには、その中心部あるいは周辺に多くの人が住み、あるいは都市機能が集積をし、更に商業施設等も魅力的なものであるというふうなことが必要になってくるのではないかと、今般の中心市街地活性化法では、こうした中心市街地における経済活力の向上とそれから都市機能の集積を図っていくというふうなことを考えておる次第でございます。

○国務大臣(二階俊博君) ただいま御答弁を申し上げたとおりでございますが、中心市街地の活性化は、それぞれの都市の中心部を中心として、また周辺都市との交流、あるいはまた地域が様々な形で発展していくための活動等がもたらされ、しかも情報化社会の中でその情報を集積する能力を持つなど、様々な発展の方向があると思ひますが、我々は、そうした都市部が活性化していくための中心に、目玉に、そうした周辺部と協調しながら中心都市が頑張っていく。

そのために、今まではよく学校、病院ということとを言われてまいりましたが、学校や病院もその簡単に、中心市街地のために学校や病院があるのではありませんから、私はそういう、短絡的にすぐ中心市街地という学校や病院を中心としてということではありませんが、それも一つの方法であります。いざにしましても、魅力的な市街地を形成していくために、それぞれの県、市町村、そういうところがやはり中心になって対応すべきでありまして、この新しい法律に基づいての対応はあくまでも補完的なことだと思っております。

まずは、そこに住む人たちが、そこに住む人たちによって形成されている町、町のリーダーであり、ます市町村あるいは議会、こういったのが中心になってやはり市街地の形成に努力をすべきで、経済産業省が日本全国の商店街に一々出張ついで、二階に住んでいる人、あるいは商店街の下は空き店舗ですが、上に住んでいる人とういう連携を取るかという今御質問もありました、これはなかなか経済産業省でそこまで出張ついで、何かにアドバイスをしたり申し上げるというわけにはまいらないと思ひますが、いざにしましても、これからこの改正法案が成立した後に、我々はいかにすれば商業の活性化をもたすことができるか、ずっとこの課題に挑戦していきたいと思っております。

○岩本司君 ありがとうございます。私、経済産業省が直接商店街の二階に住んでいる人に会って交渉してくださいます。何かもしあればどうぞ。○国務大臣(二階俊博君) 私のうちではありません、今議員がそうおっしゃっているからというだけではない、たまたま議員がお触れになったことではない、起こしたわけでありまして、私も、全国の一萬三千の商店街、言い方は適当であるかどうか分かりませんが、手取り足取り経済産業省が見えたり対応していくというのは、これはとても無理だし、元々商店のこと、御商売のこと、そこに住む商店街の人の方が先生であつて、経済産業省はそういうことに対して統計を取ったり、あるいは融資その他新しい政策を編み出したりするのは、これは得意の巻であります。御商売のこととはやはりその商売をやっている人が一番詳しいわけでありまして、これはやはり謙虚に、指導するなどということをやっている人ではなくて、現場に出向いて一緒にやって対応していく、汗を流そうということをして私が経済産業省の中で常に関係者に奮起を促しているのはそういうこととでございます。

とでございます。

○岩本司君 中心市街地の活性化とは具体的にどのようなものですかという質問でございますけれども、私の地元、福岡市の中心の商店街は、天神という町は中心ですけれども空洞化はしてませんで、しかし、そこから少し離れた商店街は結構苦戦しているわけでありまして、で、中心と一くくりにできない問題がたまたまございまして、しかしこの法案を聞いています。受け止めている商店主の方々は、これも中心だから自分たちも支援してくれるんじゃないかと、そういう方々が多いわけですね。

大体、この法案を聞いていただいて、大体のルール、規定というのは書かれておりますけれども、このルール、何というんですか、最低条件といひますか、その最低条件に入れない方々に対してどういう対策をお考えでしょうか。これ大臣にお願いいたします。

○政府参考人(望月晴文君) この法律の基準に達しない商店街というのは、私どもがイメージしたままの商店街と、どちらかというと、町としてはどちらかというと過疎のところに商店街があるとか、要するに人口の少ないところの商店街であるとか、そういうところがイメージされるわけでございますけれども、今回の中心市街地活性化法あるいはまちづくり三法の都市計画を含めた考え方は、やっぱりこれから人口減少社会の中ですべての商店街を全部活性化するというのはなかなか難しいと、そういう中で選択と集中はしていかなるを得ないと、そういう出発点に立っていると思っております。

したがって、それをどこが選択するか、こういうのはもちろんその地域社会が選択をするわけでございます。市町村もそうですけれども、場合によっては県による広域調整も行いながらその地域の問題として考えていただくという前提には立つてございまして、いざにしましても選択と集中でやっていかなるを得ない。そのときに、我々のその政策資源も限られてい

るわけでございますから、その地域の御判断に応じて集中的に支援をして、幾つかの中心市街地は活性化をさせて、そこを軸に地域の活性化を図っていくと、こういう発想になるわけでございます。したがって、その外側にいる既存商店街というのに対してなかなか手が行き届きにくくなるのは、もちろんこれは私も大変残念なことでございますけれども、事実でございます。

そういった中で、ただ、中小企業の小売商業対策として申し上げれば、そういった中で、さばりながら、人口も少ない過疎の商店街であつたとしても前向きに一生懸命こういう努力をしたいという商店街があつた場合には、私どもとしては、集中というほどの予算はもちろんございせんけれども、補助金でございますから、地元からの自己負担もありながら、要望されたものに対して対応して、商店街が行う防犯対策とか少子高齢化対策、たまたま目的のために地域の商店街の整備について一定の補助を行うということは私どもとしても予定をしております。

そういった意味での選択と集中の外側のこと、できることは限られておりますけれども、十八年度予算でも二十数億円の予算の中で対応していきたいというふうなことを考えてございませう。

○国務大臣(二階俊博君) 小規模のあるいは零細の商店街等、あるいはまた、今、中小企業庁の長官から申し上げた過疎と言われるような地域の商店街の対策、これは極めて難しい問題であります。これはそれぞれの県、市町村等も一生懸命取り組んでおるわけでありまして、我々の側で対応できるもの、これは大いに頑張っていきたいと思っております。

やはり、先ほどから度々申し上げておりますように、全国には一萬三千の商店街、それですべてかといひますと、その商店街の連合会等に加盟をしていない商店街を思うと、恐らくまだその一割ないし二割方、またそのもう一つ外の枠におられ

るのではないかと思います、これに対してすべ
てのメニューを提示して発展に経産省が旗を振る
というわけにも、その期待にこたえるというほど
の予算も持ち合わせておりませんが、今長官から
も御答弁申し上げましたように、幾らかこの対応
を図っていくということに対しては、前々からの
政策的な蓄積もありますから、精一杯の努力を傾
けていきたいと思っております。

○岩本司君 ありがとうございます。

私は、大臣が昔から商店街の対策に取り組ん
でいるということをもういろいろなところから聞い
ているんですね。私の知人も大臣の、もう昔の話で
すけども、今、当時は新進党でしたから、選挙の
ときに応援行つて、商店街を大臣がずつと一緒
に練り歩いたという、一緒に歩いて訴えてたとい
うことも聞いておりますけども、だから僕は、何
というんですか、商店街を、まあ大臣ですから今
全国的に活性化するという使命もあるわけです
ね。我々もそうでございますけども。

それで、中心もそうですけども、先ほどお祭り
のことを、もう前々から大臣はおっしゃっていま
す。確かに私もそう思います。ただ、お祭りがで
きればいいですけど、できない商店街もたくさん
あるわけですね。そこまで人が集まらないよう
な、夏祭りもできないようなところもあるわけ
です。

大型百貨店の場合は最近対応されているところ
もあるかも知れませんが、お魚屋さんにも例
えば行きまして、お魚の、じゃこれ煮付けがい
いとか、刺身の切り方とか、そこまではなかなか
教えてくれないんですけども、そういう、まあ教
育まではいきませんが、そういう、何といいま
すか、コミュニケーションの中から地域の方々
に足を運んでいただくような努力も全国の
商店街はしなければならぬんじゃないかなと
いうふうに思っています。

ある程度、全国の商店街を盛り上げるために一
緒に頑張らましよう、そういうアピールぐらい
は、そういう例えば、まあ魚の切り方はあれとし

ても、料理の仕方とか、そういうふうなことも一
緒に考えて一緒にやっていきたいと思います。の
やっぱり勇気付けたいと思います。中心市街地だけ
目を向けられて、ほかは全部知らんぷりされてい
るんじゃないかというような不安を多く持った、
そういう商店主の方々いらつしやいますんで、最
後に大臣にお伺いしますけども、そういう方々に
そういう勇気を付けたいと思います。中心市街地
だけじゃないんです、全国の商店街を今から活
性化するように全力で頑張りますと、そういうよ
うな決意を是非全国の商店街の方々に示してい
たいというふうに思います。

○国務大臣(二階俊博君) 商店街対策ということ
につきましては、それぞれ市町村や県の行政の中
でもなかなか取り上げられにくい業種でありま
す。

商店街の人たちが何かグループを組んでどこか
へ要請に行くとか、あるいは東京へ出てきて大会
を開くとかいうのは、まあ商工会とか商工会議所
の大会はありますが、商店街の方々がみんなで鉢
巻き締めて東京へ押し掛けてくるというようなこ
とは、これめったに見られない風景であります
が、そうだからといってこの対策を講じていく場
合に、やはり零細の商店街の皆さんにも奮起して
いただく、今議員が御指摘のように、そういう面
で我々は常にエールを送っていかなくてはならな
いと思っております。

しかし、最近でも幾つかの成功例はあろうと思
います。私が知っておる範囲でも、例えばミカ
ンの新しい品種で、それでジュースをつくって、
あるいはお酢をつくるとかというふうなことで、
インターネットで販売する。そうしますと、表へ
出すと同時に完売するというので、この間、あ
る村の村長が参りまして、このことに對して、改
めてITといいますがインターネットのこの威力
というものに対してびっくりしながら大変喜んで
おります。いろいろなところから注文をいただく
んですが、もう出したと同時に売れてしまうん
です。というふうなうれしい悲鳴を言っておられ

合もありました。

ですから、まだまだ創意工夫の余地はたくさん
あると思います。そして、我々の側からは申し
上げにくいことではありますが、政治や行政に頼
つて御商売をするというのは、これは元々そうい
うことから出発しているわけではないわけであり
まして、自らが頑張る、そのことに對して行政や政
治の面でバックアップをしていくことが大事
であらうと思っております。

我々は、そうした零細の企業の皆さんにも奮起
していただくと同時に、今策定いたしましたおりま
す新経済成長戦略におきまして、あらゆる分野の経
済活動を念頭に入れて、年率経済成長実質二・二
％を確保することができるといふ見通しがほぼ浮
かんできました。そのことはこうした商店街
の皆さんにも必ず元氣を与えることであります
し、御一緒に日本再生のために頑張らましよう
ということ、これこそ全国の商店街の皆さんにも
お訴えをして、お力をいただく、ともに手を携えて
頑張ろうということをお願いしたいと思います。

○岩本司君 ありがとうございます。

○委員長(加納時男君) 岩本司君の質問は終わり
ました。

○小林正夫君 民主党・新緑風会的小林正夫で
す。

五月十日の本会議で、今審議している法案と国
土交通省から提案された都市計画法の一部改正
の二本が本会議に提案をされ、私の方で一括し
て民主党代表として質問をさせていただきます
。そのとき、大臣の方から基本的な考え方につ
いて答弁をいただきました。今日は、そのことを
受けて、少し具体的に質問をさせていただきます
。と思いますので、どうぞよろしくお願ひいた
います。
なお、今日は幾つか資料も用意いたしました
ので、その資料を参考にしながらも質問をさし
ていただきたいと思いますので、これまたよろしく
お願ひしたいと思います。

まず、二階大臣にお聞きをしたいんですけれど
も、この二法案、一括して質問もさせていただきます
。いろいろ今までの質疑の中で、法律がど
う変わるというのはおおむね分かってきたような
気がいたしますけど、私、実は昭和二十二年の団
塊の世代の生まれなんです。いよいよ私たちの世
代が来年は六十歳の定年を迎えると、こういう年
になりまして、やはりまちづくりは、基本的には
人口の移動によって町も相当変わってくる、こ
のように私は理解をしております。

そういう意味で、今までの議論を含めまして、
この私たち、今の団塊の世代が後期高齢者、要は
七十五歳ぐらい、ということは今から十五年後先
ぐらいのこの日本の中心市街地、町はどういうイ
メージの町になっているのか、できる限り具体的
に、分かりやすく説明をいただければ有り難い
と思うんです。

今日は私の仲間が石川県と長崎県から傍聴に
来ておまして、それぞれの地域の町がこれから十
五年後先ぐらい、どういう町になっていくのか、
この辺のビジョンについて、まずお聞きをしたい
と思います。

○国務大臣(二階俊博君) 十五年先の成熟した高
齢化時代というときの商店街の姿、これはなかな
か描き出すのは難しいことですが、私は、
どんな社会であつても、どんな社会といいま
すか、どんな経済状態であつても、やっぱりみな
が温かい気持ちを持って、お互いに、隣の人たち、
近所の人たちと喜びも悲しみも分かち合ひなが
ら歩んでいくという社会が私は大事だと思つて
います。何でも東京や大阪のような大都市と同じよ
うなことを日本全国の地方の人たちも望んでいる
わけではないと思うんです。それならば、みんな東
京へ集まってくるはずであります。
よく地方で、子供たちが東京におつて、東京へ
出てこないかということを誘われるが、やっぱり
私は地方にいたい、そういう考えの人々も全国各地
に点在しておられるわけでありまして、私はそれ
はそれで、地方は地方の良さがあるんですし、そ

ういう人たちが日本のふるさとを守ってくれているわけですから、我々は深く敬意を払いながら、そうした地域の皆さんも併せてみんなが生きがいの持てるような社会をつくっていかなくてはならない。

ですから、団塊の世代の皆さんがいよいよ、何といひますか、経験豊かで、そしていろんな事業においても知見を持っておられるわけですから、そうした方々がまた全国に移動していける方々もおられるわけですね。つまり、田舎を求めて夫婦でお出掛けになって新しい家を作って、そこに住まいする。よく我々も地方へ行きますと、あそこの人たちは大阪から来た人だ、あそこの人たちは東京から来た人だという場合もやっぱりあるわけでありまして、私はそれはそれなりに、みんなが恵まれた自然の中で悠々とお暮らしいただく、これも人生としてすばらしいことだと思います。

何でも満員電車で揺られて朝から晩まであくせくして走り回ることだけが人生でもない。そういう意味では、それぞれ多種多様な人生がありますから、これは政治や行政の方であまり方向付けをしない、それぞれの来し方を振り返りながら、また自分の夢を抱いて歩んでいく。卒業して外国で暮らすということを希望される人たちもおられるし、現に外国で幸せに暮らしておられる人たちもおります。これはまあ、人それぞれではないかと思ひます。

我々はそうした方々に対して、あらゆる場面を想定しながら、できるだけ幅広くこのメニューを考え出していくのが政府の仕事の一つであろうと思っております。

○小林正夫君 いずれにしても、安心して本心に暮らせる町、自分の一生を終えるとき、人生卒業するときに、ああやっぱりこの町で暮らしてよかったなと、やはりこういうふうにも思えるような、まあ抽象的ですけど、まちづくり、こういうところが最終的な目標なのかなと、私自身はそういうに理解しておりますけれども、そういう町をつくれるようにお互いに頑張らしていただきたい

と、このように思ひます。

少し具体的に質問をいたします。
中心市街地、この定義を改めて確認をさせていただきます。

○政府参考人(迎陽一君) これは法律の第二条に規定しておるとおりでございます。その区域に相当数の小売業者、それから都市機能が集積をされていて、その市町村の中心としての役割を果たしていること、それからもう一つは、法律の対象にするに当たって、いわゆる空洞化等の課題を生じ、また生じるおそれがあると認められる地域であること、それから、その区域というのを、その区域の機能の増進ですとか活力の向上を図ることがその市町村全体あるいはその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であるというふうな、この三つの要件を満たすものを中心市街地というふうに定義しております。

○小林正夫君 関連して質問をいたしますけど、今の定義の中には、一市町村一つを中心市街地にしないとは規定されていないと。ただ、原則的には一市町村の中に一つを中心市街地を指定してきた、これが今までの運用だというふうには私は理解をしております。結局、そのことをどう変えていくのか、あるいは取り組むのかということについて質問をいたします。

平成の大合併と言われるように、現在、市町村は千八百二十一という数字が出ております。平成十一年四月には三千二百三十二あったわけですから、大分合併が進んで一つの町が大きな町になった、このようなことが言えると思ひます。午前中の質疑でもあったように、合併する前のそれぞれの市町村に中心市街地として指定されたところがあつた、それが一つの今度大きな町になった、一つの大きな町になってみると、その町の中に複数の中心市街地として今まで認められてきた中心市街地があつた、こういうところも現にあると思ひます。これから先もこのように合併が進んでいくと、私はそういうことが起こり得ると。したがって、そのことをどう処理をしていくのか。

か。あくまでも今までの運用どおり、一つの市町村に一つを中心市街地、これが原則でいくのか、あるいは、例えば三つぐらいの市町村が合併して、その中に二つ今まで認められたところがあるならば、ある首長さんはその地域までまとめ、全部まとめてこれが一つの中心市街地なんだと、こういうふうな定義をする人も場合によつては出てくるかも知れない。そういう意味では、この方針がどうなのか、あるいは今までのどりの運用とするならば、ある程度広さとかヘクタールだとか、こういう目安をつくらなくていいのかどうか、このことについてお聞きをいたします。

○副大臣(松あきら君) 先生おっしゃいましたように、確かに三千二百三十二ある市町村が合併して千八百二十一ですか、こうなりました。ですから、一つの市町村に複数の中心市街地があるということは、これは事実なわけでございます。そして、それだけの、今まで別々の市町村だったと。自分たちはこれが中心市街地だということをやってきたのに、合併したらそれがなくなっちゃうのかという、まずお尋ねかなというふうに思ひますけれども。

まず一つ申し上げますと、やはりこうした場合は、例えば大きな合併でできてしまったと、市ができてしまった、そのときはそれぞれの市町村が中心市街地ごとに基本計画を策定して、政府に計画認定の申請をすることもこれも実は可能であります。そうしないと、今まで別々にちゃんとある程度の中心市街地としてあつたのに、それを認めないということはございません。ですから、これはフレキシブルにやっていただいて結構だと思ひます。

ただし、政府の基本方針としては、やはり選択と集中ということがございますので、これはできれば、なるべく一つの市町村内で中心市街地活性化を図る区域の数だけ絞られるべきではないかという考えは基本的な考えでございます。ですから、市町村においては、地域の購買力あるいは人口分布等の実情に応じて実効的に活性化

を実現することが可能な中心市街地の選定を行っていきたいというふうに政府は考えております。地域が意欲的に取り組む実効性の高い取組を集中的に支援をしてまいります。ただし、それがこぼれたからといって駄目だということではなく、また首長さんなりがほかのところでもそういうお気持ちがあれば、それは支援ができるということでございます。

○小林正夫君 やはり市町村の合併そのことも大変な出来事だと思ひます。もう何年も掛けていろいろ調整をして、それぞれ利害関係などあつても、やと一つのまた大きな町にしようということが多分まとまっていくんだと思ひます。是非とも、今言つた今まで認められていた中心市街地、こういうものが複数あるときにはやはりそういうことも考慮しながら、あるいは地域の話を十分聞きたがらそういうものを指定していく、このことが大変大事だと思ひますので、指摘をしておきたいと思ひます。

次の質問に移ります。
資料の一を見ていただければ有難いと思ひます。先ほど藤末先生の方からも提示をされた資料でございます。要は、平成十年、まちづくり法案ができた以降、平成十七年度までにどのぐらいの予算を組んできたのかと、これがこの資料でございます。八兆三千九百七十四億円予算計上がされていた、こういう資料を政府の方から提出をしていただきました。

ただこれは、私、実はこの資料を求めるときに、実際に中心市街地活性化のために使った予算を出してほしいと、こういう要望をしたんです。ところが、そういうような会計管理になつていないので、中心市街地にも使えるんだけど、全体的に町に使っているというんでは、さういふお金しか把握ができませんと、こういうやり取りがあつて、出る出ない、大分言い合いましたけれども、結局この資料しか出てこなかったということなんです。それも、実際にこの八年間使つた金がどう

なのかと、こういう質問をしたんですが、これまで、決算的な数字を出すのは大変困難なんで、予算としての、当時組んだ予算としての数字しか出せないということで、実はこの資料を政府の方からいただきました。

そういう意味で、まず大臣、これからこの法案が改正して通っていきますと、この活性化本部長に内閣総理大臣が当たって、法律名も変えて、これから頑張つてやっていくということに入るわけですね。そうなったときにも、いやいや、中心市街地に使ったお金を把握できませんと、全体に使ったお金を把握できるけれども、肝心の中心市街地に幾ら使ったんですかというお金が今まで把握できていないわけですから、これから先もこんなことでは、私は本当に、中心市街地の活性化対策として本当にこれでもいいのかという大変大きな疑問を持ちます。

今までこういうふうを中心に中心市街地に投入したお金が把握できないようなやり方について、今後それをどう改めていくのか、この辺について大臣の御見解を伺います。

○国務大臣(二階俊博君) 改正法案に基づきまして、内閣総理大臣を本部長とする市街地活性化本部をつくるわけでありますから、その本部が、その年に役割を果たしたその予算額が把握できていないというふうなことは、政策がどこまで遂行されたかということも御説明し、また御意見をちょうだいすることにもならないわけでありますから、私は今議員が御指摘のことはもつともなことだと思っております。したがって、今後、予算の実績額を把握できるように、適切に、関係省庁と協力しながら検討を加えていきたいと思っております。

今、私の立場で直ちにどのようにするということとは申し上げられませんが、経済産業省としては、他の省庁に積極的に働き掛けて、今議員御指摘のようなことに対してしっかりお答えできるような状況をつくっていききたいと思っております。

公のお金を使って、そのことをきちんと検証した上で、問題点があるならば直して、新たな法律を作つて先に進んでいく。したがって、どうもやはり、こういう数字を求めたけれども、実際に中心市街地に使ったお金の把握ができていないということになると、本当に、今提案されている法律あるのかどうか、大変私はここに疑問を感じました。今大臣の方から責任ある答弁をいただきました。是非今後、中心市街地には幾ら使ったんだと、こういうことが常に把握できるような処理の仕方を望みたいと思います。

そこで、これも確認なんです。これは、そういう経過であくまでも予算という題目の資料をいただいたんですが、ここに出されている数字、この八兆何がしのお金は、これはもう既に予算執行してきたと、使ってきたというふうにとらえていいですね。大臣、特に経済産業省の場合でいうと、この上から二番目に、経済産業省として五千五百十五億円使ってきたという実績が、使ってきたというか、こういう予算なんですけれども、これを使つた金として理解していいかどうか。

○政府参考人(迎陽一君) 例えば、私どもの場合、ここに五千五百十五億とございます。これは予算ベースの数字でございます。各年度の予算執行において若干の不用額等あるかどうか、その点チェックしておりますけれども、おおむねこの予算について、中心市街地活性化を中心とした商業対策を実施してきた数字であるというふうには御理解いただいております。

○小林正夫君 じゃ、以降、私の質問の中で、使ってきたお金と、こういう表現の仕方をしますけど、是非御理解をいただきたいと思ひます。

そこで、事前に各省庁と打合せをしたときに、今、予算としていただけれども実際に使ってきたお金と理解していいと、経済産業省の方からはそういう回答いただきました。ここに書いてある国土交通省から内閣府まで、それぞれの省庁も同じような理解でよろしいでしょうか。もし、今、経済産業省と違う考え方があればお答えいただければ有り難いと思ひます。

○政府参考人(荒木慶司君) お答えいたします。総務省としましては、その資料にございますように、中心市街地の活性化のために地方公共団体が自主的にを行います事業に対する支援措置を行っておりますが、まず一つ目の地方単独事業に対する支援、ハード事業でございますが、これは地方財政計画への計上額でございます。実際にはこれは地方債でございますので許可の実績というものがございまして、許可実績ではこの五千億に对应しますものが、年度ごとのちよつと省略しますが、トータルで申しまして七百二十四億円でございます。実際には地方債ですので充当率というものがございまして、この起債につきましては七五%の充当率ですので、大体事業費で一億強くらいかというふうに思っております。

それから、二番目のソフトの関係。これは地域活性化のための、中心市街地活性化のための計画策定等のものでございまして、これは普通交付税措置でございまして、ここにございまして額がそれぞれの年度の地方交付税の需要額として算入されて各団体に配分されているところでございます。

情報インフラ、イントラの関係につきましましては、情報基盤の整備につきましても、ここに計上したものがほぼ実績額になつていくというふうに承知しております。

○小林正夫君 副大臣にお聞きをしたいと思ひます。

今の資料のように八兆三千九百七十四億円すべてが中心市街地に使われたお金じゃないと、このように私も理解をしておりますけれども、でも、こういうお金を使ってきたけれども、実際は大半の中心市街地の衰退が進んでシャッター通りになつてしまつていくと、これが現実だと思ひます。そのことは平成十六年九月十五日に総務省の行政評価局が公表した中心市街地の活性化に関する行政評価・監視結果報告の中でも明らかに

なつていて、人口、商店数、年間商品販売額、事業所数及び従業員数の五つの指標で対象市街地を分析した結果、計画策定前より状況が悪化している市町村が大半を占めた。このように政府も、これだけのお金を投入したけれどもなかなか思うようにいかなかったと、このように総括をしているわけですね。

そういう意味で、今まで同じような質問もありましたけれども、改めて、この数字を見ながら、費用対効果という点で国民に私はきちんと説明責任が政府にはあると思ひます。なぜ効果が上がらなかつたのか、それとまちづくりの今までの対策、一体何が欠けていたのか、この辺について質問をいたします。

○副大臣(松あきら君) 先生のおっしゃるとおり、八兆三千九百七十四億円という額を見ますと、やはり私はじくじたる思いがございまして。これは、各省庁が努力をしたにもかかわらず、結果は残念ながら衰退したところが多いという、この結果にも表れている。これはやはり謙虚に受け止めるべきではないかと私は考えております。

経済産業省は五千五百十五億円とこう出ておりますけれども、うちの役所的に言いますと、これまで商業というものを中心にやつてまいりまして、ハード、ソフト両面から様々な支援を行つてまいりました。補助金も四十一市町村いたしましたけれども、約七割は小売販売額の改善が見られるなど、一定の、この商業という面に対しましては一定の成果は上げてきたところでございまして。しかし、やはり先生のおっしゃるように、個別にきちんと中心市街地にどれぐらい掛つたのかと、これができていなかったと、正直言つて。これはやっぱり大きな問題だと思ひます。

先ほど大臣が御答弁いたしましたように、これからは、きちんとこれをやります、個別に分かるようにいたしますということでございますので、私も、中心市街地に幾らこれからは使つたのか、掛つたのかということが今後分かるようになるというふうに思ひます。

まあいろいろ申しませんけれども、ともかく今後は集中と選択ということでございませうけれども、市町村が作成した基本計画を総理が認定して、認定された基本計画に対して政府が一九となつて重点的に支援していくことになるというふうに思っております。

○小林正夫君 今日予算委員会じゃありませんので、逐一細かな数字を挙げてどうのこうのという質問はいたしませんけど、でも、やっぱり今回、法律の名前を変えてまで中心市街地の活性化対策を一生懸命やつていこうと、こういう提案なんです。したがって、今日、実は八府省庁の方にお越しをいただきました。それで、今お手元の資料一として見ていただいているこの資料なんです、国土交通省から内閣府まで、それぞれ「事項」というところに主なる項目が書かれていて、こういうお金を平成十年から平成十七年度まで、八年間にわたつて使つてきたという、これが実績です。しかし、シャッター通りが増えていつて、町の衰退が進んだということなんです。

したがって、この法律が提案されて、これから以降、今までの反省を踏まえて、国土交通省から内閣府まで、どこをどういうふうに変えようと、そういうものがあつて新しい法律ができたんだと思いますから、是非、国土交通省から、この事項に書かれているのは大くくりな項目でしょうから、この項目が変わることは余りないのかもしれないが、この下の枝葉の部分で、従来の反省を踏まえて、今後どういう項目を新設して、どういふお金をどこにどう使うのか、この辺について国土交通省から内閣府まで説明を求めたいと思います。

○政府参考人(加藤利男君) ただいまのお尋ねでございますが、資料一に掲げてありますとおり、国土交通省といたしましては、そこに面整備事業あるいは施設の整備事業、これを中心にこれまでやつてまいりました。ただ、私どもとしては、どちらかというと、これまでそういうハード面、面的整備事業とか施設の整備事業、これを中心に事業を進めてきたということでございますが、それから見ますと、中心市街地を生活空間として再生していくというための措置といえますか、手当てが非常に薄かつたんじゃないかなというふうに考えております。

このために、その生活空間としての整備を力を入れていこうということで、図書館でありますとか病院といったような都市機能を中心市街地に集積することを支援する暮らし・にぎわい再生事業ですとか、あるいは町の中に人が住んでいただくということが一番重要であります。活性化をする上で、という考え方から、町中居住を推進するため、中心市街地における優良な住宅の供給を支援する中心市街地共同住宅供給事業なども創設するということになっております。

今後は、こうした措置を使つていただいて、意欲的な中心市街地が施設整備、面整備、今申し上げました生活空間づくりの支援措置をうまく組み合わせて活用していただくことによって、中心市街地の活性化に積極的に取り組んでいただければなというふうに考えております。

○政府参考人(迎陽一君) 経済産業省といたしましては、これまで商業の活性化を図るための観点から、アーケードですとかカラー舗装等のハードの施設の整備、あるいはまちづくりを担う人材の育成、専門人材の派遣、あるいはイベント開催等のソフト事業等に対する支援を行つてまいりました。

基本的には、先ほど副大臣申し上げましたように、それなりに個々の事業は成果を上げたと思つておりますけれども、今後は、改正法案の趣旨のつとめ、基本計画の認定を受けたものについて、そうした取組について選択と集中の観点から支援の重点を置きまして、中心市街地活性化の実効性を高めるということで予算の執行を行つていきたいと思つております。

また、予算額につきましては、一番上にございます戦略的中心市街地商業等活性化支援事業を五十九億に増額をする、あるいは地域のリーダーと

なる人材の育成事業、あるいは専門家の派遣、あるいはその診断・助言に関する事業等に対する支援の拡充を行つておるところでございます。

○政府参考人(荒木慶司君) 総務省といたしましては、先ほども申し述べましたが、地方公共団体が行つております中心市街地活性化のためのこれは単独事業でございますが、どこでどういう事業をやるか地方団体が自主的に判断される、地域の実情に応じてできるようにしているものでござい

ます。具体的には、市民広場の整備でありますとか、ホールの建設、駐車場、ポケットパークの整備等で、具体の事業としまして実績が上がっているもの、中心街へ人を呼び込むような効果が出ているものとしましては、例えば青森県の駅前地区多目的施設整備事業でございますが、これは九十四億ほどの事業費で行つておりますが、こういった事業、あるいは静岡の清水駅東地区施設整備事業、これも八十七億ほどの事業費でございますが、こういったものを実情に合わせてこれまでもやつてきております。

いづれにしても、このまちづくり、中心市街地の活性化のためには、地域の実情に応じて地方団体が自主的な取組をするということも極めて大事かと思ひますので、そういった面でこの単独事業の地方債措置につきましては引き続き適切に措置を講じてまいりたいと考えております。

○政府参考人(内藤邦男君) お答え申し上げます。農林水産省では、ここに掲げておりますように三つの分野で主に事業を行つております。

まず最初の健康・安心食生活創造対策、この中では卸売市場の整備、あるいは食品小売業、商店街の活性化を図るための産地との連携、あるいは八百屋さん、魚屋さんなどのそういう小売商店の販売ノウハウに対する支援、教育普及と、こういったものも含まれておるわけでござい

ます。今後は、商店街の活性化を図るためのこういったハード施設の整備とそういったソフトを組み合わせてまいり、より効果的な事業執行に努めてまい

りたいと思つております。

二番目にありますのが食育の推進でございますが、最近かなり関心をお示ししておりますので、こういった食育バランスガイドなどを使いまして、地域のそういった商店の方々が消費者の方の関心を引きまして、より一層顧客誘致に励めるような、そういう仕組みにしたいと思つております。

また、三番目にありますのが都市と農山漁村の共生・交流でございますが、これは都市と農村との交流を相互に深めまして、そしてリフレッシュ等を進めることによりまして、お互いの地域の活性化を図ろうということでござい

ます。いづれにしても、私ども、今度の法改正によりまして、関係省庁連携して、国によつて認定されました基本計画に対しまして集中的な支援を行つていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○政府参考人(村木厚子君) 厚生労働省関係の予算でございますが、これは主に社会福祉施設の整備費が中心でございます。そういう意味では、医療や福祉の向上ということが本来の目的でございますので、ダイレクトに中心市街地の活性化というものではございませんが、自治体がそれぞれ御工夫をいただいて、こういった施設を中心市街地に持つてくるというような形で御活用いただける予算ということで関連予算として計上してまいりました。

今後でございますが、こうした予算、これまでも自治体の自主性、主体性、裁量の余地が大きくなるような方向でいろいろ改良をしておりますので、こうした努力を更に積み重ねまして、自治体にとって使いやすいく予算になるようにしてまいりたいというふうに思つております。

○政府参考人(中田徹君) 文部科学省では、中心市街地活性化の関連する予算として、議員お配りになりました資料ではソフト策等への支援と書いてございますが、地域における文化芸術活動の活性化や学校の余裕教室や校庭での子供の体験活動、文化交流活動の促進、あるいは文化財建造物

や伝統的建造物群の保存、修理などの予算を計上してございます。また、施設整備関係では、地域と学校が連携するという目的のために複合化施設を整備するための予算を計上してございます。

これらの予算は、地域の文化芸術活動の活性化や学校施設の利活用など、文部科学行政上のそれぞれの事業目的を有するものでございまして、これらの事業を実施することによりまして、ひいては中心市街地活性化につながっているものというふうに考えてございます。

今後は、改正法の趣旨を踏まえまして、関係省庁とも連携を取りながら、中心市街地活性化の観点に十分意を用いながら事業を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

○政府参考人(矢代隆義君) お答え申し上げます。

まちづくりのための交通対策ということになりますと、私も警察の関係では、信号機、標識等、これを統御する交通管制センターの整備とかこの高度化ということになります。これは都道府県公安委員会が整備いたしますが、その一部について国が補助金を交付するというところでござい

ます。交通の改善の考え方ですが、中心市街地へのアクセスの改善と、それからもう一つはその地域内におきます安心、快適に中心市街地を通行できるような環境づくりということでございまして、これに沿いまして整備するわけでございますが、システム全体として中心市街地活性化に資するものと認識しております。

今後ということでございますが、この交通対策の考え方というのは、大きくそう変わるものではないと思います。メニユーも基本的にはその大きく変わらないということでございまして、けれども、今後この中心市街地活性化が更に強力に推進されるということでございまして、この自治体のまちづくりの動きと連携いたしまして、適切に交通の安全、円滑が確保できるよう都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

○政府参考人(加藤利男君) 先ほどの補足でございます。

○委員長(加納時男君) 補足をお願いします。

○政府参考人(加藤利男君) 失礼いたしました。内閣府の沖縄振興局分でございますが、ここで事項で書かれておりますけれども、この内閣府の振興局分についての執行は、国土交通省の内数ということで整理をさせていただいておりますものから、先ほど、私、冒頭御説明をさせていただいたとおりでございます。補足させていただきます。

○委員長(加納時男君) 小林正夫君要求の八省庁のは終わりました。

○小林正夫君 ありがとうございます。

これから法の趣旨にのっとっているいろいろな検討していくと、こういうお話もありました。私は、法律を要するというところは税金の使い方を要する、このように私は認識しているものです。したがって、この法律の趣旨が生かされるように、今までの反省を踏まえて、今述べられたことも、決まっていることはそのとおりやっていたら、更にこれから検討するところについては本場に中心市街地の活性化になっていくような、今まで頑張ってきたけどそうならなかったわけですから、是非なるように使っていただきたい、このことをお願いしておきたいと思っております。

次に、資料二を見ていただきたいと思います。同僚の藤末議員の方から具体的に、町が衰退していく、これからの見通しなどの資料について先ほど提示がありました。ここで聞きをしたいのは、この新しいまちづくり、あるいは中心市街地活性化対策を進めていく一つの要因、大きな検討項目として、人口がどのように変化していくのか、私はこのことが大変大きな要因だと思っております。

そこで、今日までいろいろな政府の方から説明を受けてきたんですが、改めて今日この委員会です。具体的な資料提示もいただきましたので、この資料を基にしながら、今回の法律はどのように人口の

移動を見たのか、それとこの資料に基づいて、これが先、日本の人口あるいは中心市街地の人口がどのようになっていくのか、見通しを付けたのか、このことについてこの資料を見ながら説明をいただければ有り難いと思っております。

○政府参考人(迎陽一君) この資料は、私も産業構造審議会の流通部会・中小企業政策審議会でも議論をする際に審議会に提出していた資料でございます。そしてこれ、その推計の基は、国立社会保障・人口問題研究所の予測でございます。

そして、ここで示されておりますのは、人口についてはもう頭打ちの状況にあり、我が国の人口は二〇〇六年をピークに減少局面に入って、二〇五〇年には中位推計でも二千七百万人、低位推計では三千五百万人以上の人口の減少が予測されるというものでございます。

また、右側にございます世帯数の推移でございますけれども、これも二〇一五年をピークに減少局面に入るといふような減少の見通しが立てられておるわけでございます。

そして、現在、既にその多くの中心市街地においては人口が減少しておるわけでございまして、例えば、その直近の五年間で中心市街地で売上げが減少している市町村の八三％では人口の減少が見られておるわけでございます。

こうしたことから、今回、中心市街地の活性化においては、これまでのその人口の増加を前提としたようなまちづくりというのでは、今後、急速に人口が減少をしていく時代においては、これとは、従来とは異なつたまちづくりを目指すべきであるというふうな認識をしておる次第でございます。

○政府参考人(加藤利男君) 先生がお示しになられております資料の二の三枚目でございますが、これで、「中心部における居住人口の減少」ということで資料をお出しただいておられますが、これは、私も国土交通省の社会資本整備審議会「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」という御議論、答申をいただきましたが、その際の

補足説明資料で付けさせていただいている資料でございます。

で、これは、見ていただきますとおりでございますが、例えば、三大都市圏以外におきます人口二十万以上三十万人以下の規模の都市におきましては、一九七五年から二〇〇五年までの二十五年間その中心部の人口が、実数が五・八万人から四・二万人にずっと一貫して減ってきているということ、またシェアにつきましても二五％から一七％に減少してきているというデータでございます。これが中心市街地の衰退の要因の一つになったんではないかというふうに考えております。

私もとしては、こうした人口動態の中で、今後、これまでの拡大成長を前提としたまちづくりの在り方では、都市機能の拡散ですとか中心市街地の空洞化になかなか歯止めが掛からない、高齢者等の生活利便性の低下といったような問題、様々な問題が引き起こされるという懸念があるということから、今回の法改正で、このような問題意識の下で新しい方向を探ろうということで、今回、都市計画法の改正も併せて提案をさせていただいたということでございます。

○小林正夫君 大臣、こういう資料を基にして、これからの人口がこうなるだろうと、こういう見通しを付けて今回この法律を作ったと、こういうことだと思っております。

万が一、この見通しに差異が生じた、あるいは大きく人口が今考えているよりか変化してしまつたと、こういう場合が生じたときにはどのように対応されるんでしょうか。

○国務大臣(二階俊博君) 御承知のとおり、明治以降、我が国として初めて経験する長期的な人口減少というのがやむを得ない状況であろうと思っております。これを前提にして、各種の政策立案に対して発想の転換を図っていく必要はないのかというところではありますが、私は、今度策定します新経済成長戦略において、人口が減少する、少子高齢化の時代に入ることだけで、それはそうだと、だから経済成長も落ちてい

くんだ、これでは元氣の出る社会になつていかな
いわけでありまして、我々は、今日まで集積して
おりますこの知見というものを、あるいはアジアの
中における日本、もっと言えば世界の中における
日本、そんなに弱いものかということからいたし
ますと、我々はここは一段と奮起をして、経済成
長も、人口減少下であつてもなし得るという観点
に立つて今対応しておるわけでありますが、今議
員が御指摘のように、人口動態を前提にして、変
化に応じて対応しなくてはならないのではないかと
いう御指摘に対しては、必要に応じて制度の見
直しなどを図ることは当然必要なことだと思つて
おります。

ただし、さきに申し上げましたとおり、そうであ
つても経済成長についてはしっかりとした対応
をしていこうというメッセージを国民の皆さんに
お届けしながら頑張つていこうということであり
ます。

○小林正夫君 次の質問に移ります。

今日、三つ目の資料ですけど、資料三を見てい
ただきたいと思ひます。

まちづくりを進めていく上では、歴史や文化の
継承あるいは環境との調和が大変大事だと、こ
ういふことだと思ひます。先日の参考人の方から
も、こつち御意見もありました。また、川越に
行かしていただいたときも、市長さんの方から、
歴史的な町並みを残していかないとこの町はもう
つぶれちゃうんだと、こつち御話もありました。
平成十六年に景観地区の法律、一部改正をして
施行がされておりました今日に至つております。

そこで、先日、政府の方からこの景観計画に定め
られた建物の建築などに関する今日までの、ど
ういふ実態なのかというお聞きをしたところ、こ
のナンバ資料三で示された資料を提出いただき
ました。まちづくりに当たつて、いろんな調和、
歴史や文化、こつち御ものを保存しなきゃいけ
ない、いろいろあるんですが、この景観法におい
て今日までこつち御町がこつち御内容について規制
をしていふと、こつち御ことの受け止め、この

間、ローカルテレビを見ていましたら、広島島の原
爆ドームが世界遺産に指定をされているわけなん
ですけども、バッファゾーンに新しいビル、ビ
ルの高さが非常に高いのが建つて、むしろ危機遺
産として登録がされてしまうんじゃないだろうか
と、こつち御心配だこつち御報道がありましたけ
ど、その報道が正しいのかどうか、それと、その
場合に、これからどう対応していくのかどうか、
ちよつと時間の関係がありますので、もう一点だ
け、併せてこの……

○委員長(加納時男君) あと少しです。

○小林正夫君 はい。

この問題で、要は好事例ですね、この町でこ
ういふことをやつてみたら非常によかつた、そ
ういふことがあれば、私は、一定の国の関与の下で、
そつち御ものについてほかの市町村なり景観行政
団体の方にきちんと知らしめていく、こつち御も
大変必要なことだと思ひますけど、併せてこの三
つについてお聞きをしたいと思ひます。

○委員長(加納時男君) 国交省加藤審議官。簡潔
にお願ひします。

○政府参考人(加藤利男君) それでは、お答え申
し上げます。

先生今御指摘のとおり、景観法が全面施行され
て約一年たちます。で、資料でお出しいただいた
とおりの計画、十五計画策定されて、順々と定着
して、良好な景観に関する関心というものは確実に
高まつてきているこつち御ふに私ども認識をして
おります。

その中で、この資料にもありますが、規制内容
については、その地域地域に就いて選り取つてい
ただいていふこつち御ようなことで、地域でよく相
談をしていふこつち御ようなこと、必要なもの
が必要に応じて決めていただくこつち御ことが非常
に重要であるこつち御ふに考えております。国と
してもこれを是非支援していききたい、こつち御機
会をとらえて支援をしていききたいこつち御ふに考
えております。

それと、二点目の原爆ドームの関係でございま

すが、これは私どもも広島市に問い合わせいたし
ました。そういたしました結果を御報告いたしま
すけれども、世界遺産である原爆ドームのバッ
ファゾーンにおける高層マンションの建築につ
きましては、ユネスコの諮問機関でありますIC
OMOSの支部である日本ICOMOS国内委員
会から広島市に対して、危機遺産に登録される事
態に陥ることがないように事業者に対する指導を
行うよう要請が行われたと聞いております。

また、これに先立ちまして、市民団体等からの
要請をもとに、広島市からマンションの事業者に
対して、建築の見直しをお願いしたこつち御こと
でございまして、その区域内においては高さ制限が
なくて合法的に建築が行われていること、また全
戸とも既に販売契約済みであるこつち御こと等か
ら、見直しは困難である旨の回答がなされたもの
と伺つております。

本件のような問題は、都市の良好な景観を創
出、保全していく上で、本当は、本来、個別の問
題が発生する前にあらかじめ明確なルールを決め
ておいて、それに従つて建築活動をやつていただ
くと、建築活動を行つていただくこつち御ことが極
めて、非常に重要で、それをあらかじめルールと
して決めてなかつたこつち御こと起因しているこつち御
ことが非常に大きいこつち御ではないかこつち御ふに考えており
ます。

先ほど先生お示しいただきました景観法の内容
については、いろいろな規制が必要に応じて、地
域の実情に応じて選り取れるこつち御仕組みになつ
ておりますもんですから、私どもとしては、本件
のような問題が未然に防がれるこつち御こと、本件
も、景観法の活用を是非図つていただければな
こつち御ふに考えております。

なお、広島市においては、今回の問題を受けて、
新たに市の景観条例に基づく景観審議会を設置し
て、バッファゾーンにおける景観計画の策定と
併せ、高さ制限の導入の可能性についても検討を
行う予定であると伺つております。

最後になりますが、いづれにしても、国におき

ましては、良好な景観形成を推進していく上で、
これら景観法の制度活用を図ることが極めて有効
であるこつち御ふに考えておりますので、地方公
共団体に対して景観法の積極的な活用を推進に向
けた支援を行つていくこつち御ことが非常に重要である
こつち御ふに考えております。

以上でございます。

○小林正夫君 どうもありがとうございます。

○委員長(加納時男君) 小林正夫君の質問は終わ
りました。

○浜田昌良君 公明党の浜田昌良でございます。
五月十日の参議院本会議の代表質問に続きまし
て、中心市街地活性化法について質問させていた
だきたいと思ひます。

今般の中心市街地活性化法の改正は、九八年に
法律が制定されて、そして施行された時がたつわ
けてございまして、思つち御ように中心市街地が活
性化しないと、その反省に基づいて改正されるもの
だと理解しております。そつち御いう意味で、まず二
階大臣にお聞きしたいと思ひますが、このまちづ
くり三法について、九八年に制定、改正されてな
るんですが、一向にシャッター通り商店街とい
うような形で活性化が進まないのは、この法律のど
の部分で欠けているのか、どうお考えか、お聞か
せ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(二階俊博君) 商店街の問題、シャッ
ター通りの問題等、しばしば各委員から御指摘を
いただいておりますのであります。私どももそ
のこつち御重要性というこつち御ことは町を歩くと痛
感をしていふこつち御であります。私は、この商店
街振興策といふこつち御ような面で問題点があつたかど
うかといふ以前に、やはり日本経済が十年、十五年
にわたつて低迷をしてきた、そのこつち御ことにやはりま
ず大きな原因があるこつち御ふに思つておるわけ
であります。それはそれとして、ようやく国民
の皆さんの御努力によつて日本経済もやや明るさ
が見えるようになつてきた。それでも地方はまだ
まだ駄目ではないか、中小企業はまだ日が当た
てないと、こつち御こつち御ことをよく言われるん

が、統計上、中小企業もだんだん元気になってまいりました。地方も一部の地域を除いて大分、有効求人倍率等で元気を取り戻してきたことは事実であります。

そうした中で、このまちづくり三法というものを改めて見直し、そして新しい取組をしようという積極的なことで御議論をいただいているわけであり、商店街の問題等についての取組は、経済の問題は経済の問題としながらも、なお十分な施策の実効性が上がっていないからではないかという反省は確かにあります。

そこで、商業の活性化のみならず、まちづくり全体を一体的に進める必要があるという考えに基づいて居住者を町中と呼び戻すと、これが基本であり、学校、病院など都市機能を市街地に集約することなどを考え、対策を講じようとしているわけであり、

改正法案では、地域の方々がお互いに協力し合い、全体として活性化するまちづくり、それに対して意欲的に取り組んでいただく、そういう地域に対して政府がまた一丸となって御協力を申し上げる、その結果、地域と相まって中心市街地の活性化に向けていい成果を取めるように、しかし、一にも二にもこのことの成否は地元住民の皆さんの奮起いかんであるということ、これは申し上げておきたいと思ひます。

○浜田昌良君 正に的確な答弁、本当に大臣、ありがとうございます。

大臣がおっしゃいましたように、景気がこれから少しずつ良くなるかもしれないと、そういう意味で、今この中心市街地活性化法を始めまちづくり三法を見直すという、いいタイミングだと思っております。

特に私、今回の中活法を見ますと、六つの点で改善されているかなと思っております。

一点目は、正に大臣がおっしゃいましたように、今までは二本柱だったわけですね、市街地整備と商業活性化であったと。それに、町中居住であり、あと都市福利施設といつて、文化施設であ

り、医療施設であったり、社会福祉施設の拡充を行うと、こういう四本柱にしたという点が第一点でございます。

第二点に言えば、今まで中心市街地活性化計画は作りつ放しであったものを、今度は内閣総理大臣の認定をして質を高めるというメリズムを入れたと、これも大きいと思っております。

また、第三点には、今回、大規模小売店舗特例という、いわゆる今まで構造改革特区でやっておられた特例制度を中心市街地全般に広げられて、特に認定された中心市街地においてはほとんど大規模小売店舗法が実質上ないような状態で対応できると、こういう手も打たれたという点でございます。

四点目には、従来、商店街の担い手でありましたTMO、これを変えられまして、いわゆる中心市街地活性化協議会という形で、まちづくりと商業活性化の両軸で取り組んでいけるという主体をつくられたという面でございます。

五点目ですが、五点目は、今まで縦割りであったものを、先ほども予算が八兆円ありながら効果が出ないというふうな話もございましたけれども、今回は内閣総理大臣を本部長とする中心市街地活性化本部というのをつくられて、相互に連携をする体制をつくられたと。

そして最後に、基本理念、責務規定を追加して、地方公共団体、関連事業者及び地域住民の密接な連携と果たすべき役割を明確にされたという意味で、私は、これらの改正点を考えますと、その運用を適切に行えば私は効果は大きいんじゃないかなと期待しているわけでございます。

その意味で、本日は、法施行前後で運用が問題となりそうところ、特に前後と申しましたのは、中活法は三か月間法施行されますが、都市計画法の方が一年半の間があります。この間の関係もございまして、第一の四本柱の問題、第二の認定制度の問題、そして第六の責務規定の効果などについて質問させていただきたいと思ひ

ます。

これらの質問に入る前に、その運用の大前提として、先ほど小林委員からも質問ございましたが、この法律で活性化の対象となる中心市街地のレベルについてまず質問したいと思ひます。

これは、昨年九月の総務省の行政評価・監視の勧告でも、現行の約六百八十の中心市街地活性化計画では、その中心市街地の区域設定が不統一であると指摘されているところであり、現在の中心市街地活性化法の基本方針には、政令市や合併自治体を除いて、基本的には一市町村一中心市街地と記載されております。しかし、これでは中心市街地がむやみに広い地域に設定されてしまったり、大都市では何とか銀座という巨大ショッピングセンターを中心とした地域だけを活性化すると、そういうことになってしまふんじゃないでしょうか。

確かに、中心市街地の定義は第二条に規定されており、相当数の小売業者や都市機能の集積があり、その市町村の中心としての役割を果たすことなどが条件となっております。しかし、真に活性化が求められている中心市街地とは、高齢者を含む地域住民が日常的に買物をする普通の商業施設といつた身近な都市機能の領域ではないでしょうか。五月十日の参議院本会議での二階大臣からの趣旨説明でもありましたように、高齢者も含めた地域住民が手軽に買物に行けるような、住民にとつて住みやすい、コンパクトでにぎわいのあるまちづくり、これが今求められているわけであり

ます。

そこで、松経済産業副大臣に質問させていただきますが、歩いて暮らせるまちづくりが求められている現在におきましては、一市町村一中心市街地にこだわることなく、近隣に生活基盤の中心となつていられる商店街であつて一定の都市機能の集積があれば、中心市街地に該当する前提で中心市街地活性化法の運用をすべきではないでしょうか。あわせて、その方向で基本方針を明確にするべき

と思ひますが、いかがでしょうか。

○副大臣(松あきら) 浜田議員は、公明党のまちづくりプロジェクトチームの事務局長として正に中心的に、実質的にこれを進めてきてくださいました。本当にその御努力には感謝申し上げます。というふうに思ひます。ですから、どちらかといひますと、質問じゃなくて答弁する方かなと思ひます。少しお詳しくいらつしやいまして、私も本当にその点は感謝を申し上げる次第でございます。

改正法案における中心市街地につきましても、三つの条件を満たす必要があるというふうに考えております。それは、御指摘のありました、相当数の商業者や学校あるいは病院などの都市機能で、それが集積をして市町村の中心としての役割を果たしていること、またその区域がいわゆる空洞化等の課題を生じ、又は生じるおそれがある

と認められる地域であること、そしてその区域の活性化が市町村や周辺地域の発展にとつて有効かつ適切であること、この三つでございます。これらの条件につきましても基本方針に明記する方向で検討したいと思ひます。

○浜田昌良君 ありがとうございます。

それでは、具体例を挙げて少しお聞きしたいと思ひますけれども、地元の横浜市を例に取りましますと、横浜市の中心市街地は、横浜市の中心市街地と、横濱市というのはだだっ広い大きな中心市街地なのか、それとも何十という主体性のある中心市街地の集合体ととらえられるのかであります。このことは、今回の法改正で新たに中心市街地ごとに設けられる中心市街地活性化協議会がどのレベルで置かれるかということに関連するわけでございます。

それで、松副大臣に再度お聞きしますが、中心市街地活性化法の適用に当たっては、政令都市などにおいては中心市街地を拡大一つにとらえるのではなくて、数多くの中心市街地が存在すると考えられますが、この点についてはいかがでしょうか。

○副大臣(松あきら) 正に議員がおっしゃるように、例えば横浜市などは政令指定都市でござい

まして、大きな中心市街地としてとらえるのか、何十という中心市街地があるのかというお尋ねでございませうけれども、やはりそうした政令指定都市あるいは合併した市、こういうところでありまして、ある程度これは複数存在することもあり得るというふうに思っています。ですから、今回の改正法案では、中心市街地の区域の範囲や区域の数については法律上の定義を踏まえて各市町村において総合的に判断がなされるものと考えておりますけれども、しかし合理的な理由があれば、その政令指定都市あるいは合併したところでも複数認められるということがこれはあります、特段の配慮があるということをお断り申し上げます。

○浜田昌良君 ありがとうございます。

是非、広大な全体を中心市街地とすることなく、また一つだけにするのではなく、その実態に応じて、正に大臣が趣旨説明で言われたように、高齢者も含めた地域住民が手軽に買物に行けるような、住民にとってコンパクトでにぎわいのあるまちづくりというものをこの法律で推進していただきたいと思っております。

次に、TMOの関係なんです、現在の中活法が十分に機能しなかった原因の一つに、期待していたこのTMOが必ずしも十分に機能しなかったという点があるわけでありまして。今回、このTMOに代えて設置する中心市街地活性化協議会が主體的、機動的であるかどうかというのが、今回の新法案についてその成否を握るわけでありまして。

そこで、小林政務官にお聞きしたいと思っております、この中心市街地活性化協議会を市町村レベルの審議会みたいな無用の長物とするのではなくて、個々の商店街ごとのまちづくりの関係者の意見集約、プロジェクト実施機関とすべきと考えますが、見解はいかがでしようか。

○大臣政務官(小林温君) この中心市街地活性化協議会でございませう、これは商業者のみならず、地権者や様々なまちづくりに関係する有する方々の意見の集約あるいは具体的な取組を推進し

ていくということを期待されてこれをつくらせていただくわけでございます。このため、この改正法案に基づいて、民間事業者が活性化事業を行う場合には、まず協議会において協議を経て意見集約がなされなければ国の支援の対象とならないというものを法律上明記をさせていただいております。このことによりまして、協議会は民間事業者の取組について適切な意見集約が図られる実効性の高い機関として機能するものと考えております。委員がおっしゃるような無用の長物とはならず、実質的に機能するプロジェクト実施機関としてこれから活用していきたいというふうに考えております。

○浜田昌良君 是非、実質的に機能するプロジェクト実施機関として機能していくように、よろしくお願いしたいと思います。

また、会計検査院は、四十三都道府県の百六十七のTMOに対して投入された国庫補助金、これは一九九八年から二〇〇二年度までの合計ですが、九十四億円について検査を行った結果があります。その報告書によりますと、TMOにはテナントミックスなど事業を実施する上での十分な人的体制と財政的基盤が現在には備わっていないと書いてあるわけでございます。

そこで、このTMOに代わる中心市街地活性化協議会の体制について松副大臣に質問させていただきます。TMOが十分な人的体制と財政的基盤がなかったがゆえに十分な機能を発揮できなかったことにかんがみ、中心市街地活性化協議会への人的、財政的基盤への支援体制が求められると考えますが、その実施体制はいかがでしようか。

○副大臣(松あきら君) 本日に、おっしゃるよう、そうした反省点を踏まえまして、改正法案では、民間事業者の取り組み各種の、商業以外にも、中心市街地活性化事業の司令塔として中心市街地活性化協議会を組織することとしております。先ほど小林政務官からも御答弁ありましたように、その協議会では、商業者のみならず、地権者、住

人、様々な町を構成する方々の参画を得る仕組みとなつております。

また、この協議会が強い指導力と確固たる活動基盤の下に効果的な取組を行うことが重要でございます。そのために、経済産業省といたしましては、まちづくりのリーダーとなる常駐型のタウンマネジャーの活動経費を補助する、これは十八年度からでございます。支援策を創設いたしました。実は本省の職員を、局内でも地域にいろいろ分けてバックアップをもうし始めております。これは職員をもう今年度から行かせております。こうして経済産業省や市町村と密接に連絡をして、現場に近いところで同協議会の円滑な設置と運営を促進するための適切な助言、サポートを行つてまいるところでございます。

○浜田昌良君 十八年度からのタウンマネジャーの派遣補助、いろいろあると思っておりますけれども、是非積極的に支援をお願いしたいと思っております。

一応大前提が確認できましたので、それでは今回改正、強化された点を順次検証していきたいと思っております。

第一には、従来、市街地改善整備、商業の活性化の二本柱に加えて、都市福利施設の整備及び町中居住の推進の二本柱を加えて四本柱にした点でございます。この点については、以前にまちづくりの専門家から聞いた話を今思い出したわけでございます。切花でも、商店街は花であると、花は花だけ、切り花では存在しない、やはり花があつて葉っぱがあつて根つがあるから花が咲くんだと。正に、この茎とか葉っぱが今回の都市づくり施設でありまして、根つが町中居住であるわけでございます。そういう意味で、この四本柱をうまく進めていただくというのが重要と思っておりますが、この点について実は国土交通省に質問しようと思つておりましたが、午前中、松村委員からの質問もございましたし、また小林委員からの質問もございましたので、この点は割愛させていただきます。済みません。是非、積極的に進めて

ただ、国土交通省だけでなく進めても、この都市福利施設というのは、中身を見れば、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設と、文科省であつたり、厚生労働省であつたりする分野であります。

そこで、文科省、厚生労働省にお聞きしたいと思つていますが、中心市街地活性化法の認定を受けた基本計画について、各大臣が、これは文科大臣、厚労大臣ですが、それぞれ今回の法律によれば中心市街地活性化本部での本部長となられるわけでございます。この本部で当該基本計画をフォローすることにより都市福利施設の中心市街地への回帰を積極的に進めるべきと考えますが、その具体策はそれぞれいかがでしようか。文科省と厚生労働省にお聞きしたいと思います。

○政府参考人(中田徹君) 教育文化施設のうち、例えば学校の立地について、かつては大都市圏における工業等制限区域内の大学の設置について抑制的に取り扱つてきたというような経緯がございます。これは、大都市圏における大学の自由な発展を阻害しているという批判があり、現在では抑制方針を撤廃してございます。

こうしたことから、近年、社会人を含めた多様な学生の利便に資するため、中心市街地に夜間大学の充実、法科大学院を始めとする専門職大学院の設置、あるいはサテライトキャンパスの開設計画等、あるいは大規模な教室の都心回帰などの動きが活発化しているところでございます。

このような学校などの教育文化施設の立地については、中心市街地の活性化にも大きく資するものと考えてございませう、個々の施設の具体的な立地につきましては、その設置者である地方公共団体や学校法人等が教育上適切な環境や地域の実情等を十分に勘案して適切に判断しているものというふうな考えでございます。

我々文科省省といたしましては、今般の法改正の趣旨を踏まえまして、中心市街地の活性化に資する取組について市町村が基本計画策定するに当たりまして、教育文化施設の整備につき適切に配慮するよう教育委員会に働き掛けるとともに、

各施設を設置者や事業の実施者において、地域とのかかりという観点から適切な判断に資するよう、情報の提供の充実等に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○政府参考人(中村秀一君) お答え申し上げます。

福祉サービス、介護サービスにつきましては、生活の継続性をできるだけ維持するように提供される必要があるとして、今、中心市街地に高齢者が住みにくくなっていると、そういうようなことは大変憂慮すべき事態だと思っておりますので、今回の法改正の趣旨にかんがみまして、福祉施設、介護サービスの拠点、こういったものが中心市街地にもつくれるように、昨年、私どもの方も介護保険制度の見直しでございまして、あるいは障害者自立支援法を制定していただきまして、障害や要介護になっても地域で暮らし続けられるようにということで、市町村が仕事しやすいような改正をさせていただいたところでございますけれども、それと併せまして、今回の中心市街地活性化法の基本計画、そういう点の作成に当たりましては、市町村で基本計画作成する際には、医療や福祉の担当部局とまちづくりの担当部局と連携し、福祉施設や医療機関の立地を進めてまいりたいと思っております。

医療機関につきましては、福祉施設と同様に機能分化進む中で、それぞれの医療機能に応じて、アクセスのしやすさも考慮して立地していくことが望ましいわけでございまして、近年、中心市街地からむしろ医療機関が郊外へ出るというような動きがあつて、そういったことは好ましくない点もございますので、都道府県において医療計画を作る際に、今回の法改正の趣旨も踏まえて、医療計画担当部局とこれも都市計画担当部局が互いに連携しながら、住民の利便性と調和した立地が行われるように、私ども厚生労働省としても、よくまちづくり部局と連携を取ってまいりたいと考えております。

○浜田昌良君 ありがとうございます。

是非、今回の法律の改正の趣旨を踏まえていたでいて、中心市街地活性化計画を作るときは市町村に対して、都市計画部局とそれぞれ医療部局、また教育関係部局と連携を密に取っていただきたいと思ひます。

次に、六つの改善点のうちの第二は、中心市街地活性化計画の認定制度でございまして。この認定は、法案八条の基本方針に合致していることなどの基準を満たすことが求められます。この基本方針は内閣に置かれた中心市街地活性化本部により作られるもので、政府全体の関連施策の反映されているものであるべきであります。

そこで、認定基準たる基本方針の内容についてであります。

まず、都市計画法の関係について質問したいと思います。都市計画法では、今般の改正で大規模集客施設の立地制限を行うことにし、準工業地域については都市計画法上は立地可能なものの、運用により三大都市圏及び政令市以外では抑制することとしております。しかし、それ以上のことが求められると考えております。

そこで、国土交通省にお聞きしたいと思います。中心市街地基本計画の認定制度たる基本方針は、三大都市圏及び政令指定都市以外において準工業地域への大規模集客施設の立地抑制するだけではなく、その他の地域の地区計画の実施状況も踏まえ、基本計画全体としてコンパクトシティの名に値するような内容となつていふことをしっかりとチェックできるものとすべきと考えますが、見解はいかがでしようか。

○政府参考人(加藤利男君) コンパクトなまちづくりを実現するためには、市町村が自らのまちづくりの在り方を考え、適切に判断して都市計画を決めること、それと、それに基づいて適切に中心市街地活性化基本計画を作成することが極めて重要になります。

このために、中心市街地活性化法案においては、基本計画は都市計画との調和が保たれるものであることが法定化されております。また、基本

方針においては、三大都市圏及び政令指定都市以外については準工業地域への大規模集客施設の立地を抑制することを明示するだけでなく、中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置として、都市計画等の規制誘導手法や、予算、税制措置の活用について示すとともに、コンパクトなまちづくりの考え方などを示したいというふうに考えております。

以上申し上げましたように、都市計画との調和ですとか基本方針との適合、さらに基本計画が中心市街地の活性化の実現に寄与するかどうか等の観点から、基本計画について適切に認定をすることとしたいと考えております。

○浜田昌良君 是非そういう方向で運用をお願いしたいと思います。

次に、都市計画法に関連して、市街化調整区域の大規模開発の例外の運用について質問したいと思います。

本件は、先週の参考人質疑で幸山熊本市長から、市街化調整区域の例外に当たらないとして、七万三千平米の大規模集客施設の開発許可を下ろさなかつたという説明があつた件でございまして、同様な事態が長野市、静岡市、佐世保市など全国で起きており、各市町村長は頭を悩ましていた問題でございまして。今回、都市計画法改正により、この大規模開発の例外が廃止されまして改善されるものであります。法施行までの一年半までの運用が問題となつております。この期間に数十の大規模集客施設が駆け込み開発、開店を企画しているとも聞きました。

そこで、国土交通省に再度質問しますが、今回廃止となる大規模開発を例外に、開発許可可能とする都市計画法第三十四条十号の規定は、そもそも大規模集客施設を立地するための開発を対象としているものでしょうか。対象としていないとすれば、なぜ今まで大規模集客施設がこの条項により許可されてきたのか、お答え願ひたいと思ひます。

○政府参考人(加藤利男君) 市街化調整区域は、

保全すべき区域として無秩序な開発を抑制する一方、将来的に必要となる市街地の拡大に備へまして、当分の間、市街化を留保するという性格を併せ持つことから、大規模な開発、これは原則二十ヘクタール以上、条例で五ヘクタール以上ということにすることが可能となつておりますが、大規模な開発であつて計画的な市街化を図る上で支障がないと認められるものについて許可できるとする基準が都市計画法の三十四条の十号の規定でございまして。

この基準は、人口増加等により必要な住宅地が増大するという前提の下で、主として一定水準の基盤整備を確保する計画的で大規模な住宅開発を想定して、これについては認めていくという考え方に基づいて開発許可を与えていくというものでございまして、この規定により良好な住宅地の供給促進に、推進に一定の役割を果たしてきたというところは言えようかと思ひます。

しかし、近年になりまして、住宅開発の需要が鈍化する一方で、大規模集客施設が本基準によつて市街化調整区域に立地する事例も増加しております。

このように、結果としてこの都市計画法第三十四条十号の基準が広域的都市機能の拡散を後押ししている面が見受けられる、こういったことから、今回の都計法の改正によりまして本基準を廃止することとし、今後は地区計画に適合することにより許可を可能とする基準に一本化する、そういうことで大規模開発について都市計画手続を通じて地域の判断を要するということとしたものでございまして。

○浜田昌良君 ただいま御答弁ございましたように、この都市計画法第三十四条十号の条項は大規模な住宅開発、これを念頭に置いた条項であつたわけでございまして。それが近年まで大型ショッピングセンターの開発許可に使われてきたというのは、私は法の精神に反するものではないかなと思ひつておるわけでございまして。

その関連で、再度、国土交通省にお聞きしたい

と思いますが、先般、参考人質疑で熊本市長に來ていただいて、熊本の幸山市長は、この都市計画法三十四条の規定を照らしまして大規模集客施設の立地を拒否する判断をしたわけでございまして、この判断については私は非常に正しいと思っておりますけれども、国土交通省としての御評価はいかがでしようか。

○政府参考人(加藤利男君) 都市計画法の開発許可に關します事務は自治事務でございまして、国として具体的事案について、具体的事案に係る許可権者の判断については評価する立場にはございませぬけれども、熊本市としては、開発行為事前審査申出が提出されていた市街化調整区域における大規模商業施設の開発案件について、熊本市の都市計画マスタープランや立地による交通影響調査結果等に照らして検討を行った結果、当該計画は計画的な市街化を図る上で支障がないという都市計画法、先ほどの基準でございまして、都市計画法第三十四条十号の基準に該当するとは認められないという判断を示したものだと思っております。

○浜田昌良君 非常に勇気ある判断だと思っておりますので、是非そういう、確かに自治事務ではあります、本省としても一定の評価をしていただきたいと思っております。

そこで、次の質問でございまして、こういう都市計画法の市街化調整区域の大規模開発の例外をこの一年半の間に使って大規模集客施設を立地するということが予想されるわけでありまして、それに対応するために駆け込み濫用を防ぐための都市計画法三十三条、三十四条の適正な運用を図るガイドラインというものを作っていただいて、確かに自治事務であります、考え方を各市町村に徹底していただきたいと思います、この点、いかがでしようか。

○政府参考人(加藤利男君) これまでも、その開発許可制度については、重要な改正等を行った場合には開発許可運用指針の中で運用上の留意点を明記いたしました、施行前に開発許可権者に対し

まして通知をしております。そのほか、その趣旨を徹底するためにブロック会議等の場で改正内容等について十分な説明を行ってきたところでございます。

今回の改正内容につきましても、運用指針等を発出することといたしますが、あわせて、その改正法の施行に先立ちまして、公共団体、地方公共団体に対しまして説明会を開催するほか、各地方ブロックごとに開催されます開発許可行政連絡会議等の場でも十分説明等を行っていききたいというふうに考えております。そうしたいろいろな機会を通じて、改正の趣旨等について前広に周知徹底を図っていききたいというふうに考えております。

○浜田昌良君 ありがとうございます。
是非、今回改正の趣旨を本当に前広に、施行期間まで長いもんですから、是非前広に御説明をお願いしたいと思っております。

次に、農業振興地域整備法及び農地法との関係について質問したいと思っております。

今回、都市計画法改正によりまして、準都市計画区域の指定権者を市町村から都道府県に上げたため、都市計画区域外の農地においても広域的観点から準都市計画が指定できる体制になったわけでございます。これにより、以前のような大規模集客施設の立地のための農地転用が無秩序に行われるということがなくなると期待しているわけでございますが、先ほど申しましたように、都市計画法は法施行までに一年半あるわけでございまして、これに対して、能代市、宇佐市等の一部の自治体では、都市計画法の改正の趣旨を踏まえて農業振興地域の解除を自粛しているというところも出てきております。

そこで、関連して、中心市街地活性化本部の本部員となる農林水産大臣の農業振興地域整備法等農業関連法制度の運用の在り方について質問したいと思います。

五月十日の参議院本会議において、私の代表質問に対して中川大臣より、改正都市計画法施行前の大規模集客施設などの農地転用に對しても、農

業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正かつ厳格な運用の徹底を図ると、こう御答弁があったわけでございますが、具体的にはどのように地方自治体を指導されるのか、御答弁いただきたいと思っております。

○政府参考人(宮本敏久君) お答え申し上げます。

今回の都市計画法の見直しに合わせまして、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正かつ厳格な運用を図ることとしていくところでございまして、具体的には、農用地区域からの除外や転用許可に当たりまして、他に代替すべき土地がないか等の要件の一層厳格な適用、都市計画法等他法令との密接な連携の徹底、公共施設の整備のための農地転用を行うに当たつての農業上の土地利用との調整の徹底等につきましてガイドライン等により周知してまいりたいと考えているところでございまして、改正される都市計画制度との連携を図りながら優良農地の確保に努めてまいれる所存でございます。

○浜田昌良君 ただいまの御答弁で、ガイドライン等により周知徹底を図っていくという話ございましたが、それは現行のその農業振興地域の解除のガイドライン、これを改定するという意味で理解してよろしいでしょうか。

○政府参考人(宮本敏久君) 現行のいわゆる農振地域の解除のガイドラインにつきまして、ガイドラインといいますが、解除の要件につきまして、農業振興地域の整備に関する法律に四要件規定されているところでございます。

その内容は、一つには、農用地区域から除外しようとする土地を農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の土地をもつて代えることが困難であると認められること。それから、除外する土地の周辺の営農に支障がないか等、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。それから三番目に、農業用の用水や排水が分断されるなど、土地改良施設の有する機能に支障を及

ぼすおそれがないと認められること。それから、農業生産基盤整備事業の対象となつた土地について事業の工事完了後八年を経過した土地であること。これらの四つの要件のすべてを満たす場合に農用地区域からの除外ができることとしていくところでございます。

ガイドラインにつきましては、これらのある種例示等が示されるところでございまして、今回、都市計画法の改正の趣旨等にかんがみまして、今までこちらでの御議論等も踏まえまして、ガイドラインにつきましても、その方向性といいますが、方向性につきましてはちゃんと周知していききたいというふうに考えているところでございまして。

○浜田昌良君 今回の都市計画法の改正の趣旨を踏まえたこのガイドラインの周知徹底をお願いしたいと思っております。

次に、今まで質問しました市街化調整区域の大規模開発の適用除外や農地転用による法施行前の駆け込み出店等、中心市街地活性化計画の認定に關連して経済産業省にお聞きしたいと思っております。

都市計画法施行前の一年半の間に、市街化調整区域の大規模開発の例外を適用して大規模集客施設を誘致した自治体、また農業振興地域を解除してまで大規模集客施設を誘致する自治体が中心市街地活性化計画を作成し認定を申請してきた場合にあっては、どのような認定基準でどのように判断するのでしょうか。また、そのための基本方針はどう規定するのでしょうか。

○政府参考人(迎陽一君) 中心市街地活性化法案では、市町村の作成する基本計画について、内閣総理大臣が中心市街地活性化の実効性等を判断して認定を行うこととしております。このため、今お話しのような、改正都市計画法の施行前に御指摘のような郊外の大規模集客施設の誘致が行われたような場合にございましては、そういったものによつて、市町村が中心市街地の活性化を図るというふうな計画をお立てになつても、こうしたものが計画の実施を妨げるというふうなことになるか、実効性の面でどのような影響があるかとい

うふうなことを、申請が上がった段階で個別に具体的に精査をして判断をしていく必要があるとうふうな思っております。

○浜田昌良君　今御答弁で、具体的に精査をしてということですが、言わば郊外に大規模小売店舗を誘致をしているということですから、中心市街地を活性化しようとする計画とは反しますよね。それについては案件が、個別に判断する前に、そもそも反しているという判断ではないんでしょうか。

○政府参考人(迎陽一君) 基本的に中心市街地活性化とは相反する方向の効果があるわけですが、まずけれども、ただ、施設の規模ですとかあるいは誘致が行われた時期とか、個々に非常に様々な個別ケースごとに様々だと思いますので、例えば本当にぎりぎりに誘致をして、これだけの購買力が限られている中で非常に大きなものが直前にできるというふうなことだと、どんなふうに頑張っても中心市街地の活性化が望み得ないというふうなものであれば、これは当然これを認定するというふうなことは難しいと思いますけれども。

これは先ほども申し上げましたように、規模あるいは位置、個別にその事情すべて異なるわけですので、実際のケースごとにきちっと判断をしていくことだろうと思っております。

○浜田昌良君 実際の作業として個別に判断いただくにしても、私は、市街地調整区域の大規模開発の例外の適用とか、農地転用までして大規模集客施設を誘致するような自治体においては、中心市街地活性化という理念に合致しているとは考えられないと私は思いますので、そのような計画については認定すべきでないんじゃないかなと考えます。そういう意味では、そのような考えで今後の認定制度の運用を御考慮いただきたいと思っています。

次に、再度、中心市街地活性化基本計画の認定をどの程度の規模で行うかについて経済産業省にお聞きしたいと思います。

中心市街地の基本計画の認定に当たっては、大規模小売店舗の規制緩和措置等、予算等で限定されない支援措置の対象となり得ること、また認定条件として準工業地域における大規模集客施設立地の抑制が入っていること等を踏まえ、中心市街地の活性化に取り組む市町村であれば、予算規模等で数を限定することなくできるだけ幅広く認定すべきと考えますが、御見解はいかがでしょうか。

○政府参考人(迎陽一君) これにつきましては、正に認定の要件というのがあるわけでございまして、やはり実現可能性、実効性ある計画を立てていただくということでございますので、それで何か事前に関係について、選択と集中と申してはおりますけれども、認定の数を限定するというふうなことは考えておりませんので、逆に多くの市町村が意欲的に実効性のある計画を作っていたらいい、一つでも多くの計画が認定できるといふようなことを私どもは期待しているところでございます。

○浜田昌良君　　ありがとうございました。
是非、やる気がある自治体がたくさん出てくれ
ば、たくさん認定いただきたいなと思っております。

次に、六番目の責務規定の効用について質問したいと思います。

今回、国、地方公共団体とともに、事業者についても、基本理念に配慮して事業を行うとともに国及び自治体の施策に協力する旨の責務規定が規定されました。本件については代表質問でも大臣にお聞きし、当該責務規定を受けて大規模小売店の撤退などの対応といった社会的責任についての業界ガイドラインの作成を促していくとの御答弁もいただいたところでございます。

そこで、松副大臣にお聞きしたいと思います
が、大規模小売店舗の撤退時の対応や地域への協
力など、社会的責任を適切に果たしていくための
業界ガイドラインの準備状況はいかがでしょう
か。また、実際、この業界ではアウトサイダーが
いると思うんですが、アウトサイダーの存在を踏

まえると、経済産業省としても前面に立つてガイドラインの内容を徹底すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○副大臣(松あきら君) 御指摘の大型店の撤退時の対応、これは非常に事業者の対応は重要でございます。やはりまちづくりに協力することは重要でありまして、社会的責任の一環として自主的に取り組むことが私は望ましいというふうに認識をいたしております。日本チェーンストア協会ある

いは日本百貨店協会など、事業者や業界団体の中にはもう既に自主的に業界ガイドラインの作成を始めたところがあります。もう始めております。いずれにいたしましても、経済産業省といたしましては、改正法案において創設をいたしました市中心街地活性化のための事業者の責務に関する訓示規定を踏まえ、業界自主ガイドラインの策定を含めて社会的責任を果たすように促してまいります。その際に、業界団体に属していない事業者、アウトサイダーですね、この方たちについても自主的に社会的責任を果たしていただけますように法案の趣旨の周知徹底等に取り組んでまいりたいと考えております。

○浜田昌良君　ありがとうございます。
ガイドラインの作成の促進と、そしてまたアウ
トサイダーに対しても周知徹底の方をお願いした

また、地域文化の尊重、商店街としての行事の参加なども大規模小売店の責務として求められると考えますが、この点については経済産業省、いかがでしょうか。

○政府参考人迎隔（一君） 正に大型小売業につきましても地域の事業者となるわけでございますので、地域が一体として取り組む行事への参加ですとか、あるいは地域活動に積極的に交流、協力をしていくということが望ましいものと認識しております。

しましたが、私どもとしましても、大型店を始めとする事業者に対して、地域への協力を始めとするまちづくりの協力を促してまいりたいと

考えております。

○浜田昌良君 関連で、大規模小売店舗立地法の運用について質問したいと思います。

現在の法律では小売業の店舗面積だけで、駐車場スペースなど周辺環境の負荷を想定しておりませんが、実際の大規模集客施設では、小売業のみならず飲食業やゲームセンター、ヘアサロン等のサービス業等を併設している場合がほとんどだと思います。

そこで、経済産業省に質問しますが、飲食業やサービス業を併設しているという大規模小売店舗については、大店立地法上どのように規制の对象にしていくのか、指針の見直しが必要ではないかと思いますが、この点いかがでしょうか。

○政府参考人(迎陽一君) 大規模小売店舗立地法は不特定多数のお客様がおみえになるという点々と、それから物販店であるということで大規模な物流がある。それから、生活利便施設として生活空間に近い範囲内に立地をするというふうな、こうした大型店の小売店としての特性に着目をした法律であるわけでございます。したがって、規制規模の対象等を定めるに当たっては小売業の店舗面積というふうなもので対象を決めておるわけでございます。

ただ一方で、御指摘のように、大規模小売店舗が映画館等のサービス施設や、それから飲食店を併設しているケースというのが少なくないわけでごさいます。その場合に、例えば駐車場なんかを設けた場合に小売部分とサービス部分を切り分けるというふうなことは実際には困難である場合が多いわけでごさいます。このため、私どもとしては、一体に併設されているサービス施設部分にかかわる駐車場等につきまして、実質的に施設全体として必要な駐車台数のスペースが確保できるように、駐車場が確保できるよう、その針針の改定を調を檢討を進めていきたいというふうに考えておるところでごさいます。現在、そのための実態の調査等を行っておるところでごさいます。

○浜田昌良君　　ありがとうございます。大規模

小売店舗の実態に合わせて、指針の改定また環境負荷のその設定をお願いしたいと思ひます。

最後に大臣に質問させていただきたいと思ひますが、今回の中心市街地活性化法案、また改正都市計画法、また大規模小売店舗立地法というこのまちづくり三法を積極的に利用して、正にこれから景気も良くなっていく段階でございしますので、商店街の活性化を抜本的に図っていく大臣の御決意をお聞かせ願えればと思ひます。

○田英夫君 先ほど大臣が言われたように、このまちづくり三法ができましたときは経済が下降線をたどっている、ちょうどそのときでありました。以来、七年たつたわけでありましたが、ようやく経済が活性化してきている時期であります。それにしても果たして今度のやり方がいだろうかという疑問を持つわけですが、シャッター通りという名前のおと、シャッターが下りたままになっている。その反省を込めて、今新しいあれに取り組みうとしていくわけですが、

とりわけ、商店街は、先ほどから議員からも御指摘のとおり、公益性あるいはまた産業の各種の機能を有しておいて、地域の経済活力の主要な部分の担い手であるというふうな位置付けをしておるわけでありまして、それだけに、文化、伝統はよく、今まではともすればそうした地域はオールドタウンということで評価をし、やがてこの地域は沈んでいくといひますか、にぎわいから遠ざかっていくような指摘を平気でやっておるようなコンサルタン卜もおりますが、私は、そのオールドタウンこそ地域の伝統の源泉であるわけでありまして、そこをやっぱり活力、活性化をもたらすということが大事だと思ひてゐるわけですが、これまでもそうしたことも念頭にに入れて、町ににぎわいを回復するためにあらゆる方策を講じていきたいと思ひております。

富士山を登る場合に山梨から登るか静岡から登るかについて議論されますが、そんな程度のものでなくて、全方位からこの商店街ににぎわいをもたらすために、そして今日、関係各省の皆さん

も御参加をいただいておりますが、こうした各省の御協力をいただきながら、経済産業省としては中小企業、商店街等を担う立場から、しっかりと旗振りの役を果たしてまいりたい。そして、全国の商店街の皆さんと正に心を一つにして取り組んでいきたい、それが私どもの務めであろうと思ひております。

○田英夫君 強い御答弁、本当にありがとうございます。正に今、大臣御答弁ございましたように、商店街の方と心を合わせていただいて、そして各省庁を引っ張っていただいて、是非この中心市街地活性化法を果のものとして運用していただきますことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○委員長(加納時男君) 浜田昌良君の質問が終わりしました。

○田英夫君 先ほど大臣が言われたように、このまちづくり三法ができましたときは経済が下降線をたどっている、ちょうどそのときでありました。以来、七年たつたわけでありましたが、ようやく経済が活性化してきている時期であります。それにしても果たして今度のやり方がいだろうかという疑問を持つわけですが、シャッター通りという名前のおと、シャッターが下りたままになっている。その反省を込めて、今新しいあれに取り組みうとしていくわけですが、

選択と集中という言葉が、聞き慣れない言葉が出てくるわけですが、選択と集中という仕組み、これがうまくいくかどうか。どうもそれは選択と集中に至らないのではないかと。相当、むしろその他の地域が切り捨てられるということになりはしないかという懸念が生まれるわけですが、その点はどうお考えですか。

○副大臣(松あきら君) 田先生に謹んで御答弁申し上げます。

改正法案における新しい支援スキームにおきましては、実効性が高い意欲的な取組を行う地域に対して内閣総理大臣が認定をして、関係府省庁が一丸となつて重点的な支援を実施することといた

しております。認定に際しましては、どのような市町村でも実効性についての一定の基準を満たせば認定がされるようにしたいというふうな考えであります。数が決まっています、その数以上は駄目です。よという、そんな切り捨てではなくて、実効性、実現性がある、一つでも多くの市町村が中心市街地の活性化に向けて意欲的に取り組んでいただくことを期待しているところでございます。

○田英夫君 市町村が基本計画を作成するという事になっていくんですが、それを国が総理大臣の名において認めるという、選択をして認めるというふうになっているんですが、これでは、正に中央集権になつてしまふんではないかと。市町村の意思がどこまで来るか。その合格するものがちよつと難しくなるんではないかという気がいたします。

その仕組み、省の中央集権になつてしまふ地方分権にならないという、その仕組みを心配するんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(迎陽一君) お答え申し上げます。

正に中心市街地の活性化というのはその各地域の問題でございまして、それぞれの地域の方々がそれぞれの地域の特色を生かして取組を進めていく、それからその計画を作っていくというふうなことが最も望ましい、正にそういう分野であろうと私も思ひておる次第であります。

ただ、その一方で、従来の中心市街地活性化法の運用におきまして、地方の基本計画というものが作りつ放しになつていて、それをだれもチェックをしていない、あるいは実行状況もチェックをしていないというふうなことが国の行つてゐる支援の効果を薄くしているのではないかと。この、これは総務省なんかの指摘もあるわけですが、これは、そうした中で今回、実効性を担保するという意味で基本計画の認定のスキームというのを導入をしたわけでございます。

ただ、基本計画の認定の基準というのが、明確な目標を掲げているかと、あるいは町ぐるみでの取組になつていくか、あるいは計画の中の全体

の整合性ですとか全体、一体的に推進されるものになつていくかといったものをチェックするものになつておるわけでございます。計画のそれぞれの中身を画一的なものとして認定の中でいうふうな国が左右をしようという、こういうふうなことではございせんので、そういう点において、これは中心市街地活性化の国の各種施策の支援措置の実効性を高めるものであつて、地方分権に逆行するといふふうな御懸念は当たらないといふふうなものと運用していかうと思ひております。

○田英夫君 どうも御説明を伺つても、中央集権というにおいが強いわけでありまして。その辺を心配しながら様子を見ていくという姿勢を取らざるを得ないといふことを申し上げて、私は終わります。

○委員長(加納時男君) 田英夫君の質疑は終わりました。

○鈴木陽悦君 鈴木陽悦でございます。

今月十日の本会議、そして参考人質疑、さらには連合審査もございました。川越の視察もございました。そして、経産省、国交省通じまして衆議院の議論様々ありましたけれども、いよいよ私が最後の質問者ということでございしますので、気を引き締めて質問をさせていただきますと思ひます。

さて、私のふるさと秋田も、御多分に漏れませず、にぎわい、活性化が本当に求められてゐる地域でございます。東京にいますと、とすると、にぎわい、人込みの中でそうしたことを忘れがちなんです。週末にふるさと秋田に帰ります。そして、JRで帰りますと、駅前降り立つてちよつと歩くと、目の奥に広がるシャッター通り、そしてまばらな人影、本当にこれが果都の顔なのかなという疑問を、首をかしげたくなる光景がいろいろと続くわけなんです。

ところが、実は本日の委員会に合わせたように、地元の新聞、今朝の新聞なんです、私の元に届きました。再開発実現ということで、秋田駅前の再開発に対して、県と市、それから準備組合、

秋田商工会議所、この四者の話し合いが付きまして推進協議会設立することが今朝の新聞に載りまして、これがまた新しい秋田の活性化のための第一歩かなと、ややうれいニュースが飛び込んでおります。

そこで、まず最初に大臣に伺いたいと思うんですが、ちよつとマクロ的な話からさせていただきたいと思ひます。

新経済成長戦略、この中間報告におけます地域活性化策の中でもまちづくりプロジェクトの推進をうたっていますし、地方活性化総合プランの実行の中でも、産業集積が余り見られない地方については、一次産業及び観光産業の振興、そしてまちづくりの推進並びにコミュニティビジネスの振興といった地域の資源を活用した取組を総合的に推進する必要があるとしております。

そこで、初めに大臣に、新経済成長戦略におけます地域活性化の観点から見たまちづくりの取組、伺いたいと思うんですが。

○国務大臣(二階俊博君) 新経済成長戦略、おかげさまで中間取りまとめを行い、今最終の調整に入っておりますのでありますが、これはせっかく成長戦略と銘打って意欲的に取り組むわけでありますから、政府内におきまして、各省との調整も必要であろうと思つて、今精力的にそれぞれの省庁との間でも連絡を取っているわけであります。いろいろな御意見をちょうだいしながら一層立派なものに仕上げていきたいと思つております。

中心市街地の問題であります。地域住民が社会的に、しかも経済的に、なお文化的な活動を行う拠点であり、地域全体の発展にとって重要な役割を担っている。したがって、新経済成長戦略におきましてこれからの展望を描く際に、商店街等の発展、そしてシャッター通り等、今議員からも御指摘になりましたようなところは、ここにおられるすべての議員がそれぞれの地域を訪問してお感じになつておられるところでありまして、これを何とかしなきゃいかぬというのが今私どもが取り組もうとしておるところであります。ようや

くにして空き店舗あるいはシャッター、そういうようなところが、徐々にではあります。ただ、なん回復の兆し、今議員御指摘のように、秋田における商店街、駅前を中心とする新しいスタートを切ろうとしていることは誠に喜ばしいことであります。それが、それぞれの地域においてだんだんという感じが出てまいりました。

地方のデパート等が撤退をするというふうな、今まで住民にとっては予想も付かなかったようなことが現にあらこちらで発生しているわけですが、それが、それに代わって、また別の活用方法といひます。また御商売をなさる場合でもその店舗を活用してやろうというふうなことで、今までの撤退した企業に取って代わって、勝るとも劣らないような事業の展開がこちらで芽生えてきたということも事実であります。

そこで、我々は、この経済成長戦略は、これから五年、十年、つまり改革の後に何が見えるか、それを示すことができれば、私は政治としては、ただ改革だ、改革だと言っただけでは住民の皆さんが付いてきてくれないわけでありまして、そういう意味から我々は、改革の後に明るい見通しを、展望を開こうというのが成長戦略の一番のねらいであります。雇用の創出あるいは出荷額の増加など経済的な効果を我々は想定しているわけで、そこからそれぞれの地域の商店街活動も活発になつていくであろうという楽観的な見方も持つていくわけでありまして。

いずれにしましても、鈴木議員からはいつもそういう意味では建設的な御意見をちょうだいしております。先般、経済産業省の一階で展示しております中小企業の三百社の展示にも自ら足を運んでいただいて御視察いただいたという報告を受けております。この間はまた、参議院出身の松田科学技術担当大臣が自ら関係者を引き連れてごらんいただき、展示をしております。またそこで説明をしている人たちに大変勇気付けられて喜んで報告があつたことを、これもこの場で御報告を申し上げ、お礼を申し上げておきたいと思

います。

○鈴木陽悦君 大臣、ありがとうございます。

今、大臣のお口から五年、十年というスパン、私も、各市町村の担当者はもちろんですけれども、国の方も、人事異動の関係で三年、四年、そういうサイクルあるでしょうが、精神的なバックボーンといひます。そのしつかりと残す部分はやつぱり五年、十年のスパンというのを保つていただきたい、守つていただきたい、そんな思いがしておりますので、何とぞよろしく願ひいたします。

次に、国交省の方にちよつと伺いたいんですが、次は、今日、山根委員も久留米ですか、タウンモビリティの例を挙げておりましたが、青森市でもそのタウンモビリティを進んでおりまして、福祉型市街地の先進的な取組と思ひますし、時代の先取りでございまして、高齢化を見据えた優しいまちづくりの取組だと思つております。

また、参考人質疑もちよつとお話しさせていただきました。富山市では低い床の、低床型の路面電車、LRT、ライトレールランジツトですか、この四月から走らせまして、その市街地機能を集中させるのではなくて、つなぐという方法を取っております。いわゆる都市型クラスターを目指しているわけでございまして、これらの取組をまずどう評価するのか。それから、今回の法改正ではそのコンパクトシティとしてどうも範囲を狭めていくんじゃないかという感じがするんですが、この辺もちよつと伺ひたい。それからもう一つ、都市の特性とその機能性、さらには歴史、文化をいかにして生かしていくのか。これ、大変ハードル高いと思ひます。難問なんです。ここに将来が懸かっていると言つても過言ではないと思ひます。

この三点について、国交省のお考えを聞かせてください。

○政府参考人(加藤利男君) お答えいたします。

我が国が人口減少、超高齢社会を迎える中で、病院、文化施設等、様々な都市機能の集積ですと

か町中居住の促進を図ること、それと、住民等の移動の利便性を高めるような公共交通機関を有効に活用することにより、高齢者も含めた多くの人々にとつて暮らしやすい、歩いて暮らせるまちづくりを実現していくことが必要であるというふうな考えであります。

ただいま先生御指摘いただきました青森市でのタウンモビリティへの取組ですとか富山市でのLRTの導入につきましては、今申し上げた歩いて暮らせるまちづくりの実現といった観点からすれば非常に積極的な、先進的な取組であるというふうな考えであります。中心市街地の活性化を図っていく上でも非常に効果的な施策ではないかというふうな考えであります。

今後どのような都市構造を目標として施策を進めていくかにつきましては、市町村等がそれぞれの地域の特殊性等を考慮しながら自ら判断していく必要があるんじゃないかというふうな考えであります。

こうした考え方の下でございまして、今回の法改正では、中心市街地の振興のための支援策の充実や、都市機能の適正な立地のための都市計画制度の充実を図ることとしております。基本計画の認定を受けた意欲のある中心市街地に対しては国として重点的に支援を行つていくこととしておると。これは、先ほど来御答弁を申し上げておるとおりでございます。

したがって、その意味では、それぞれの地域がそれぞれの地域の実情に応じた、先ほどの富山市とかあるいは青森市とかいったそれぞれの地域の特性を生かした創意工夫の下でどういう地域の活性化を図っていくかと、中心市街地の活性化を図っていくかということが非常に重要になつてこようかと思つております。

それを国が支援をしていくという形になろうかと思つておりますが、いずれにいたしましても、市町村がいろいろな施策を活用しながら、地域固有の文化ですとか歴史を生かして、都市の既存ストックを有効活用しつつ、様々な都市機能の集積ですと

とか町中居住の促進を図ることによりまして、今後迎えます超高齢社会に対応したまちづくりを進めていくこと、これを私どもとしても期待をしているし、そういう方向で国土交通省の施策も展開していきたいというふうに考えております。

みれば包括的に交付金ということで支援を申し上げていく制度があるんですが、このまちづくり交付金を使つてどういう、この中には当然中心市街地の活用も含まれております、このまちづくり交付金をいろんな地域でどういう使い方をしているかというのをデータでまとめまして、情報提供を冊子の形にしたり、あるいはインターネットでも閲覧できるようにしようということを、インターネットはたしか市町村でできるようになっておりまして、そういうことを通じて、先導的な取組については各地方公共団体にいち早くいろんな情報が手に渡るようにいろいろ工夫をしているところでございます。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。この「がんばる商店街七十七選」ってありますけれども、国交省でも、活性化している町、ちよつと通告してないんですが、にぎわいのある町として旧静岡市と鹿兒島市、二例挙げておりまして、私はこの間、川越市の視察だったんですが、あれはまあ委員会としてちよつと構えて行きました。

ただ、経産省ではこの間、モノ作り三百、そして今回、このがんばる商店街七十七と、立て続けに非常にこう有効なものが出ておりますので、是非こちらの動きも参考にさせていただきたいと存じます。

で、構えない形で一人であちこちの町をふつとこう視察に行く、そういったこと結構やつておりまして静岡も行ったんですが、駅に降りるとマップがありまして、五分圏内で歩ける、五分、十分、十五分、歩いて楽しめるまちづくりのマップもあったり、それからまあ駿府城というのが一つのシンボルでありました。それから市役所、県庁、これは旧庁舎と新庁舎、きちつとこの景観を、色をそろえている。非常にまちづくりに工夫がされているんだな、シンボルロードもありました。いろいろと見せていただきましたけれども。

さて、続いての質問ですが、岩本委員からもお話が出ましたアドバイザーの派遣についての話をちよつとしたいと思いますが、なかなかこう自力で立ち上がるのが難しい、厳しい状況に追い込まれている中心市街地に対してはいろんな支援措置が講じられるということなんですが、商業活性化支援のうちのコーディネーターやアドバイザー派遣など、人的支援について伺いたいと思います。

経産省ではこういうがんばる商店街、これつくつていますが、国交省ではこういうの、にぎわいのこういう冊子というのはどうなんですか、そういう予定とか、計画あるのでしょうか。ちよつと通告してなくて申し訳ないんですが、それ、お互いのまちづくりの参考になると思いますんで、ちよつと聞かせてください。

先ほど岩本委員の質問では、アドバイザーの人員等については出ておりますけれども、どのような人材が派遣されるのか、それから期間、またその着目点、アドバイスの着目点、さらにはその商業中心のアドバイスのなかのどうか、アドバイザーの養成、それから派遣のタイミング、この辺についてもうちよつと細部にわたつて詳しく聞かせてください。

○政府参考人(加藤利男君) お答えいたします。私どもで直接中心市街地、今経産省さんでお作りになっている商店街七十七というようなどではございませんが、例えばこういうことをやつております。

○政府参考人(望月晴文君) お答えいたします。商業活性化のために、とりわけその核となる商店街へのノウハウの提供とか、あるいはアドバイスなどを通じた支援による底上げが重要であると

いうふうに認識をいたしております。独立行政法人の、先ほどちよつと申し上げましたが、中小企業基盤整備機構から様々なアドバイザーを派遣する中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業を行っております。

その内容、詳細ということですが、現在二百三十三名のアドバイザーが登録をされております。アドバイザーは都道府県や中小企業団体などからの推薦に基づきまして基盤整備機構において選考し、登録をいたしておりますけれども、具体的なその方々は中小企業診断士、あるいは再開発プランナーなどの方々が占めているわけでございます。

アドバイザーの派遣を要請する場合には、原則として派遣希望日の一か月前までに所定の申込みを中小企業基盤整備機構にお送りいただくということでございます。派遣期間は、八人日までは無料で派遣をいたします。それを超える場合にはアドバイザー謝金、約三万八千円、一日でございますけれども、の三分の一、一万二千七百円を自己負担をしていただきます。三分の二をまあ私どもの国の負担ということでございます。原則としてトータルで二十五人日を年間の派遣期間の上限といたしております。

診断・アドバイスの着眼点といたしましては、商業施設の効果的な運営、配置、あるいは駐車場など商業関連施設の整備、それから共同イベントなどのソフト事業など、効果や実効性を高めるための連携が取れているかなどについてのアドバイスがございます。商業機能強化に関する事項が中心となりますけれども、タウンマネジメント強化に向けた組織体制の整備やあるいは地域住民、地権者など関係者との合意形成など、多様な面にわたります。アドバイスをいたします。

派遣に当たりましては、事前に求められているニーズなどをよく伺いをして適切な人材を派遣すると、充てるということになるわけでございます。なお、今年度の予算額は一億四千二百万でございます、私どもの部分は。

今後とも、ニーズに適切に対応できる人材を確保するとともに、要請に対して迅速に派遣できるように努めてまいりたいと考えておりますし、それから、アドバイザーにつきましても、事後の評価をよくいたしまして、派遣をしたけれども役に立たなかったとか、そういう評価については私どもはフィードバックをしていただいて、先ほどの登録のアドバイザーが常にしゅんな、役に立つアドバイザーであるということを確保するように努力をしているところでございます。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。ちよつと確認だけしておきたいんですが、年間で二十五人日、最初は八人日、ということとは、これ二人派遣すると四人日という割合になるんでしょうか。そういう計算でよろしいんでしょうか。まあ、大体アドバイザーは一人でしょうけれども、それをちよつと確認したいんですが。

○政府参考人(望月晴文君) 原則としてそういうことでございます。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。あくまでも、町を引つ張つていく中心じゃなくても、あくまでもアドバイザーという仕事でございまして、北東北の方でも、それから九州の方でも、最近、一店逸品運動というのが行われていまして、逸品はあの秀逸の逸でございますね。一つの店に優れたものが一つ。実はそれ、商店主が自分で選ぶんじゃなくて、北東北の場合は、商店街の皆さんが集まって、おまえのところの店はこれが優れている、秀逸だよという、そういう一店逸品運動というのがいろんな形で効果を上げていっていると伺っております。

アドバイザーの皆さんも是非そうした目線で、冷静な目線で、この商店街にはどういったものが合うのか、どういったものが好まれるのか、そういった目線では非取り組んでいただきたいと思います。よろしく願います。

私ども、まちづくり交付金という制度がございますまして、これは各市町村でそれぞれ特色のあるまちづくりをやつていまして、それに対して言つて

○政府参考人(望月晴文君) お答えいたします。商業活性化のために、とりわけその核となる商店街へのノウハウの提供とか、あるいはアドバイスなどを通じた支援による底上げが重要であると

派遣に当たりましては、事前に求められているニーズなどをよく伺いをして適切な人材を派遣すると、充てるということになるわけでございます。なお、今年度の予算額は一億四千二百万でございます、私どもの部分は。

今ちよつと、予算の面もちよつと伺つたんですが、TMOがなかなかうまくいかなかった点に、やはり地権者の不参加とか、実施に向けた運転資

金の不足などの声は地元から聞いておりますけれども、先日の参考人でございます青森市の加藤博さんは、結局は、やる気のある人、強いリーダーシップを発揮した、長い間ぶれないで信念を貫いてきた人が、リーダーがいることがかぎであるというふうに話していました。長年、実践をしてこられた方の変重みのある言葉だっと思ひます。

確かに、テーブルに着かない地権者を説得することは必要なんですが、やはりポイントはある人でありまして、人づくりに、選択と集中ではありませんけれども、支援策を集中させることがいろんな意味で成功に導く秘訣じゃないかと思ひます。加藤さんも、まちづくりのポイント、やる気をいかにするか、そして強いリーダーをいかに生み出していかかというのを話しておりました。

地域にやる気を起こさせる支援をもつと重点的にやる必要がありますし、今ちょっと予算何ったんですが、こうした面からも人と人に対する予算を厚くしていかかでしょうか。その辺ちょっとお考え聞かしてください。

○政府参考人(望月晴文君) 先生御指摘のように、中心市街地の活性化が成功している例を見ますと、先ほどの当委員会の参考人であられた青森市の加藤さんなどのように、これに典型的に表れておりますように、地域の実情に応じた独創的なアイデアを様々な関係者と調整しながら実現するということは大変強いリーダーシップが要る作業でございますし、そういう人材が活躍をしているというのが成功の秘訣であるようにございます。

私どももそういう点に着目をいたしまして、地域における人づくりと、こういう面での人づくりというものがこのまちづくりの一つの大きな課題であるという前提で施策を組み立てていきたいと思つておるところでございます。

私どもの予算におきましては、十八年度予算におきましても、戦略的中心市街地商業活性化支援事業というのが中心の事業でございますけれども、その内容において拡充をいたしまして、まちづくりのリーダーとなりまます常駐型のタウンマネ

ジャーの活動経費を補助する支援策を予算上、本年度から可能にしたところでございます。

それからまた、商業の活性化などに必要な専門知識を習得するための講習、あるいは成功地域での現地研修などを開催するなどの取組というものも人材育成の観点から実施をしているところでございます。さらに、中心市街地活性化に関するノウハウが不足している地域につきましては、商店街の活性化への実質的な助言を行う先ほどの専門家を派遣する支援措置というのも重要ではないかと思つておりまして、今後とも、中心市街地の活性化を担う人づくりに対してできるだけの工夫をしながら重点的な支援を実施していきたいと思つております。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。正に、まちづくりは人づくり、人づくりはまちづくりにつながるんだと思ひます。

さて、にぎわいの創設、人々の交流に観光というのが欠かせない要素だと思ひます。先日の川越市の視察で改めて実感した次第でございます。長い間伝えられたその地域の特性といひますか個性ですね、これを生かすことはもちろんですけれども、新たな個性を生み出すきっかけというののも必要かなと思ひます。

再三青森の話して申し訳ないんですが、隣の県ですからちょっと紹介させていただきますと、先ほど駅前の、青森駅前のアウガというビルが年間五百万人ぐらい入っているのかな、そういうたにぎわいをつくつておりますが、アウガという九階の市場が、市場の建物を壊してアウガという九階建てのビルを造つて、その地下に市場が潜りまして、新鮮市場。郊外には、皆様御存じだと思ひますが、国の史跡の縄文遺跡三内丸山遺跡、大変な人気でございます。連日、もう夕方までびっしり大型のバスがやってきます。その郊外に遺跡を見に来た大型バスの皆さんが青森の駅前まで来まして、市場に立ち寄つて新鮮な魚介類を求めていく。正に、そうですね、文化と駅前の商店街活性化が、きちつと観光と商法が結び付いた形だなと思つております。

それからもう一つ、山形ですが、風の強い地域の弱点を逆手に取りまして、山形県の庄内町ですが、これが観光交流に変わつていっている。いろんな意味で、ヒントとチャンスは観光としてとらえますとそこらじゅうにあるわけでございまして、ですから、地元を盛り上げる情報というのをどんどん入れて、言葉は悪いんですが、地元の皆さんをその気にさせて地域の知恵とか誇りを引き出す、そういう努力も必要だと思ひますが。

最後に、観光というアイテムもまちづくりにには欠かせないと思ひますが、大臣の御所見を伺つて終わりたいと思ひます。

○国務大臣(二階俊博君) 観光をまちづくりにというところでございますが、今、大げさに言えば、世界各国が観光に向けて大変な盛り上がりを見せて、そういう状況になってまいりました。我が国におきましても、これからそれぞれの地域の活性化のために観光ということが大変大事な位置付けされるようになってまいりました。また、近ごろは市町村長あるいは知事等におきまして観光を語らない人はほとんどいないと。しかも、海外からの観光客を誘致するというにも大変力を注いでいるというわけでありまして。

先般、私も山形へ行つてまいりましたが、山形ではそろそろサクラランポの季節だということで関係者も非常に勢い付いておりましたが、私は、余談でございますが、サクラランポ泥棒なんという大変な悪いのがおるが、このごろはまだ出てきませんかと聞いたら、いやいやまだ、露地のまだサクラランポのところまで至つておりませんので今のところは泥棒は大丈夫ですと、こんなお話を、泥棒は結構としても、結構というのは来て要らないわけでありまして、観光面で、山形でもやはり上杉鷹山の歴史にちなむ大変な観光産業を頑張つております。ですから、私どもも、今度のまちづくりの上におきましても、観光という視点も是非積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

今日は、鈴木議員の御質問をもつて当委員会における慎重審議、いよいよ最終の段階を迎えたわけでありまして、思えば連合審査も含めて衆参で二十時間三十分と、これだけの慎重審議をいたしたわけでございます。その間いろいろたいした御議論の中で、私どもも正に検討の余地あり、また傾聴に値する、そういう御意見が多々あったこと、今後の法案の施行に際しまして、私どもはその議員各位の御意見を十分体して努力をしてまいることをごに改めて表明して、答弁に代えさせていただきます。

○鈴木陽悦君 大臣、ありがとうございます。今回、まちづくりに懸けますこの地方の声というのは非常に期待熱いものがございます。八府省庁の水平展開による連携というのが今正に不可欠でございます。新経済成長戦略の中間報告の中にも、地方活性化総合プランの実行の項目の中で、ちよつと読みますと、支援が縦割りに提供されることのないよう、地域においても地域経済産業局と関係省庁の地方支分部局が必要に応じ緊密に連携し、総合的な支援をワンストップで提供するというふうな文言結んでおります。是非この方針どおり、地方再生に向けてまして、そして地方の元気を生み出すために全力を挙げていただきたいと思ひます。

質問終わります。ありがとうございます。

○委員長(加納時男君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(加納時男君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。この際、若林秀樹君から発言を求められておりますので、これを許します。若林秀樹君。

○若林秀樹君 私は、たゞいま可決されました中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党の各派並びに各派に属しない議員鈴木陽悦君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地域の伝統や文化を尊重し、住民にとって真に魅力ある持続可能なまちづくりを実現するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 基本計画の認定と商業の活性化、街なか居住の推進等の各種支援策は、一体的に行われる必要があることにかんがみ、認定及び支援策が適切に連動し、効果的に実施されるよう努めること。

二 中心市街地の活性化には、不動産の有効活用が重要であることにかんがみ、固定資産税、相続税の軽減措置等により地権者の理解と協力を促すとともに、地域住民の参加を得る取組を強力に推進していくこと。

三 中心市街地活性化策の実施に当たっては、従来の施策に係る効果を十分に検証するとともに、予算措置の効率的な執行に関する事後評価を行い、その結果について適宜情報を提供すること。

四 まちづくり三法は、密接に連携させることが重要であることにかんがみ、本法に基づく施策と、大規模小売店舗立地法及び都市計画法に基づく施策とが相互にあいまっての確に実施され、地域の独自性を活かした都市構造の形成が図られるよう、関係府省庁は緊密な連携を図ること。また、その内容について、今後とも必要な見直しを行うとともに、中心

市街地の活性化の前提となる基本方針を早急に示すこと。

五 本法における「事業者の責務」に関する規定を踏まえ、大規模小売業者を始め地域の事業者が、退店時の対応等、地域におけるまちづくりへの協力について、自ら社会的責任の一環として自主的に取り組むよう求めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(加納時男君) たゞいま若林君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(加納時男君) 全会一致と認めます。

よって、若林君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

たゞいまの決議に対し、二階経済産業大臣から発言を求められております。この際、これを認めます。二階経済産業大臣。

○国務大臣(二階俊博君) たゞいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○委員長(加納時男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(加納時男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(藤末健三委員資料)

中心市街地活性化関連予算資料

省庁名		H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	合計
国土交通省	まちなか再生を促進する関係事業	913	913	989	1,049	961	987	994	949	
	道路、公園、駐車場等の都市基盤施設等の整備	3,872	4,298	4,758	4,802	4,857	4,885	4,839	4,071	
	住宅・商業施設の整備	210	214	232	281	255	279	220	210	
	鉄道・物流・港湾機能の強化	-	-	-	105	151	108	123	132	
	小計	4,995	5,425	5,977	6,016	6,024	6,038	5,977	5,389	
経済産業省	民間事業者や市町村等による商業機能強化に向けた取組支援	222	247	182	151	79	78	64	50	
	中心市街地における遊働力ある中小小売業の育成	871	955	831	900	142	124	125	144	
	都市型商業の立地促進	29	29	27	30	88	82	52	51	
	中心市街地活性化推進の支援機能の継続等	-	-	-	-	1	4	12	9	
	小計	1,122	1,231	1,020	1,081	288	286	253	254	
※平成13年度までは、中小企業融資事業の無料子融資等を含む。										
総務省	中心市街地活性化のための地方単独事業に対する支援(ハード事業、地方財政計画計上額)	500	700	700	700	600	600	600	600	
	中心市街地活性化のための地方単独事業に対する支援(ソフト事業、地方交付税措置額)	450	450	450	450	500	500	450	450	
	情報通信基盤の整備	17	23	26	58	59	62	59	61	
	小計	967	1,173	1,176	1,208	1,159	1,162	1,109	1,111	
農林水産省	健康・安心食生活創出対策	100	100	98	98	83	70	73	471	
	生産・流通・消費の各段階を通じた食育の推進	-	-	-	-	-	-	84	71	
	都市と農山漁村の共生・対流	-	-	-	-	-	-	994	732	
	小計	100	100	98	98	83	70	1,151	1,274	
※毎年度計上額を見直ししており、事業額の場合は当該年度見直しを要する。										
厚生労働省	居住環境の整備	2	2	4	5	※ 500	450	400	300	
	公共施設等の整備	1,920	1,631	1,658	1,598	1,475	1,471	1,585	1,410	
	魅力ある商業集積の形成等	122	409	879	1,197	898	298	249	210	
	小計	2,044	2,042	2,541	2,800	2,873	2,217	2,234	1,920	
※予算計上の方法を変更したことにより、その額が変動したものである。										
文部科学省	ソフト事業への支援	-	-	100	101	90	89	84	162	
	公共施設等の整備	-	-	32	20	18	18	11	11	
	小計	-	-	132	121	108	107	95	173	
警察庁	交通安全施設等の整備	171	186	197	171	171	175	162	163	
内閣府 (沖縄復興局)	国策事業の充実	不明	103	101	98	75	70	65	58	
	都市基盤施設の整備	不明	1,380	1,433	1,489	1,349	1,288	1,209	1,231	
	居住水準の向上	不明	106	108	104	91	83	85	82	
	小計									
内閣府のため計上せず										
関係8府省庁合計 (なお、内閣府予算額は国土交通省へ移管及び繰入を行うためです。)		9,399	10,157	11,141	11,493	10,508	10,033	10,981	10,284	

注)予算額には、中心市街地活性化のみを目的としたものだけでなく、中心市街地以外にも使える予算も計上されている。四捨五入により、合計が合わない場合がある。

合計 約 8兆3,974 億円
(経済産業省とりまとめ)

欧米主要国の大型商業施設の出店規制の概要

大型店の出店に関する規制は、各国の歴史的事情や、流通業を取り巻く環境、土地利用に対する考え方等によって様々であるが、商業調整の観点からではなく、専ら都市計画の観点からの規制をしている国が多い。

WTOのサービスの貿易に関する一般協定（GATS）を批准している国			GATSを留保している国	
イギリス	ドイツ	米国	フランス	イタリア
○環境省が所管する都市農村計画法に基づき、国は都市計画方針ガイダンス（PPG6）を、地方自治体はマスタープランとしてのデベロップメントプラン（開発計画）を策定することとなっている。 ○当該計画を前提とした上で、小売施設を含む全ての開発行為は、各自自治体の地方計画庁の事前の許可を得る必要がある。 ○商業開発にあたって、申請者は、開発の必要性を証明した後、まず中心市街地での開発が可能かをチェックし、次いで中心市街地の隣接地、中心市街地外、既成市街地外の順で可能性をチェックする（シーケンシャル・アプローチ）。また、PPG6では床面積2500㎡以上の小売開発の申請者に対し、①シーケンシャル・アプローチ、及び代替立地の検討、②既存の中心市街地に対する経済的インパクト、③アクセス・交通手段、④商圏内の移動パターンに与える影響、⑤その他の環境上の影響、の各項目について立証を義務付けている。	○連邦建設省が所管する「建設法典」と「建設利用令」に従って地方自治体が都市計画を策定・実施することとなっており、市町村が策定し州政府が許可する「土地利用計画（Fプラン）」と市町村議会の議決による条例として決定される「地区を単位とした計画（Bプラン）」の2段階のシステムにより規制が行われている。 ○大型店規制は都市計画的規制であることは、連邦行政裁判所の判決で合憲性が確定している。 ○都市計画、地域計画の枠組みの中で、各自自治体は①大型店の立地制限（原則、中心地区と大型店のための特別地区に制限）、②食料品、日用品などの「都心と近隣供給に影響する商品リスト」、家具、インテリア、庭園用品などの「都心に影響しない商品リスト」による販売品目の調整、③州管区政府による広域調整が行われている。	○連邦政府には、都市計画・土地利用規制に係る権限がない。 ○都市計画の観点から市町村等の地方自治体が規制を行うゾーニング制度があり、一般的には、市町村又は郡といった個々の地方自治体のレベルにおいて、当該自治体内をいくつかの地域に区分して、各地域内における土地・建物の用途等を規制している。 ○ゾーニングに加えて、環境保護法（自然環境、社会環境、経済的環境が加味）、成長管理などによる規制がある。 ○ロサンゼルス市では、既存店への影響、雇用、税収、経済的なマイナスが発生した場合の緩和策などについて事前影響調査を義務付け、中心市街地活性化策と、これにマイナスとなる大型店の開発を制限する規制が連動している。	○商法典に基づく大型店出店許可制度 ○ロワイエ法から始まり、'96年のラファラン法を経て現行の商法典に引き継がれている大型店規制の目的は、①競争には枠があること、②全ての企業形態が成長すること、③小規模企業の倒産を避けること、④消費者のニーズを満たすこと、⑤雇用を確保すること、⑥生活の質を向上させること、⑦国土整備、環境保全、都市計画の高度化の要求にこたえることであると明記されている。さらに、商法典及び都市連帯・再生法で都市計画との総合性が求められている。 ○出店希望者は、地元市町村の長、商工会議所の代表、消費者代表等6名の商業施設設置委員会に申請し、同委員会が許可／不許可の判断を行う。 ○同委員会の決定に不服な場合、知事又は委員の2人以上又は申請者が、国務院、会計検査院、財務監獄局、施設監察室、流通、消費、国土整備、雇用に関する専門家等8名からなる全国商業施設委員会に不服申立てを行える。	○「商業規制改革法（1999年施行）」に基づく大型店出店許可制度 ○州、県、市町村の3者が参加する開業審査会により、当該出店が州の定める「流通網計画」に基づく審査が行われ、市町村が許可する。 ○州の流通網計画には、流通網の生産性と消費者サービス、自由競争、地域・環境に与える影響、歴史地区の保全、既存中小商店への補償（補助）等の内容が定められている。

出典：日本商工会議所作成資料

関係府省庁の主な支援策

吸引力を高める

<商業の魅力向上等>

- ・商業・サービス産業関係施設整備事業、中心市街地商業活性化支援事業（市町村、第3セクターが行う商業施設等の整備及び商業の活性化のためのソフト事業に対する支援）……経済産業省／再掲
- ・リノベーション補助金（TMO、商店街振興組合等が行う商業施設等の整備）……経済産業省／再掲
- ・中小商業活性化総合補助事業（商店街活性化のためのソフト事業に対する支援）……経済産業省／再掲
- ・大型空店舗活用支援事業……経済産業省／再掲
- ・日本政策投資銀行による出店支援……経済産業省／再掲
- ・中小企業振興融資保証による融資保証……経済産業省／再掲
- ・都市再生総合整備事業……国土交通省
- ・共同施設事業の促進に対する支援……国土交通省
- ・地域総合整備資金貸付事業……国土交通省
- ・地域資源活用促進事業……国土交通省
- ・食品小売業営業活性化ビジネスモデル支援事業……農林水産省
- ・全国農産、地域産物における食育の取組への支援……農林水産省
- ・卸売市場施設整備事業……農林水産省
- ・食品リサイクル施設整備事業……農林水産省
- ・食品専門小売等流通施設整備事業……農林水産省
- ・生活衛生関係施設の活性化促進事業……厚生労働省
- ・中小企業労働力確保法に基づく人材確保、育成等に対する支援……厚生労働省

<公益機能の導入等>

- ・まちづくり交付金……国土交通省
- ・中心市街地の活性化等に資する官庁施設整備……国土交通省
- ・中心市街地活性化特別交付金……国土交通省
- ・マルチメディア中心に集まる「集出事業」……国土交通省
- ・「子どもの居場所づくり新プラン」等地域の教育力の向上……文部科学省
- ・社会体育施設整備補助金……文部科学省
- ・地域・学校連携施設整備事業（複合化促進型）……文部科学省
- ・都市部における社会福祉施設の整備……厚生労働省
- ・駅前保育サービス提供施設等整備促進事業……厚生労働省
- ・通達便ステーション駅行事業……厚生労働省
- ・パートナーシップ（パートナーシップ）の推進……厚生労働省
- ・その他の広域事業……厚生労働省

<様々な機能の受け皿づくり>

- ・都市再生土地整備事業……国土交通省
- ・都市再生土地整備事業（都市再生）……国土交通省
- ・都市再生土地整備事業（都市再生）……国土交通省
- ・都市再生土地整備事業（都市再生）……国土交通省
- ・都市再生土地整備事業（都市再生）……国土交通省
- ・都市再生土地整備事業（都市再生）……国土交通省
- ・都市再生土地整備事業（都市再生）……国土交通省
- ・都市再生土地整備事業（都市再生）……国土交通省
- ・都市再生土地整備事業（都市再生）……国土交通省
- ・都市再生土地整備事業（都市再生）……国土交通省

<イベント開催等>

- ・中小商業活性化総合補助事業（イベントやまちづくり関係者のコンセンサス形成のためのフォーラムの開催等に対する支援）……経済産業省／再掲
- ・TMO基金（TMO等が行うコンセンサス形成事業等に対する支援）……経済産業省／再掲
- ・中心市街地商業活性化総合支援事業（市町村、第3セクターが行う商業の活性化のためのソフト事業に対する支援）……経済産業省／再掲
- ・中心市街地活性化対策ソフト事業……国土交通省

<来訪者へのサービス向上や観光資源開発>

- ・街なみ環境整備事業……国土交通省
- ・交通ターミナル等と一体となった整備される観光施設整備に対する支援……国土交通省
- ・国際交流施設、快速線駅空間の整備……国土交通省
- ・リハビリ施設空間の整備……国土交通省
- ・観光まちづくりプログラム開発促進事業……国土交通省
- ・観光交流空間づくりモデル事業……国土交通省
- ・地域資源活用促進事業……国土交通省
- ・「文化芸術による創造のまち」支援事業……文部科学省
- ・重要伝統的建造物群保存地区保存事業……文部科学省

快適に過ごせる環境を整える

<歩きやすい環境づくり>

- ・歩道まちづくり支援事業……国土交通省
- ・特定交通安全施設等整備事業……国土交通省
- ・人になじしいまちづくり事業……国土交通省
- ・歩道共同整備事業……国土交通省
- ・道路関係委員会による自転車駐車場整備事業……国土交通省

- ・中心市街地活性化特別交付金……国土交通省
- ・都市再生土地整備事業……国土交通省
- ・都市再生土地整備事業（都市再生）……国土交通省
- ・都市再生土地整備事業（都市再生）……国土交通省
- ・都市再生土地整備事業（都市再生）……国土交通省
- ・都市再生土地整備事業（都市再生）……国土交通省
- ・都市再生土地整備事業（都市再生）……国土交通省
- ・都市再生土地整備事業（都市再生）……国土交通省
- ・都市再生土地整備事業（都市再生）……国土交通省
- ・都市再生土地整備事業（都市再生）……国土交通省

<思いの地づくり>

- ・コミュニティ施設活用促進事業……経済産業省／再掲
- ・中心市街地活性化広域等整備事業……国土交通省
- ・快速線駅空間の整備……国土交通省
- ・都市部等整備促進事業……国土交通省
- ・地域資源活用促進事業……国土交通省
- ・その他の広域事業……国土交通省

来やすくなる

<中心市街地のアクセス改善等>

- ・バス・環状道路整備事業……国土交通省
- ・都市内道路の整備に対する補助……国土交通省
- ・鉄道駅周辺整備事業……国土交通省
- ・都市部交通活性化総合支援事業……国土交通省、警察庁

<駐車場の整備等>

- ・リノベーション補助金（TMO、商店街振興組合等が行う商業施設等の整備）……経済産業省／再掲
- ・中小商業活性化総合補助事業（商店街等の活性化のためのソフト事業に対する支援）……経済産業省／再掲
- ・商業・サービス産業関係施設整備事業、中心市街地商業活性化支援事業（市町村、第3セクターが行う商業施設等の整備及び商業の活性化のためのソフト事業に対する支援）……経済産業省／再掲
- ・特定交通安全施設等整備事業……国土交通省
- ・日本政策投資銀行による駐車場の整備に対する支援……国土交通省
- ・中心市街地活性化特別交付金……国土交通省

<公共交通の利便性向上>

- ・交通ターミナル等の整備……国土交通省
- ・LRTを含む路面電車の導入に対する補助……国土交通省
- ・鉄道駅周辺整備事業……国土交通省
- ・オムニスタンの整備……国土交通省、警察庁

住む人を増やす

- ・特定優良賃貸住宅供給促進事業……国土交通省
- ・住宅金融公庫の都市再生住宅供給事業……国土交通省
- ・地域活性化住宅制度……国土交通省
- ・公営住宅整備事業……国土交通省
- ・高齢者向け優良賃貸住宅制度……国土交通省
- ・公営住宅等関連事業推進事業……国土交通省
- ・住宅市街地総合整備事業……国土交通省
- ・下水道の整備……国土交通省
- ・農村部関係施設整備事業……農林水産省
- ・シルバーハウジング・プロジェクト……国土交通省、厚生労働省
- ・健康な高齢者グループホームの整備……厚生労働省

実現に向けた仕組みと環境づくり

<計画づくり>

- ・中小商業活性化総合補助事業（TMO計画・TMO計画に対する支援）……経済産業省／再掲
- ・都市部再生総合整備事業……国土交通省
- ・土地利用関係施設整備事業……国土交通省
- ・中心市街地活性化対策ソフト事業……国土交通省

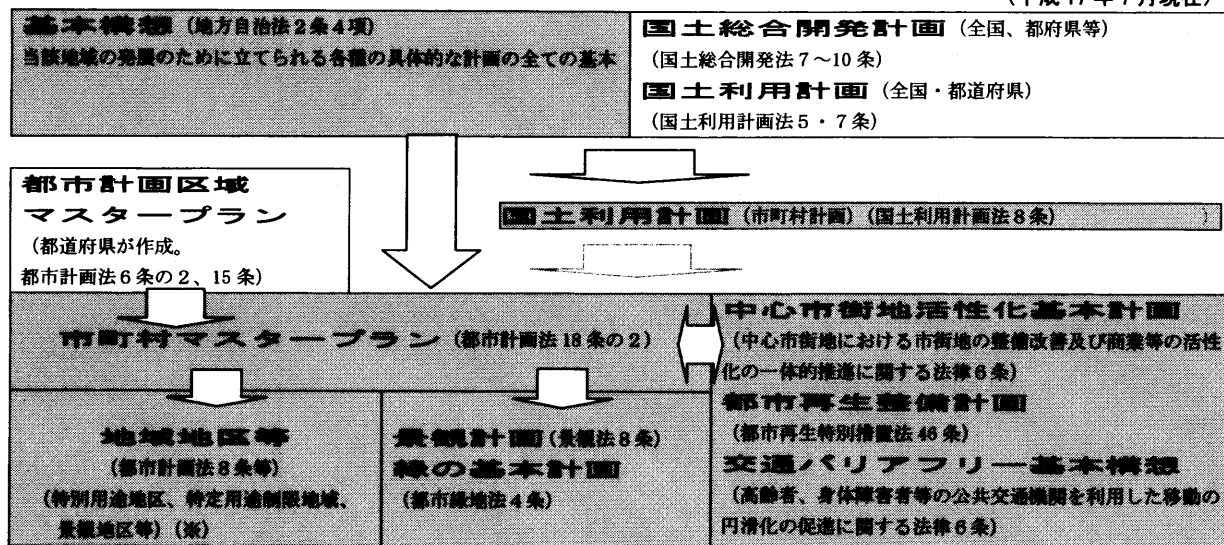
<専門家派遣やまちづくりの人材育成等>

- ・タウンマネージャー養成研修及び派遣事業……経済産業省
- ・中小商業活性化総合補助事業（TMOの運営基盤の確立及び専門人材の活用支援）……経済産業省／再掲
- ・市町村、TMOに対する助成……経済産業省
- ・駅前地区整備事業、商業等に対する人材育成支援……国土交通省
- ・都市防災関係施設整備事業（住民等のまちづくり活動支援）……国土交通省
- ・中心市街地活性化対策ソフト事業……国土交通省
- ・「文化芸術による創造のまち」支援事業……文部科学省／再掲

（出典：中心市街地活性化推進室作成資料）

市町村のまちづくりに関する主要な計画相互の関係（イメージ）

（平成 17 年 7 月現在）



注 網掛けは、市町村が策定主体のもの。薄字の矢印は、条文上関係が明らかではないが実務上上記の関係であると考えられるもの。

※ 地域地区のうち都市再生特別措置法 36 条第 1 項による都市再生特別地区、都市緑地法 5 条による緑地保全地域等は、都道府県が定めることになっている（都市計画法 15 条）。

（参議院法制局作成）

平成十八年六月十二日印刷

平成十八年六月十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K